

たかはまハートフルプラン

第9次高浜町高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画



令和3年3月
高浜町

ごあいさつ



超高齢社会の進展に伴う要介護等認定者や認知症高齢者の増加、核家族化の進行による高齢者単独世帯の増加等、高齢者福祉を取り巻く環境は日々厳しさを増しています。

また、2025年（令和7年）には団塊の世代が後期高齢者に、さらに2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が高齢者となり、介護等の支援を必要とする高齢者の数が大きく増えることが見込まれています。

こうした将来の状況を見据え、国では「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的に提供し、地域で高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。また、近年の大規模な自然災害の発生や感染症の拡大といった大きな変化にも対応しながら、地域で人と人、人と社会がつながり、支え合いながら、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現がより一層求められています。

このたび策定しました「～たかはまハートフルプラン～（第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」では、基本理念を新たに「みんなでつくろう！安心して暮らせる“支え合い”のまち」と設定しました。厳しい社会状況の中、これまで以上に「心の通い合い」を大切にしながら、住み慣れた地域で、だれもが安心して自分らしい生活を送ることができる社会の実現をめざして、本計画に掲げた取り組みをしっかりと進めてまいりますので、町民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました高浜町福祉3計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さま、関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

高浜町長 野瀬 豊



目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	策定体制	4
5	日常生活圏域の設定	5

第2章 高浜町の高齢者を取り巻く状況

1	高齢者の現状と将来推計	6
1-1	高齢者人口の推移（実績）	6
1-2	高齢者人口の将来推計	7
1-3	高齢化の進行状況	9
1-4	高齢者世帯の状況	10
2	要介護認定者等の状況	11
2-1	認定者数の推移（実績）	11
2-2	重度化の状況	12
3	介護保険事業の状況	14
3-1	介護サービスの利用状況	14
3-2	サービス類型別の受給率のバランス	16
3-3	給付費の推移	17
3-4	一人あたり給付月額	17
3-5	保険料基準額の水準	19
4	第7期計画の評価	20
4-1	主要5指標の評価	20
4-2	要介護認定者数及び認定率の評価	20
4-3	サービス別給付費の評価	21
5	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果	23
6	在宅介護実態調査の結果	35

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念と基本方針	42
1-1	基本理念	42
1-2	基本方針	42
2	計画の体系	44

第4章 施策の展開

基本方針1	みんなで支え合う基盤づくり	45
基本方針2	社会参加による健康寿命の延伸	51
基本方針3	誰もが安心して暮らせるまちづくり	58
基本方針4	介護保険制度の運営体制の強化	68

第5章 介護サービス等の実施目標

1	介護保険料算定の手順	97
2	被保険者数と認定者数の設定	98
2-1	将来人口と被保険者数の推計	98
2-2	要介護等認定者数と認定率の推計	98
3	サービス別利用者数と給付費等の推計	99
3-1	サービス見込額、利用者数、回数(日数)	99
3-2	施設サービス利用者数	101
3-3	地域支援事業費	101
3-4	標準給付費	103
4	第1号被保険者の保険料の推計	104
4-1	第1号被保険者負担分相当額の見込み	104
4-2	高齢者の所得段階別の割合と保険料段階	105
4-3	第1号被保険者保険料基準額(月額)の見込み	106
4-4	所得段階別の第1号被保険者保険料	107

第6章 計画の推進体制

1	計画の推進体制の整備	108
2	介護保険事業の進捗状況の評価	108

資料編

1	高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱	109
2	高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿	111
3	計画の策定経過	113

1 計画の背景

2025年（令和7年）、2040年（令和22年）を見据えた計画

第6期（2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度））以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、2025年（令和7年）までの期間において段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことが目指されてきました。第8期（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））においては、引き続き2025年（令和7年）を目標とする地域包括ケアシステムの実現をめざすとともに、さらに現役世代が激減する2040年（令和22年）の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。本町の将来的な状況を踏まえた上で、第8期に行うべき事項を含めた計画として策定することが必要となります。

地域共生社会の実現

高齢者福祉や介護に限らず、全ての人を対象とする概念として「地域共生社会の実現」が必要とされています。地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現が必要です。

介護予防や健康づくり施策の効果的な推進

中長期的な視点での計画を策定する上では、これまで以上に自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化などを計画的に進め、十分な成果をあげる必要があります。そのため、計画を中心とするPDCAサイクルの確立など、保険者のマネジメント機能の強化が必要とされています。

認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症高齢者への支援が大きな課題とされています。今回の計画では、認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の充実が必要とされています。

以上、本計画を策定する上での主な背景要因を整理しました。本計画は、これらの内容を踏まえた上で、高浜町としての施策を具体化して記載しています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「市町村老人福祉計画」は、介護保険の給付対象および給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣が定める基本方針に即して、保険者である市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は、法的根拠や計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することとされています。

老人福祉計画

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

<根拠法：老人福祉法（第20条の8）>

介護保険事業計画

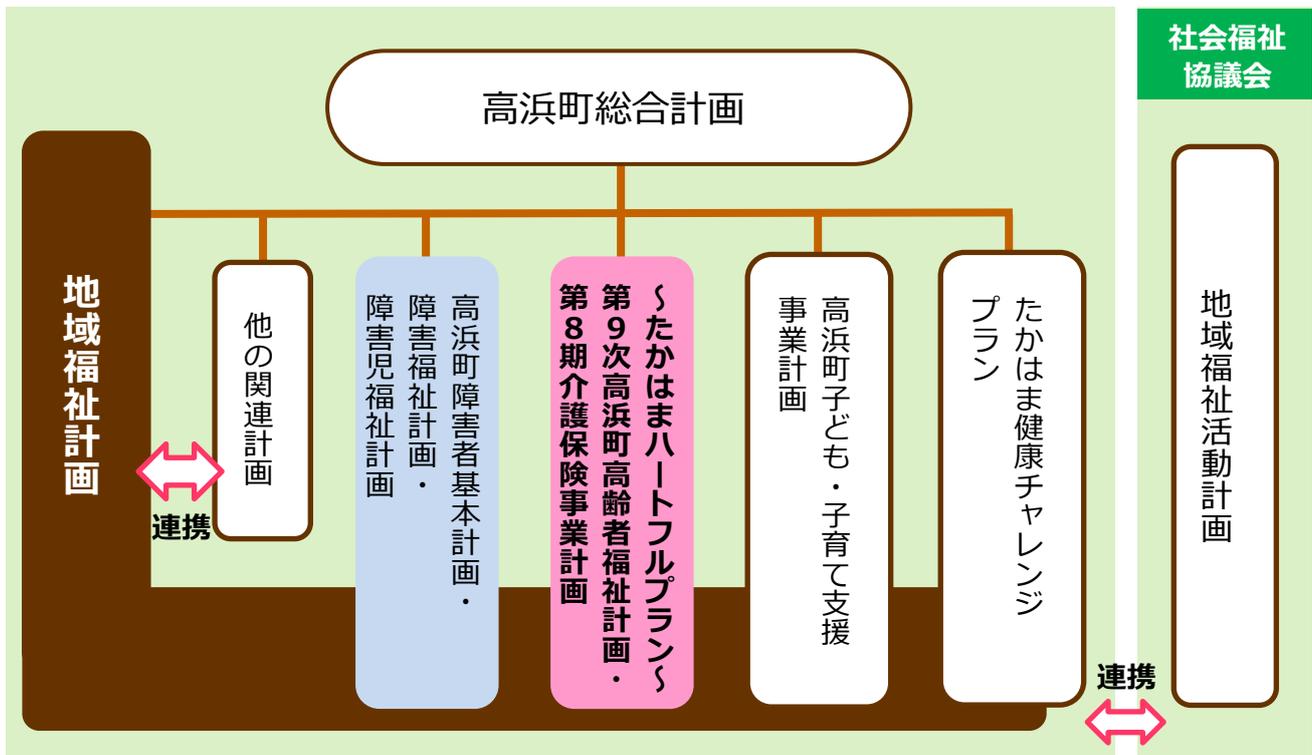
適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

<根拠法：介護保険法（第117条）>

(2) 関連計画との連携

この計画は、「高浜町総合計画」を最上位の計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。この計画に位置づけられる具体的な事業については、「高浜町総合計画」実施計画等との調整を図り、進めていきます。

また、高齢者福祉施策や介護保険事業を円滑に実施することを目的に、「高浜町地域福祉計画」「高浜町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「高浜町子ども・子育て支援事業計画」「たかはま健康チャレンジプラン（高浜町健康増進計画）」「地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」との調和を図りつつ、これから取り組むべき課題を明らかにするとともに、2023年度（令和5年度）の目標を立てた上で、それに向けた取り組みを推進するためのものです。



3 計画の期間

この計画は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年計画として策定します。また、国の指針に基づき、2025年（令和7年）・2040年（令和22年）を見据え、長期的な需要等を踏まえて策定しました。

2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第7期計画 (H30~R2)	第8期計画			第9期計画		

4 策定体制

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査および在宅介護実態調査の実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくため、介護予防・日常生活圏域二一ズ調査および在宅介護実態調査の実施により、施策の対象となる高齢者の健康や生活、在宅介護を取り巻く状況、今後の二一ズ等を把握しました。

(2) 福祉3計画策定委員会および高齢者福祉計画部会の開催

広く住民等から意見を聴取するため、住民や関係機関・団体の代表等で組織された「高浜町福祉3計画（地域福祉計画、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画）策定委員会」およびその補助機関である「高齢者福祉計画部会」において、本計画策定にあたっての意見交換および審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

広く住民等から意見を聴取し、本計画等に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るために設定しています。

本町では、人口規模、面積や地域の特性、交通事情等を総合的に勘案し、前期計画に引き続き、町全体を1つの圏域として設定します。

1 高齢者の現状と将来推計

1-1 高齢者人口の推移（実績）

高浜町の人口は近年減少傾向にあり、2020年（令和2年）9月末時点の人口は10,234人となっています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、2020年（令和2年）では3,311人となっており、高齢化率は32.4%となっています。

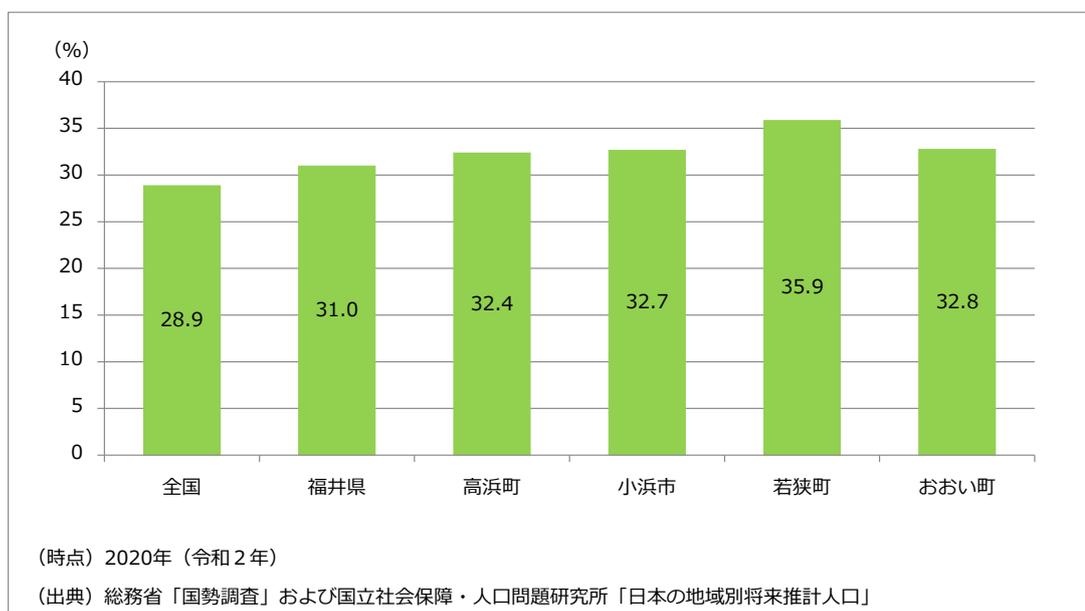
国勢調査を基に算出した2020年（令和2年）の高齢化率を他の地域と比較すると、町の高齢化率は国・県より高く、小浜市・若狭町・おおい町より低くなっています。

図表1 高浜町の年齢別人口の推移

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
総数	10,738	10,660	10,581	10,499	10,419	10,234
0～14歳	1,404 13.1	1,362 12.8	1,347 12.7	1,292 12.3	1,283 12.3	1,224 12.0
15～64歳	6,150 57.3	6,085 57.1	5,992 56.6	5,933 56.5	5,845 56.1	5,699 55.7
65歳以上	3,184 29.7	3,213 30.1	3,242 30.6	3,274 31.2	3,291 31.6	3,311 32.4
65～74歳 (再掲)	1,552 14.5	1,548 14.5	1,564 14.8	1,551 14.8	1,548 14.9	1,575 15.4
75歳以上 (再掲)	1,632 15.2	1,665 15.6	1,678 15.9	1,723 16.4	1,743 16.7	1,736 17.0

(出典) 住民基本台帳（各年9月末時点）

図表2 高齢化率の状況（国・県・近隣市町との比較）



1-2 高齢者人口の将来推計

2025年（令和7年）まで及び2040年（令和22年）の将来人口推計では、人口は引き続き減少していくことが見込まれます。高齢者人口も2021年（令和3年）以降は概ね少しずつ減少していくことが見込まれます。

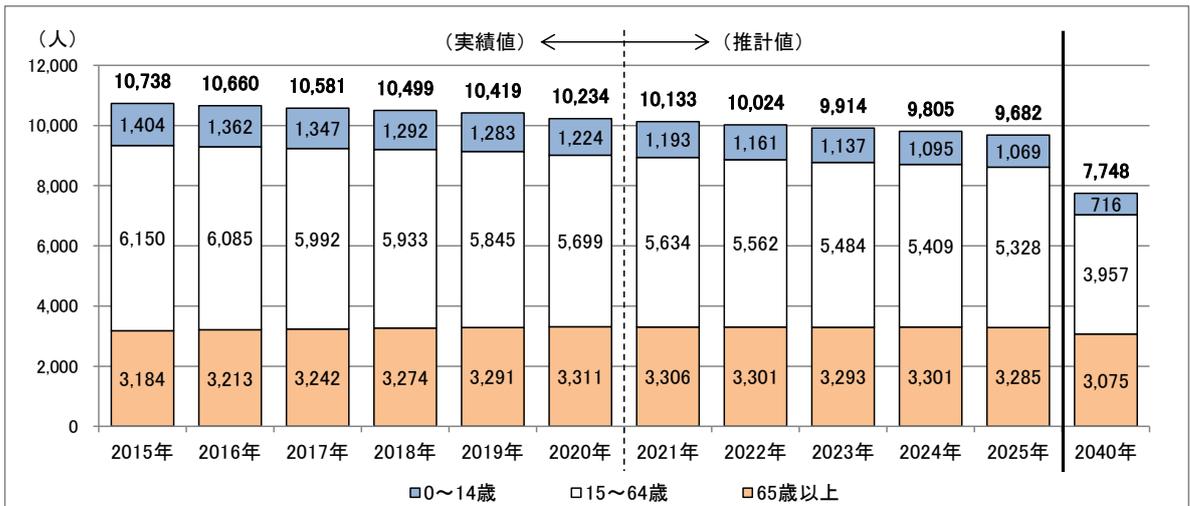
図表3 高浜町の年齢別人口の将来推計

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
総数	10,133	10,024	9,914	9,805	9,682	7,748
0～14歳	1,193 11.8	1,161 11.6	1,137 11.5	1,095 11.2	1,069 11.0	716 9.2
15～64歳	5,634 55.6	5,562 55.5	5,484 55.3	5,409 55.2	5,328 55.0	3,957 51.1
65歳以上	3,306 32.6	3,301 32.9	3,293 33.2	3,301 33.7	3,285 33.9	3,075 39.7
65～74歳 (再掲)	1,605 15.8	1,531 15.3	1,451 14.6	1,390 14.2	1,310 13.5	1,306 16.9
75歳以上 (再掲)	1,701 16.8	1,770 17.7	1,842 18.6	1,911 19.5	1,975 20.4	1,769 22.8

(人、%)

(出典) 実績値（住民基本台帳）を基にコーホート要因法を用いた推計値

図表4 高浜町の年齢別人口の推移と将来推計



(出典) 実績値：住民基本台帳（各年9月末時点） 推計値：コーホート要因法を用いた推計値

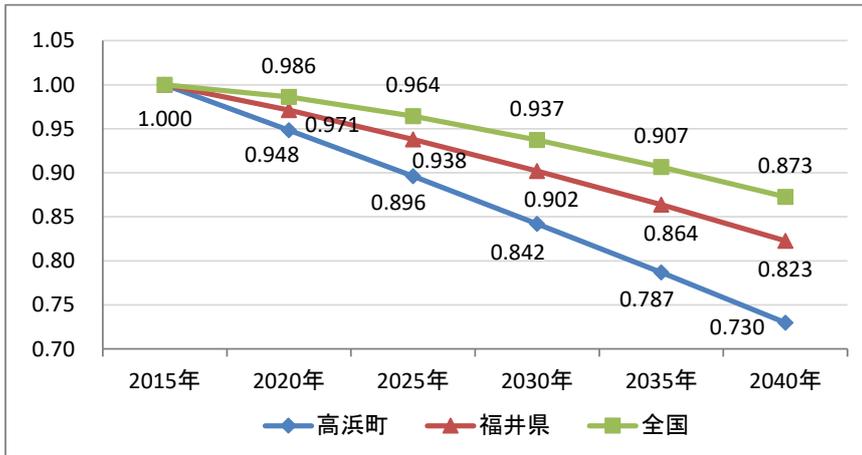
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）による2040年（令和22年）までの将来人口推計について、2015年（平成27年）の推計人口を1とした伸び率を国・県と比較すると、国・県・町の人口がいずれも減少が見込まれるなかで、町の人口の減少の度合いが最も大きくなると見込まれます。

年齢別人口割合の推移と将来推計をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下し、高齢者人口の割合が上昇することが見込まれ、特に後期高齢者（75歳以上）人口の割合が大きく上昇することが見込まれます。

また、高齢化率の将来推計を国・県と比較すると、町の高齢化率は国・県より高い値で今後も推移すると見込まれます。

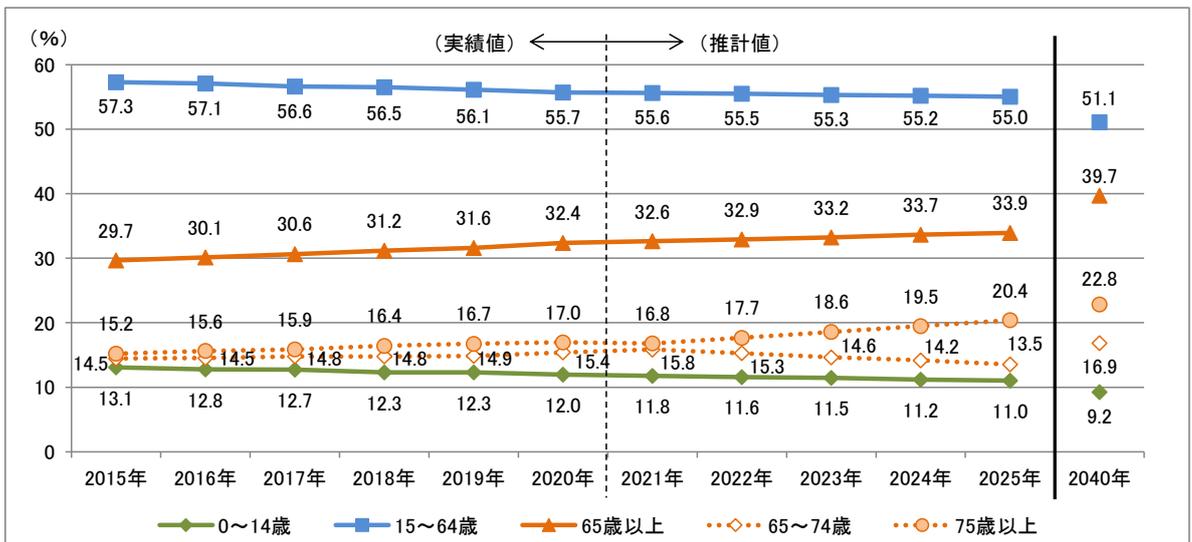
図表5 人口の将来人口推計（2015年（平成27年）推計人口を1とする）

<国・県との比較>



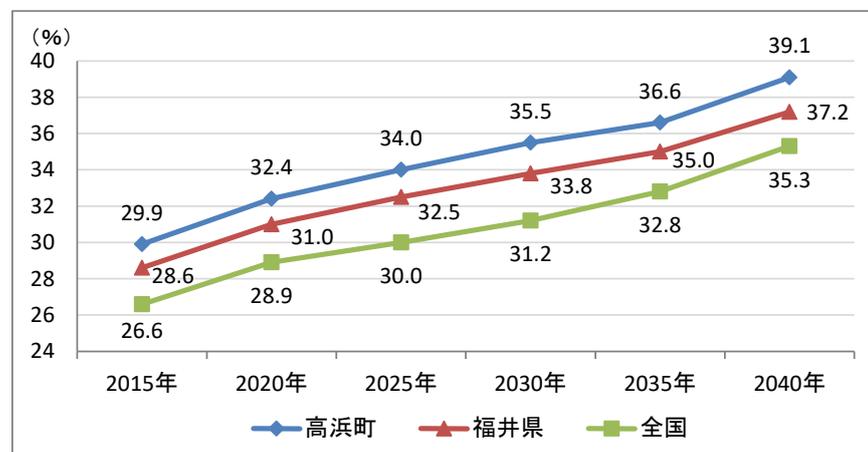
（出典）国立社会保障・人口問題研究所（2017年（平成29年）・2018年（平成30年）推計）

図表6 年齢別人口割合の推移と将来推計



（出典）実績値：住民基本台帳（各年9月末時点） 推計値：コーホート要因法を用いた推計値

図表7 高齢化率の将来推計<国・県との比較>



（出典）国立社会保障・人口問題研究所（2017年（平成29年）・2018年（平成30年）推計）

1-3 高齢化の進行状況

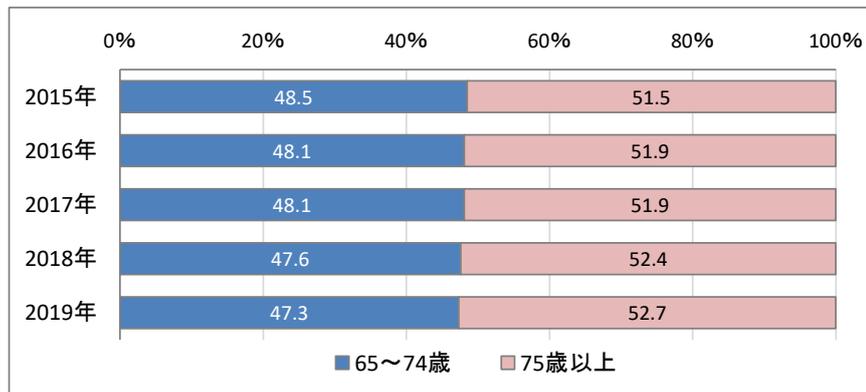
町の第1号被保険者数（65歳以上）のうち、後期高齢者数が前期高齢者数を上回って推移しています。前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあり、2019年（令和元年）では後期高齢者の割合は52.7%となっています。

他の地域と比較すると、町の後期高齢者の割合は国より高く、県・小浜市・若狭町・おおい町より低くなっています。

図表8 前期・後期別65歳以上被保険者数の推移

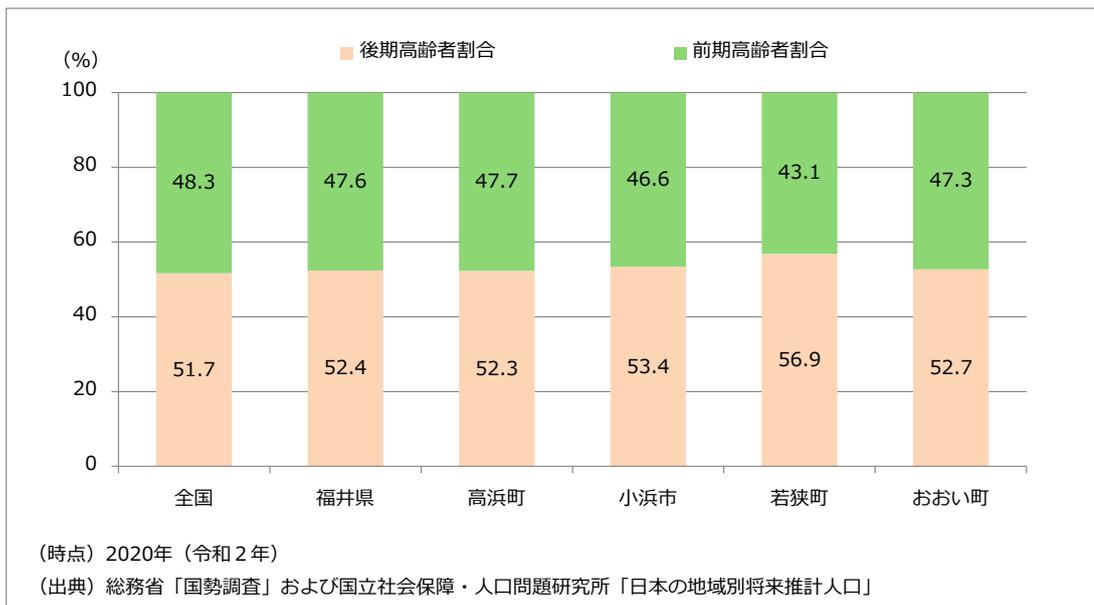
上段：人、下段：%

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
第1号被保険者数	3,189	3,217	3,244	3,253	3,272
前期高齢者 (65～74歳)	1,547	1,546	1,561	1,549	1,548
	48.5	48.1	48.1	47.6	47.3
後期高齢者 (75歳以上)	1,642	1,671	1,683	1,704	1,724
	51.5	51.9	51.9	52.4	52.7



(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

図表9 前期・後期別高齢者数割合<国・県・近隣市町との比較>



1-4 高齢者世帯の状況

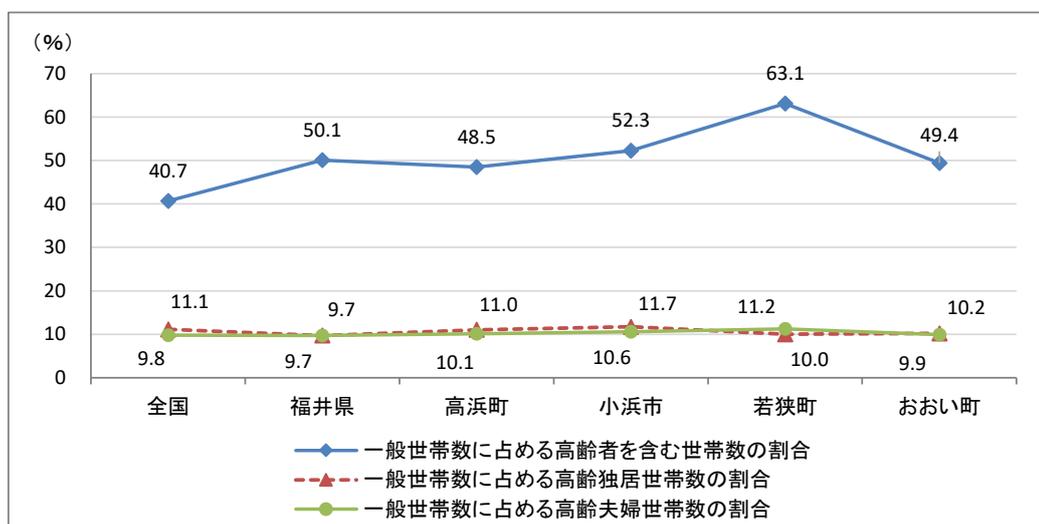
高浜町の「高齢者を含む世帯」は、2015年（平成27年）で2,029世帯であり、一般世帯の48.5%を占めています。高齢独居世帯は一般世帯の11.0%、高齢夫婦世帯は一般世帯の10.1%をそれぞれ占め、両者を合わせた「高齢者のみの世帯」は一般世帯の21.1%を占めています。

他の地域と比較すると、町の高齢者を含む世帯の割合は国より高く、県及び近隣市町より低くなっています。高齢夫婦世帯の割合は、国・県・おおい町より高く、小浜市・若狭町より低くなっています。高齢独居世帯の割合は、県・若狭町・おおい町より高く、国・小浜市より低くなっています。

図表 10 高齢者世帯の状況<国・県・近隣市町との比較>

(世帯、%)

	全国	福井県	高浜町	小浜市	若狭町	おおい町
一般世帯数	53,331,788	278,990	4,181	11,177	4,859	3,218
高齢者を含む世帯数	21,713,302	139,665	2,029	5,848	3,067	1,591
高齢独居世帯数	5,927,685	27,161	462	1,311	487	328
高齢夫婦世帯数	5,247,935	26,987	422	1,188	545	317
一般世帯数に占める高齢者を含む世帯数の割合	40.7	50.1	48.5	52.3	63.1	49.4
一般世帯数に占める高齢独居世帯数の割合	11.1	9.7	11.0	11.7	10.0	10.2
一般世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合	9.8	9.7	10.1	10.6	11.2	9.9



(出典) 国勢調査 (2015年 (平成27年))

2 要介護認定者等の状況

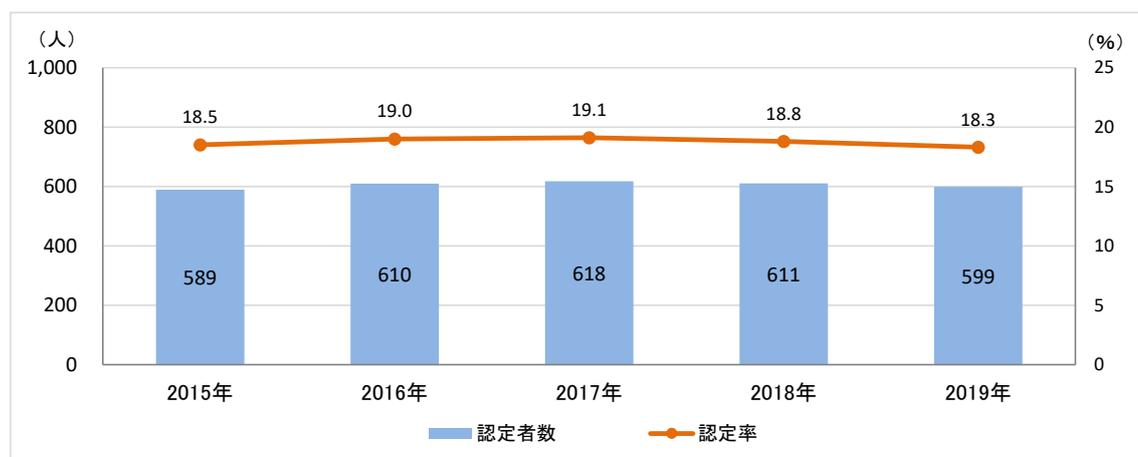
2-1 認定者数の推移（実績）

高浜町の認定者数[※]は、2019年（令和元年）9月末時点で599人となっており、2017年（平成29年）以降は2年連続で減少しています。要介護度別で見ると、2017年（平成29年）以降は要介護3・4を除くすべての要介護度で減少しています。

認定率は2017年（平成29年）以降はやや下降傾向にあり、2019年（令和元年）で18.3%となっています。国・県と比較すると、町の認定率は国・県より概ね高い水準で推移しています。

図表 11 要介護度別認定者数及び認定率の推移

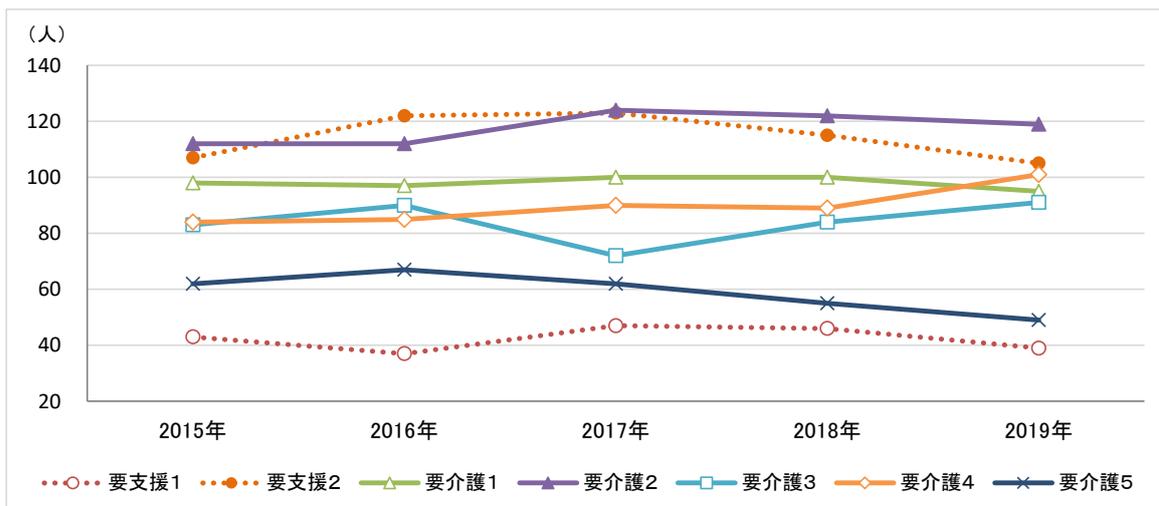
		(人)				
		2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
要支援1		43	37	47	46	39
要支援2		107	122	123	115	105
要介護1		98	97	100	100	95
要介護2		112	112	124	122	119
要介護3		83	90	72	84	91
要介護4		84	85	90	89	101
要介護5		62	67	62	55	49
認定者計(A)		589	610	618	611	599
高齢者計(B)		3,189	3,217	3,244	3,253	3,272
認定率 (A/B)	高浜町	18.5%	19.0%	19.1%	18.8%	18.3%
	福井県	18.1%	18.0%	17.8%	17.6%	17.7%
	全国	18.0%	18.0%	18.1%	18.3%	18.5%



(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

※認定者数は第2号被保険者を除く。

図表 12 要介護度別認定者数の推移



(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (各年9月末時点)

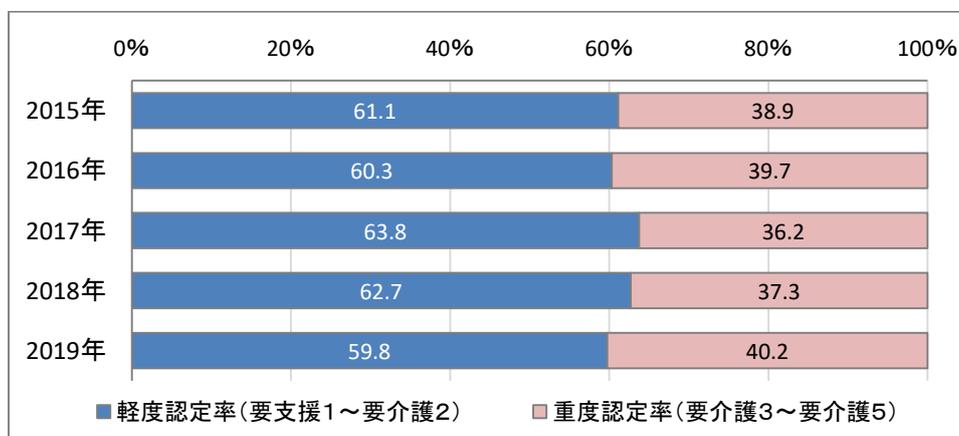
2-2 重度化の状況

認定者数[※]の推移を軽度 (要支援1～要介護2)・重度 (要介護3～要介護5) の別でみると、2019年(令和元年)で認定者に占める軽度認定者の割合は59.8%、重度認定者の割合は40.2%となっています。2017年(平成29年)以降は、軽度認定者の割合は低下し、重度認定者の割合は上昇しています。

図表 13 重度・軽度別認定者数及び認定率の推移

(上段：人、下段：%)

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
認定者計	589	610	618	611	599
軽度認定者 (要介2以下)	360	368	394	383	358
	61.1	60.3	63.8	62.7	59.8
重度認定者 (要介3以上)	229	242	224	228	241
	38.9	39.7	36.2	37.3	40.2

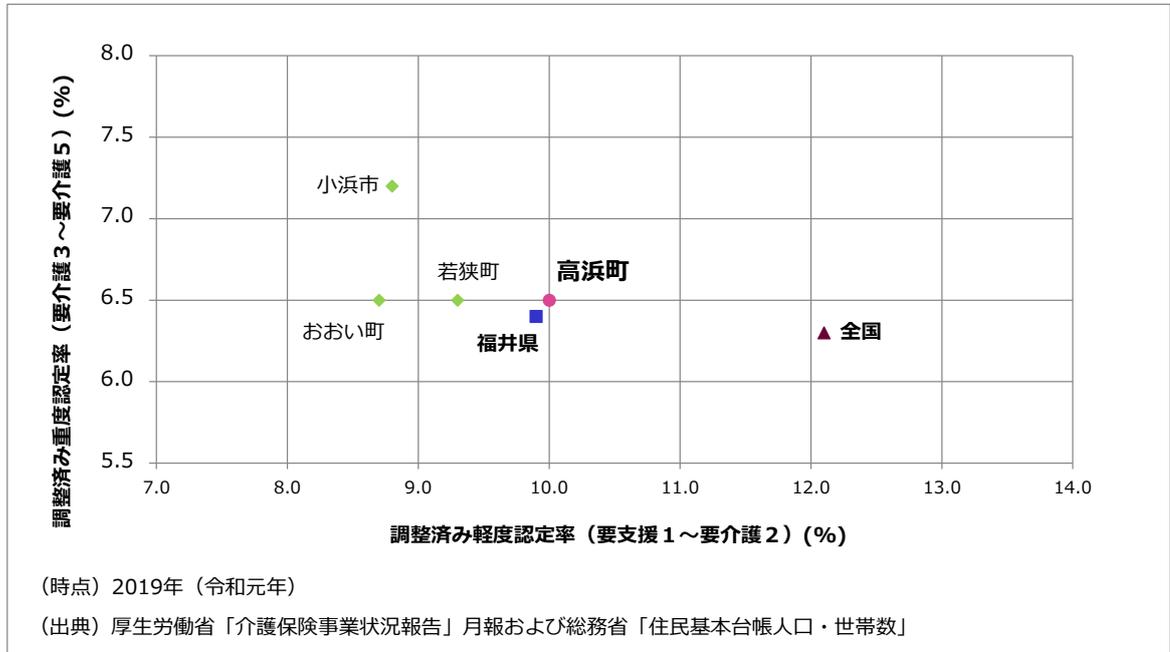


(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (各年9月末時点)

※認定者数は第2号被保険者を除く。

調整済み軽度認定率[※]と調整済み重度認定率の分布を他の地域と比較すると、町の軽度認定率は国より低く、県及び近隣市町より高くなっています。一方、重度認定率は小浜市より低く、若狭町・おおい町とは同等で、国・県より高くなっています。

図表 14 軽度認定率と重度認定率の分布<国・県・近隣市町との比較>



※調整済み認定率：認定率に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率。ここでは2019年(令和元年)時点の全国平均の構成と同様になるように性・年齢調整を行い、地域間での比較をしやすくしています。

3 介護保険事業の状況

3-1 介護サービスの利用状況

2019年（令和元年）9月の受給者数をサービス類型別で見ると、2017年（平成29年）に比べて在宅サービス受給者数は3人増加、居住系サービス^{※1}受給者数は2人増加、施設サービス^{※2}受給者数は2人減少しています。

一方、認定者数^{※3}に占める受給者数の割合の推移をみると、居住系サービスについては上昇し、全体の割合も少しずつ上昇しています。

図表 15 サービス類型別の受給状況の推移

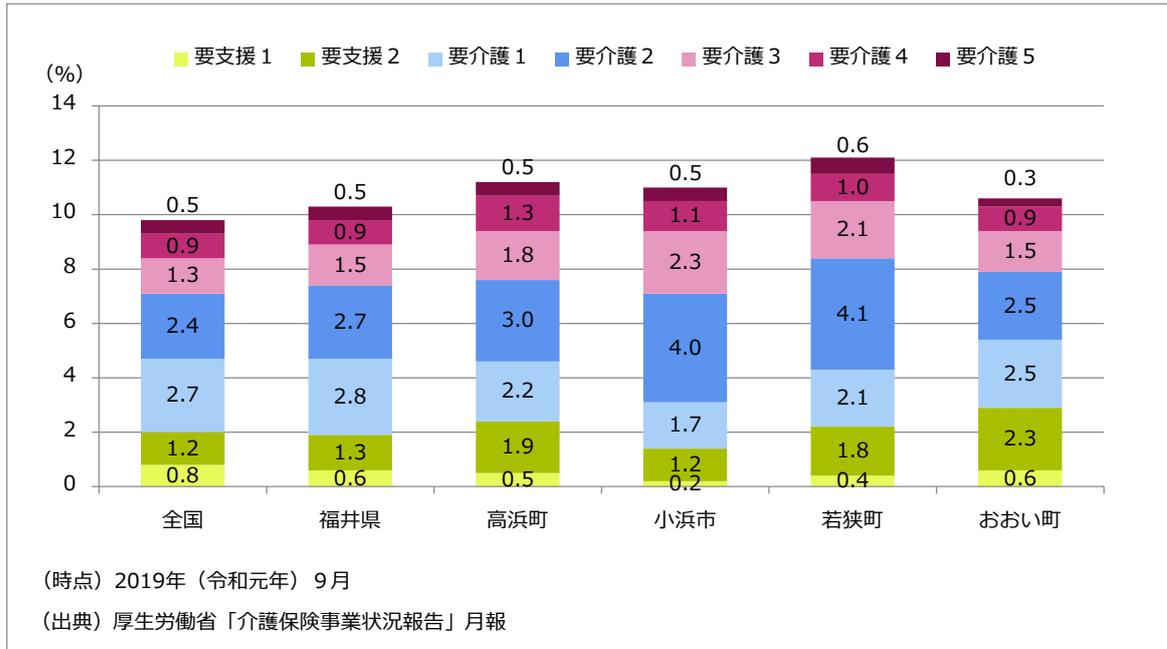
		2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
認定者数	(人)	621	617	605
受給者数	在宅 (人)	361	373	364
	居住系 (人)	1	2	3
	施設 (人)	126	118	124
	計 (人)	488	493	491
認定者に占める受給者数の割合	在宅 (%)	58.1	60.5	60.2
	居住系 (%)	0.2	0.3	0.5
	施設 (%)	20.3	19.1	20.5
	計 (%)	78.6	79.9	81.2

(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点・9月利用分）

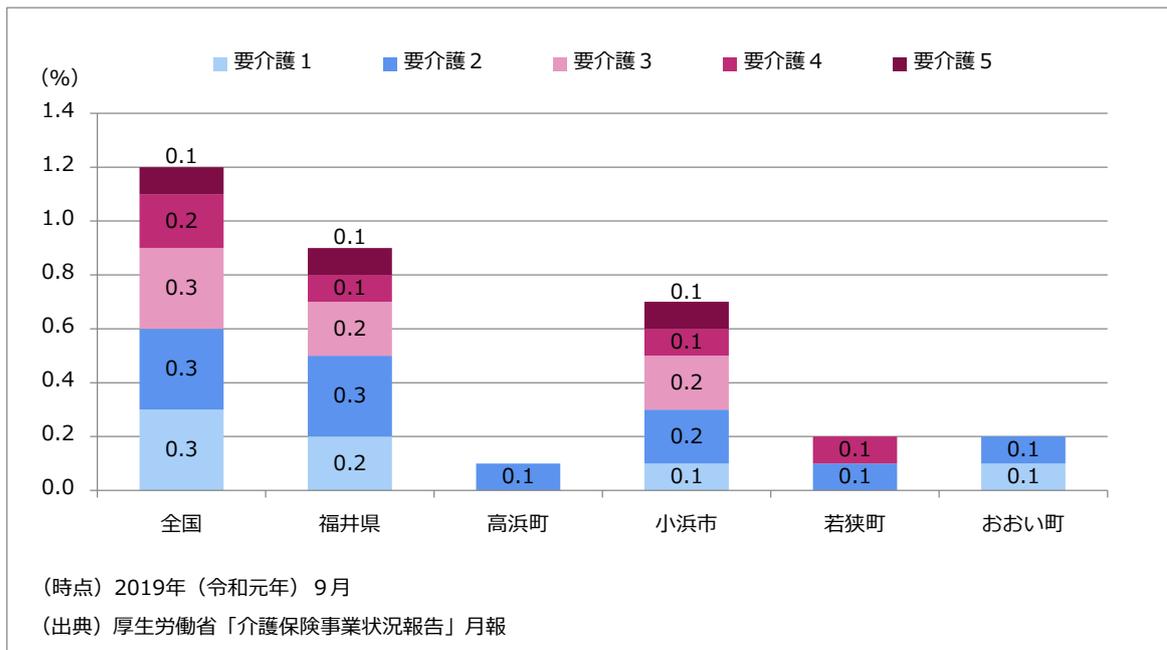
- ※1 居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- ※2 施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ※3 認定者数は第2号被保険者を含む。

2019年（令和元年）9月のサービス受給率（第1号被保険者数に占めるサービス受給者数の割合）を他の地域と比較すると、在宅サービス受給率は国・県・小浜市・おおい町より高く、居住系サービス受給率は国・県及び近隣市町より低く、施設サービス受給率は国・県より高く、若狭町・おおい町より低くなっています。

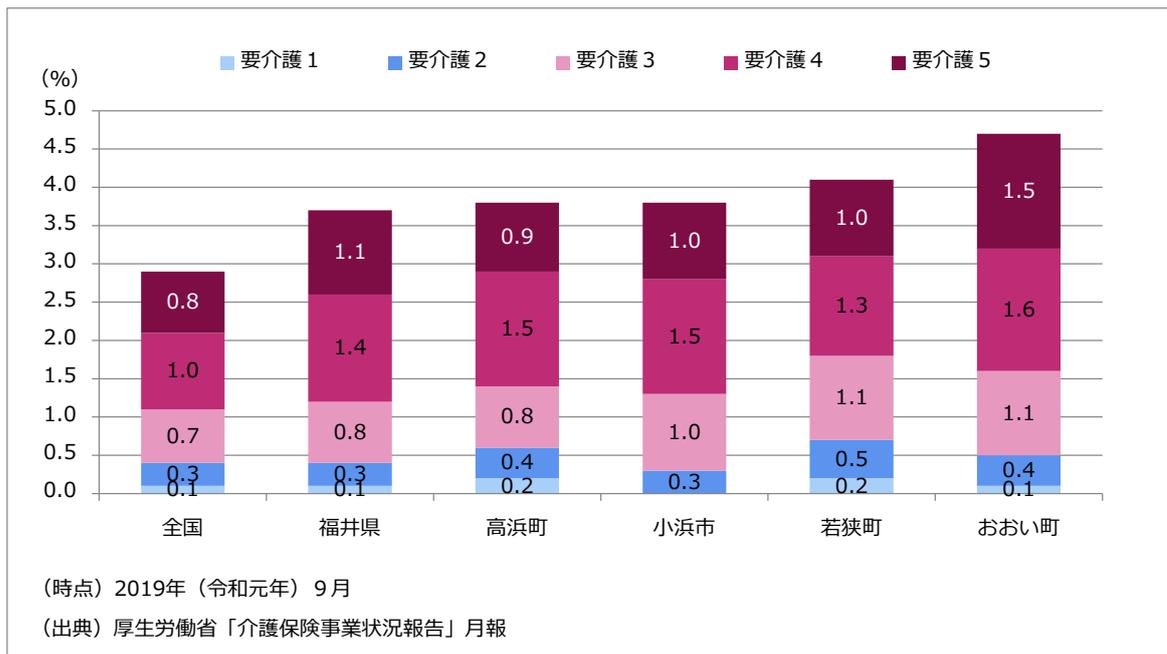
図表 16 在宅サービス受給率<国・県・近隣市町との比較>



図表 17 居住系サービス受給率<国・県・近隣市町との比較>



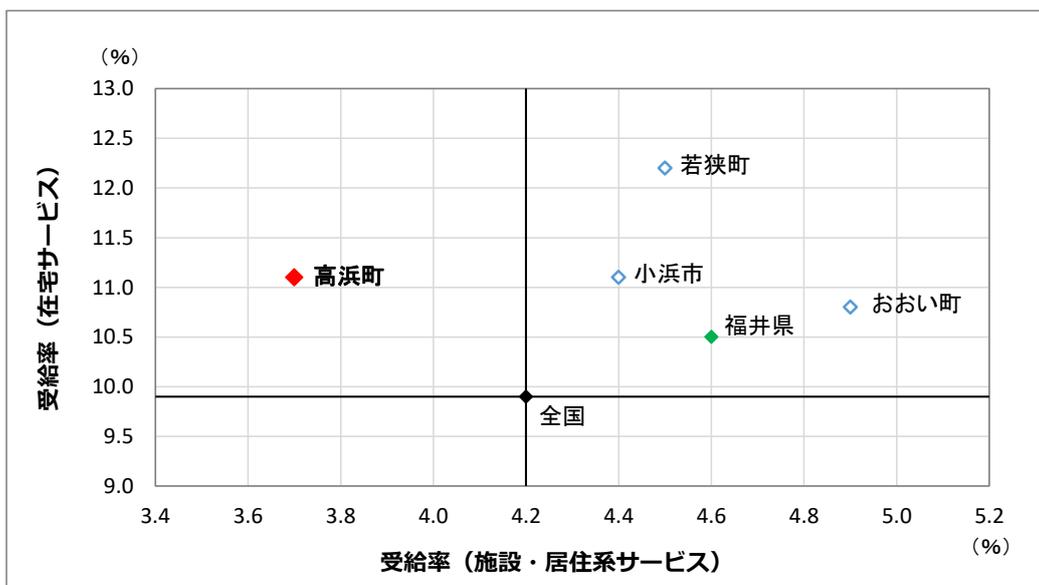
図表 18 施設サービス受給率<国・県・近隣市町との比較>



3-2 サービス類型別の受給率のバランス

2019年(令和元年)10月の在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを国・県と比較すると、高浜町の在宅サービス受給率は国・県より高く、施設・居住系サービス受給率は国・県より低くなっています。近隣市町との比較では、在宅サービス受給率はおおい町より高く、若狭町より低く、施設・居住系サービス受給率は他の市町より低くなっています。

図表 19 サービス類型別の受給率のバランス<国・県・近隣市町との比較>



(出典) 「介護保険事業状況報告」月報 (2019年(令和元年)10月)

3-3 給付費の推移

2019年（令和元年）9月時点における給付費の総額は73,575千円となっており、2017年（平成29年）9月時点（71,073千円）と比べて、2,502千円増加しています。

図表 20 給付費の推移

(千円)

	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
給付費(総額)	71,073	71,373	73,575
在宅サービス	38,741	40,882	40,984
居住系サービス	256	459	693
施設サービス	32,077	30,032	31,898

(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

3-4 一人あたり給付月額の様況

2017年（平成29年）から2019年（令和元年）の9月時点における町の給付費（在宅サービス費+居住系サービス費+施設サービス費）を、高齢者1人あたりの平均値にして国・県と比較すると、第1号被保険者1人あたりの給付月額は、国より高く、県より安くなっています。

要介護度2区分別で見ると、軽度認定者1人あたりの給付月額は国より高く、県より安くなっています。一方、重度認定者1人あたりの給付月額は、国・県より安くなっています。

また、2019年（令和元年）の第1号被保険者1人あたり給付月額を近隣市町と比較すると、いずれの市町よりも低くなっています。

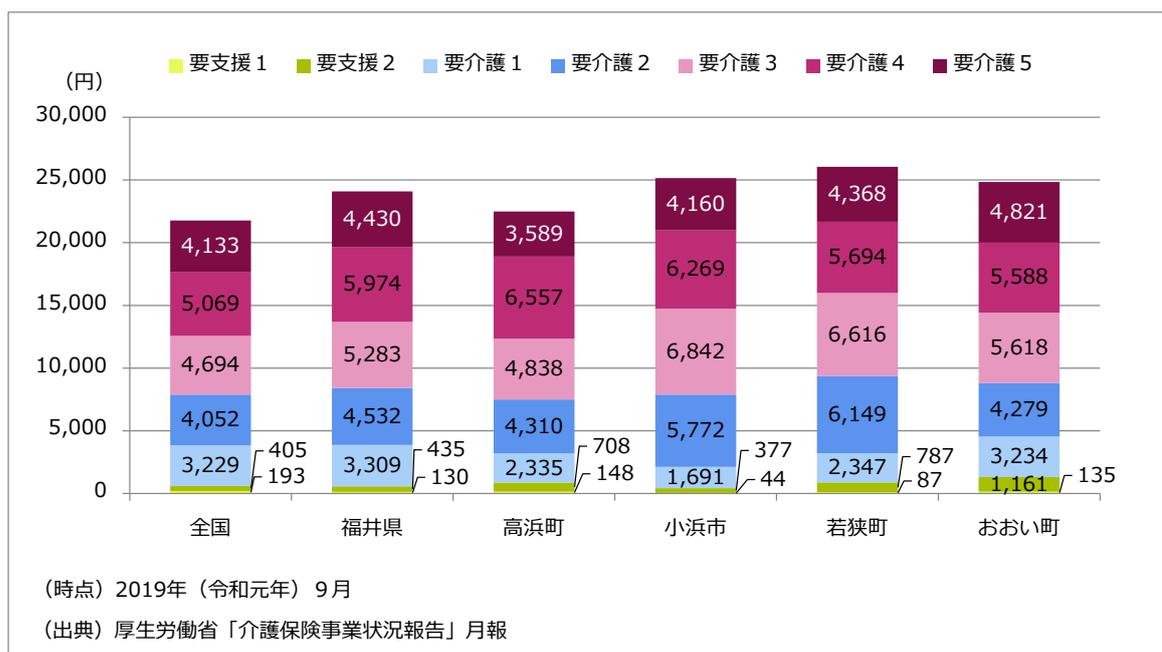
図表 21 給付費水準の推移（国・県との比較）

(千円)

		2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
第1号被保険者 1人あたり給付月額	高浜町	21.9	21.9	22.5
	福井県	24.1	23.7	24.1
	全国	21.5	21.3	21.8
軽度認定者(要介護2以下) 1人あたり給付月額	高浜町	64.4	64.8	66.3
	福井県	78.8	76.8	77.8
	全国	65.5	62.8	63.8
重度認定者(要介護3以上) 1人あたり給付月額	高浜町	201.9	199.6	201.8
	福井県	215.8	214.1	217.0
	全国	211.0	210.8	213.8

(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年9月利用分）

図表 22 第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）〈国・県・近隣市町との比較〉

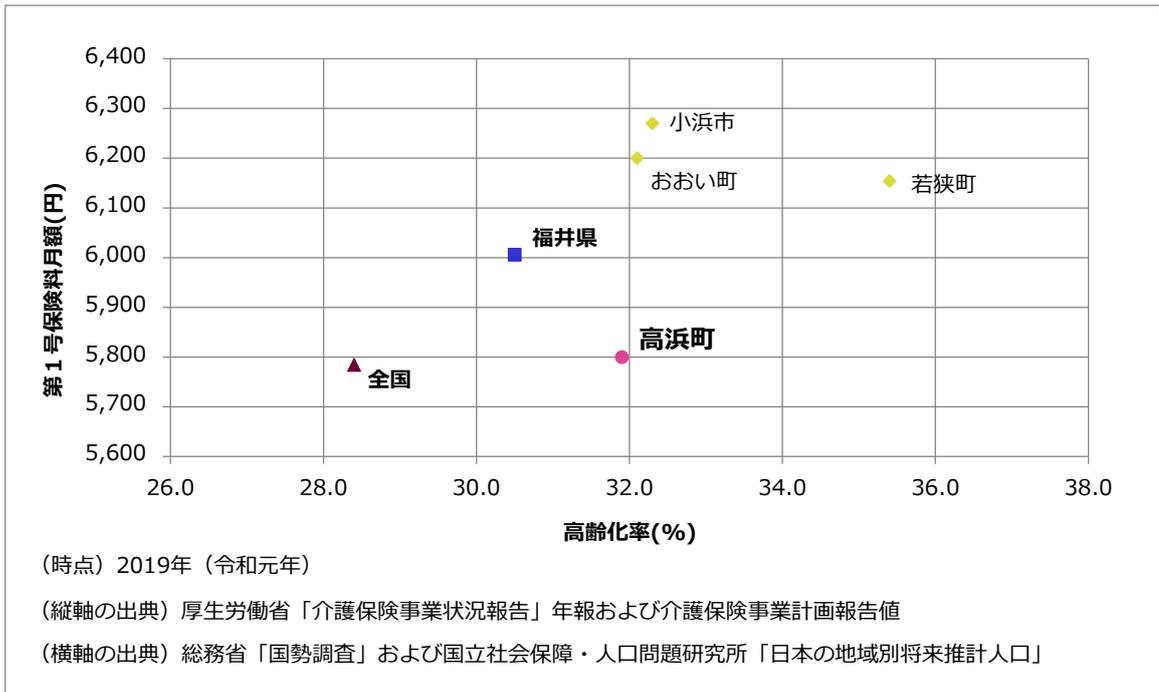


3-5 保険料基準額の水準

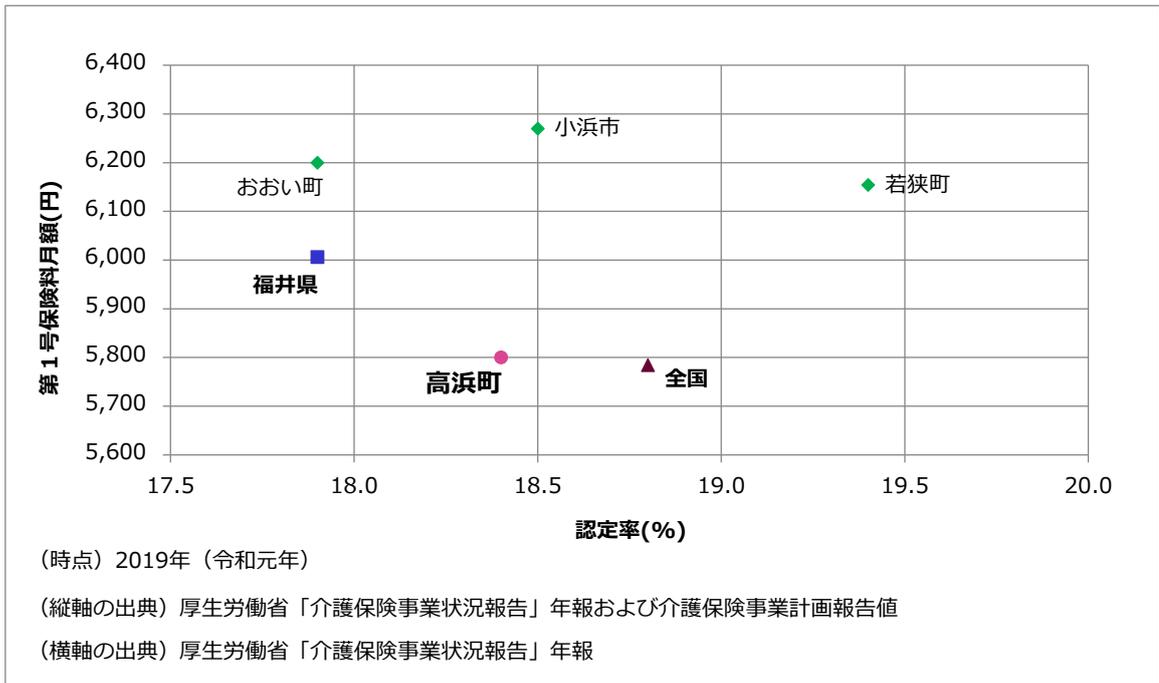
2019年（令和元年）の高齢化率と保険料水準（第1号保険料月額）、要介護認定率と保険料水準の関係について、国・県及び近隣市町の平均値と合わせて示したものが以下の図です。

町の保険料は国とはほぼ同等で、県及び近隣市町より安くなっていますが、高齢化率は国・県より高く、認定率は県・おおい町より高くなっています。

図表 23 高齢化率と保険料水準＜国・県・近隣市町との比較＞



図表 24 認定率と保険料水準＜国・県・近隣市町との比較＞



4 第7期計画の評価

4-1 主要5指標の評価

主要な5指標（第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率、総給付費、第1号被保険者1人あたり給付費）の実績及び対計画比をまとめると、以下の表のようになります。

対計画比をみると、2018年度（平成30年度）・2019年度（令和元年度）ともに居住系サービス給付費が100%を大きく超えており、計画値と実績値の乖離が最も大きい指標となっています。一方、2018年度（平成30年度）では施設サービス給付費が90.1%とやや低くなっています。

図表 25 5指標の実績及び対計画比（総括表）

	計画値				実績値				対計画比(実績値/計画値)			
	第7期 累計	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	第7期 累計	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	第7期 累計	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
第1号被保険者数（人）	9,813	3,253	3,280	3,280	9,818	3,253	3,272	3,293	100.1%	100.0%	99.8%	100.4%
要介護認定者数（人）	1,903	634	632	637	1,788	611	599	578	94.0%	96.4%	94.8%	90.7%
要介護認定率（%）	19.4	19.5	19.3	19.4	18.2	18.8	18.3	17.6	93.9%	96.4%	95.0%	90.4%
総給付費（千円）	2,723,421	891,654	908,818	922,949	1,715,329	843,093	872,236	-	63.0%	94.6%	96.0%	-
施設サービス（千円）	1,208,679	402,773	402,953	402,953	741,871	362,953	378,918	-	61.4%	90.1%	94.0%	-
居住系サービス（千円）	9,310	3,102	3,104	3,104	12,374	4,448	7,925	-	132.9%	143.4%	255.3%	-
在宅サービス（千円）	1,505,432	485,779	502,761	516,892	961,084	475,691	485,393	-	63.8%	97.9%	96.5%	-
第1号被保険者1人あたり給付費（円）	277,532	274,102	277,079	281,387	174,713	259,174	266,576	-	63.0%	94.6%	96.2%	-

出典：計画値：「第8次高浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」

実績値：「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は「介護保険事業状況報告」9月
月報、「総給付費」は「介護保険事業状況報告」月報（3月利用分～翌年2月利用分の累計）

4-2 要介護認定者数及び認定率の評価

認定者数（第2号被保険者を除く）の実績値をみると、対計画比は2018年度（平成30年度）で96.4%、2019年度（令和元年度）で94.8%、2020年度（令和2年度）で90.7%と、いずれも計画値を下回っています。

要介護度別で対計画比をみると、要支援者全体では2020年度（令和2年度）で82.0%と、計画値を大きく下回っています。

要介護者では要介護5がいずれの年度も100%を大きく下回っています。要介護者全体では2018年度（平成30年度）で96.2%、2019年度（令和元年度）で97.4%、2020年度（令和2年度）で93.8%となっています。

要介護認定率（認定者数/第1号被保険者数）の実績値は計画値より低くなっており、2018年度（平成30年度）で18.8%、2019年度（令和元年度）で18.3%、2020年度（令和2年度）で17.6%となっています。

図表 26 要介護認定者数・要介護認定率の実績及び対計画比

単位:人

	2018年度(平成30年度)			2019年度(令和元年度)			2020年度(令和2年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
認定者数(第1号被保険者)(A)	634	611	96.4%	632	599	94.8%	637	578	90.7%
要支援1	45	46	102.2%	45	39	86.7%	45	40	88.9%
要支援2	121	115	95.0%	120	105	87.5%	122	97	79.5%
要支援者 小計	166	161	97.0%	165	144	87.3%	167	137	82.0%
要介護1	103	100	97.1%	103	95	92.2%	103	80	77.7%
要介護2	121	122	100.8%	122	119	97.5%	123	127	103.3%
要介護3	87	84	96.6%	85	91	107.1%	85	94	110.6%
要介護4	90	89	98.9%	90	101	112.2%	91	86	94.5%
要介護5	67	55	82.1%	67	49	73.1%	68	54	79.4%
要介護者 小計	468	450	96.2%	467	455	97.4%	470	441	93.8%
第1号被保険者数(B)	3,253	3,253	100.0%	3,280	3,272	99.8%	3,280	3,293	100.4%
認定率(A/B)(%)	19.5%	18.8%	—	19.3%	18.3%	—	19.4%	17.6%	—

出典：計画値：「第8次高浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」

実績：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

4-3 サービス別給付費の評価

介護給付費の実績をみると、対計画比は2018年度(平成30年度)で94.8%、2019年度(令和元年度)で96.1%となっており、いずれも計画値を下回っています。また、予防給付費の実績をみると、対計画比は2018年度(平成30年度)で88.6%、2019年度(令和元年度)で93.1%となっており、同様にいずれも計画値を下回っています。

これらを合わせた総給付費の対計画比は、2018年度(平成30年度)で94.0%、2019年度(令和元年度)で96.0%となっており、いずれも計画値を下回っています。

サービス別の給付費の実績をみると、対計画比が両年度とも110%を超えるサービスは、訪問看護、福祉用具貸与、認知症対応型共同生活介護、介護予防通所リハビリテーションとなっています。特に認知症対応型共同生活介護の実績が高く、2019年度(令和元年度)では介護予防認知症対応型共同生活介護についても計画値0に対して実績が生じています。

一方、対計画比が両年度とも80%未満であるサービスは、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、住宅改修、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防支援となっており、居宅療養管理指導と短期入所療養介護の利用実績が介護給付・予防給付ともに少なくなっています。

図表 27 サービス別給付費の実績及び対計画比

【介護給付】

単位：千円

サービス	2018年度(平成30年度)			2019年度(令和元年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
訪問介護	58,738	62,435	106.3%	62,991	58,126	92.3%
訪問入浴介護	10,354	6,592	63.7%	10,358	5,216	50.4%
訪問看護	22,023	28,865	131.1%	22,124	26,299	118.9%
訪問リハビリテーション	3,291	5,026	152.7%	3,847	3,897	101.3%
居宅療養管理指導	652	455	69.8%	652	468	71.8%
通所介護	113,782	123,621	108.6%	114,640	121,377	105.9%
通所リハビリテーション	38,449	39,065	101.6%	40,525	38,551	95.1%
短期入所生活介護	22,978	19,706	85.8%	23,886	23,815	99.7%
短期入所療養介護	23,499	15,293	65.1%	25,339	19,726	77.8%
福祉用具貸与	28,406	31,632	111.4%	28,412	32,534	114.5%
特定福祉用具購入費	1,223	1,017	83.2%	1,223	1,062	86.8%
住宅改修	3,240	2,394	73.9%	3,240	1,441	44.5%
特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	1,749	—
居宅介護支援	41,613	42,624	102.4%	41,593	46,092	110.8%
②地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19,401	8,001	41.2%	20,248	16,802	83.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
小規模多機能型居宅介護	40,642	34,410	84.7%	44,033	30,857	70.1%
認知症対応型共同生活介護	3,102	4,448	143.4%	3,104	5,677	182.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	11,236	8,075	71.9%	11,241	8,251	73.4%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	23,352	24,311	104.1%	23,346	25,820	110.6%
③施設サービス						
介護老人福祉施設	199,188	179,148	89.9%	199,277	181,141	90.9%
介護老人保健施設	188,220	170,763	90.7%	188,304	185,130	98.3%
介護療養型医療施設・介護医療院	4,129	4,967	120.3%	4,131	4,396	106.4%
介護給付費計(Ⅰ)	857,518	812,849	94.8%	872,514	838,427	96.1%

【予防給付】

単位：千円

サービス	2018年度(平成30年度)			2019年度(令和元年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
①居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	81	—
介護予防訪問看護	2,767	2,418	87.4%	3,133	4,039	128.9%
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	0	91	—
介護予防居宅療養管理指導	434	251	57.9%	579	300	51.8%
介護予防通所リハビリテーション	7,237	9,894	136.7%	7,493	8,990	120.0%
介護予防短期入所生活介護	389	318	81.6%	389	34	8.7%
介護予防短期入所療養介護	1,135	82	7.2%	1,135	262	23.1%
介護予防福祉用具貸与	9,117	8,480	93.0%	9,589	8,417	87.8%
特定介護予防福祉用具購入費	663	230	34.7%	663	267	40.2%
介護予防住宅改修	1,509	946	62.7%	2,057	1,744	84.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	21	—
介護予防支援	6,417	4,389	68.4%	6,796	4,119	60.6%
②地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,468	3,280	73.4%	4,470	4,967	111.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	478	—
予防給付費計(Ⅱ)	34,136	30,244	88.6%	36,304	33,809	93.1%
総給付費(Ⅰ+Ⅱ)	891,654	843,093	94.6%	908,818	872,236	96.0%

※2018年度(平成30年度)の予防給付費計(30,244千円)は、介護予防訪問介護△10.6千円と介護予防通所介護△33.6千円(小計△44.2千円)を含む。

出典：計画値：「第8次高浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」

実績値：「介護保険事業状況報告」月報(3月利用分～翌年2月利用分の累計)

5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

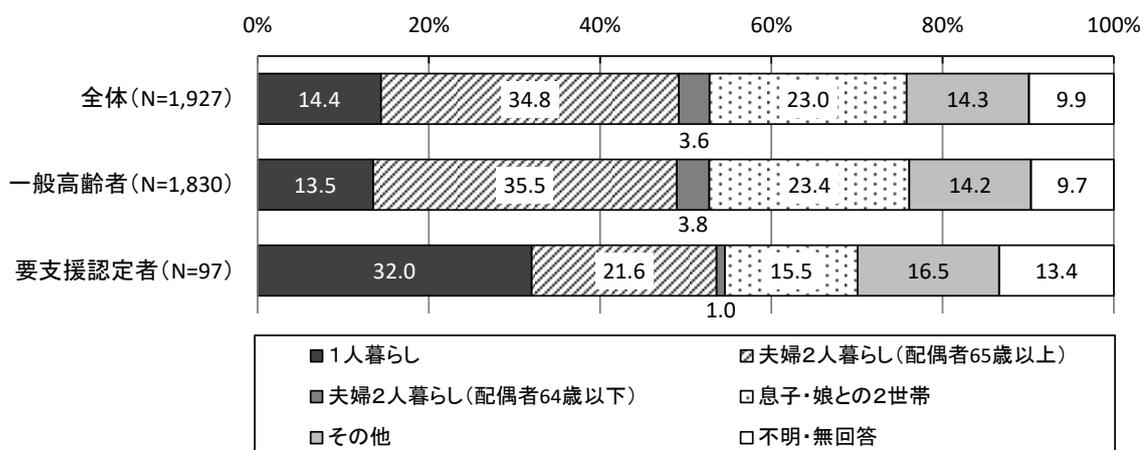
65歳以上の一般高齢者（介護保険の認定者で要介護1以上の方を除く）を対象として、普段の生活実態等を把握するため、2019年度（令和元年度）に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

ここでは、調査結果から主だった調査結果を抜き出して示します。

① 家族構成（単数回答）

家族構成についてみると、全体では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が34.8%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が23.0%となっています。

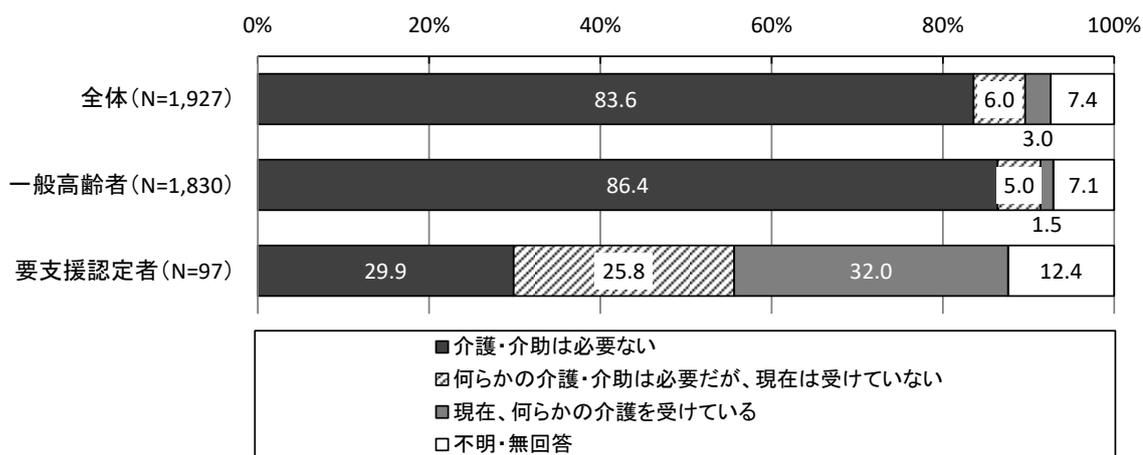
一般高齢者では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が35.5%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が23.4%となっています。要支援認定者では「1人暮らし」が32.0%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が21.6%となっています。



②-1 介護・介助の必要性（単数回答）

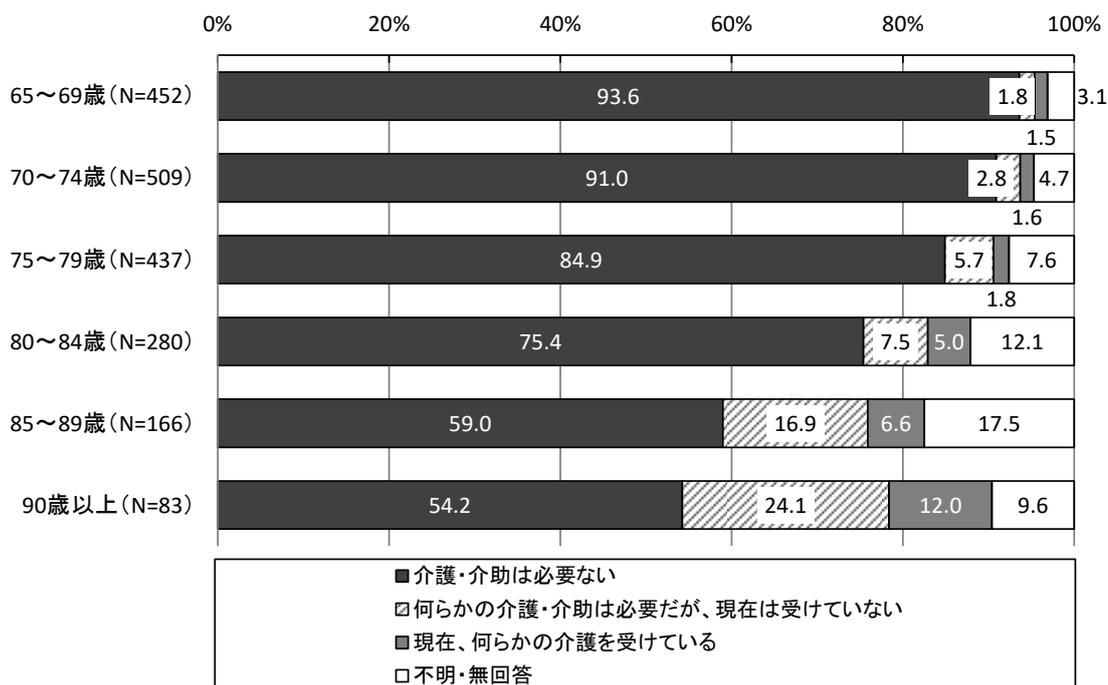
介護・介助の必要性についてみると、全体では「介護・介助は必要ない」が83.6%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助が必要だが、現在は受けていない」が6.0%となっています。

一般高齢者では「介護・介助は必要ない」が86.4%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助が必要だが、現在は受けていない」が5.0%となっています。要支援認定者では「現在、何らかの介護を受けている」が32.0%と最も高く、次いで「介護・介助は必要ない」が29.9%となっています。



②-2 介護・介助の必要性×年齢別（クロス集計）

介護・介助の必要性を年齢別にみると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」「現在、何らかの介護・介助を受けている」の割合は、年齢があがるにつれて高くなっています。

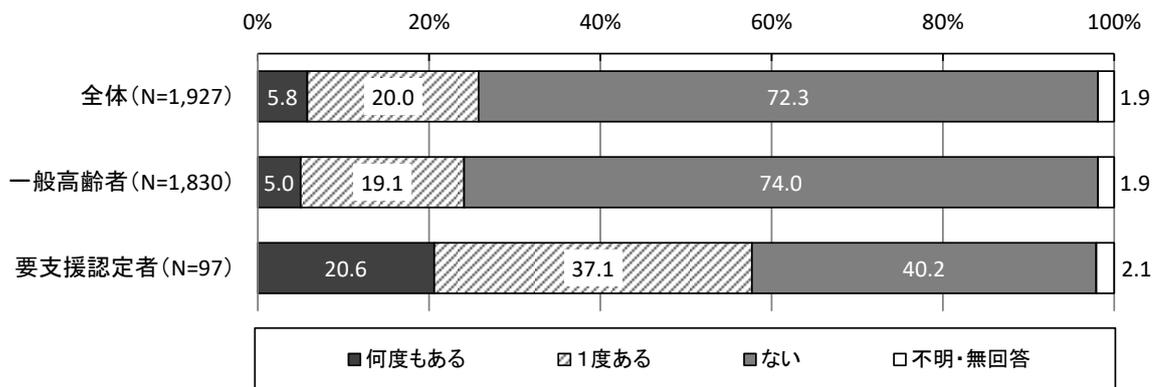


③ 転倒の経験（単数回答）

過去1年間の転倒の経験についてみると、全体では「何でもある」が5.8%、「1度ある」が20.0%となっています。

一般高齢者、要支援認定者では「何でもある」がそれぞれ5.0%、20.6%、「1度ある」がそれぞれ19.1%、37.1%となっています。

この設問は、転倒リスクを把握する設問となっており、「何でもある」または「1度ある」が回答された場合は、転倒リスクのある高齢者と判定されます。本調査では、転倒リスクのある人は、全体では25.8%、一般高齢者、要支援認定者ではそれぞれ24.1%、57.7%となっています。

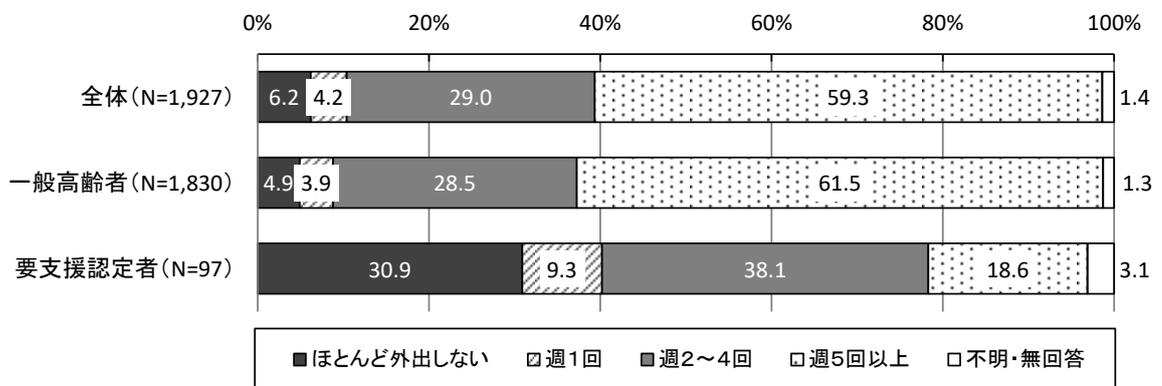


④ 外出の頻度（単数回答）

週に1回以上は外出するかについてみると、全体では「週5回以上」が59.3%と最も高く、次いで「週2～4回」が29.0%となっています。

一般高齢者では「週5回以上」が61.5%と最も高く、次いで「週2～4回」が28.5%となっています。要支援認定者では「週2～4回」が38.1%と最も高く、次いで「ほとんど外出しない」が30.9%となっています。

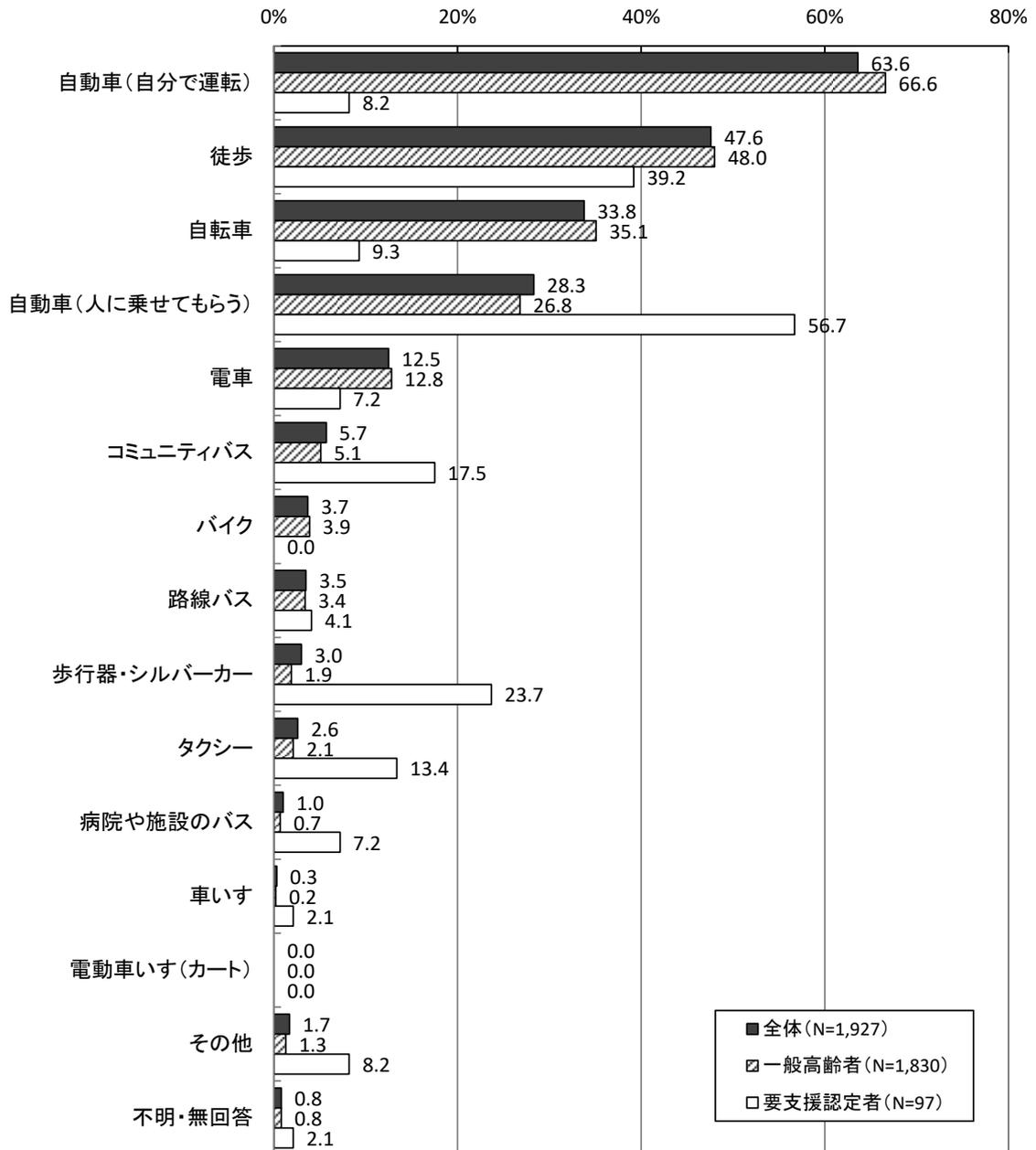
この設問は、閉じこもり傾向を把握する設問となっており、「ほとんど外出しない」または「週1回」が回答された場合は、閉じこもり傾向のある高齢者と判定されます。本調査では、閉じこもり傾向のある人は、全体では10.4%、一般高齢者、要支援認定者ではそれぞれ8.8%、40.2%となっています。



⑤-1 外出時の移動手段（複数回答）

外出時の移動手段についてみると、全体では「自動車（自分で運転）」が63.6%と最も高く、次いで「徒歩」が47.6%となっています。

一般高齢者では「自動車（自分で運転）」が66.6%と最も高く、次いで「徒歩」が48.0%となっています。要支援認定者では「自動車（人に乗せてもらう）」が56.7%と最も高く、次いで「徒歩」が39.2%となっています。



⑤－２ 外出時の移動手段×年齢別（クロス集計）

外出時の移動手段を年齢別にみると、『65～84 歳』では「自動車（自分で運転）」、「85～89 歳」では「徒歩」、「90 歳以上」では「自動車（人に乗せてもらう）」の割合が最も高くなっています。

外出時の移動手段		徒歩	自転車	バイク	自動車 (自分で 運転)	自動車 (人に乗せ てもらう)	電車	路線バス	病院や施設 のバス
65～69歳 (N=452)	%	48.5	31.0	4.2	86.1	18.4	10.8	2.7	0.4
70～74歳 (N=509)	%	49.9	36.7	3.3	78.4	22.8	11.0	2.0	0.6
75～79歳 (N=437)	%	48.3	39.4	5.3	61.1	29.3	16.5	3.7	0.9
80～84歳 (N=280)	%	41.8	36.8	3.6	42.1	35.7	14.6	6.1	2.1
85～89歳 (N=166)	%	45.8	21.7	0.6	25.9	42.8	9.6	6.0	2.4
90歳以上 (N=83)	%	48.2	15.7	2.4	12.0	56.6	8.4	2.4	1.2
外出時の移動手段		車いす	電動車いす (カート)	歩行器・シ ルバーカー	タクシー	コミュニティ バス	その他	不明・ 無回答	
65～69歳 (N=452)	%	0.0	0.0	0.0	1.3	1.8	0.4	0.0	
70～74歳 (N=509)	%	0.2	0.0	0.2	1.4	3.5	0.6	0.8	
75～79歳 (N=437)	%	0.0	0.0	2.3	3.4	7.3	1.6	0.2	
80～84歳 (N=280)	%	0.7	0.0	4.3	4.3	6.4	3.2	0.7	
85～89歳 (N=166)	%	1.8	0.0	12.0	4.8	14.5	5.4	3.0	
90歳以上 (N=83)	%	0.0	0.0	16.9	3.6	12.0	2.4	4.8	

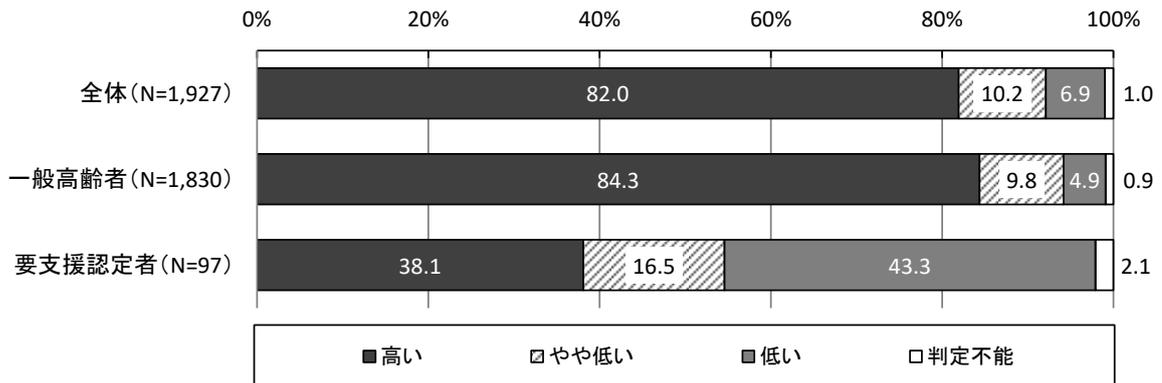
⑤－３ 外出時の移動手段×地区別（クロス集計）

外出時の移動手段を地区別にみると、いずれの地区でも「自動車（自分で運転）」の割合が最も高くなっています。

外出時の移動手段		徒歩	自転車	バイク	自動車 (自分で 運転)	自動車 (人に乗せ てもらう)	電車	路線バス	病院や施設 のバス
高浜地区 (N=929)	%	52.2	43.8	4.2	63.8	26.4	13.9	2.5	0.3
和田地区 (N=354)	%	49.4	35.9	4.5	61.0	32.5	13.3	2.5	1.1
青郷地区 (N=524)	%	41.2	22.1	2.3	64.9	29.2	11.5	5.9	2.1
内浦地区 (N=120)	%	34.2	0.8	4.2	64.2	26.7	4.2	3.3	1.7
外出時の移動手段		車いす	電動車いす (カート)	歩行器・シ ルバーカー	タクシー	コミュニティ バス	その他	不明・ 無回答	
高浜地区 (N=929)	%	0.3	0.0	3.4	2.7	3.9	1.4	0.9	
和田地区 (N=354)	%	0.6	0.0	3.7	2.3	5.6	0.8	0.3	
青郷地区 (N=524)	%	0.2	0.0	2.3	3.1	7.3	2.1	0.4	
内浦地区 (N=120)	%	0.0	0.0	0.0	1.7	13.3	4.2	4.2	

⑥ IADL (Instrumental Activities of Daily Living : 手段的日常生活動作)

IADL (Instrumental Activities of Daily Living : 手段的日常生活動作) の低下を問う設問から、以下の表の通りに IADL を判定した結果をみると、全体では「高い」が 82.0%、「やや低い」が 10.2%、「低い」が 6.9%となっています。また、一般高齢者では「高い」が 84.3%、「やや低い」が 9.8%、「低い」が 4.9%、要支援認定者では「高い」が 38.1%、「やや低い」が 16.5%、「低い」が 43.3%となっています。



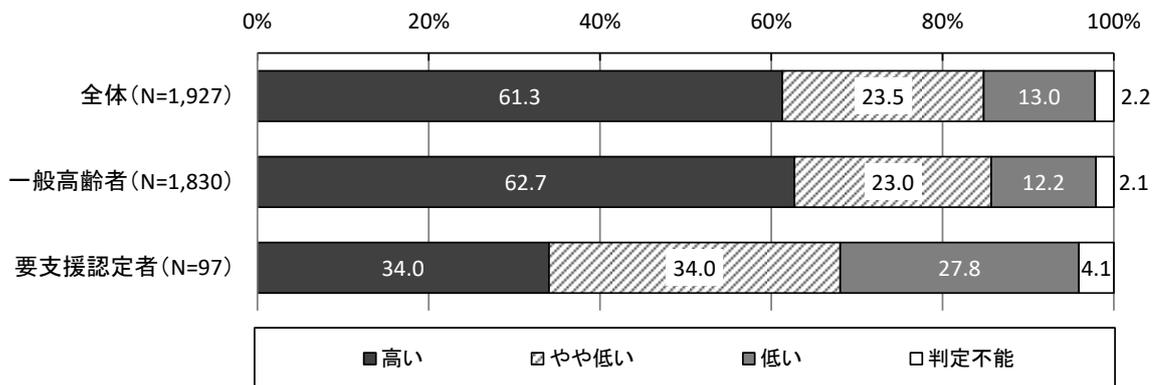
■ IADL

設問内容	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

※上の表で、該当する選択肢(上の表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が5点で IADL が「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定される。

⑦ 知的能動性

老研式活動能力指標に基づく知的能動性の低下を問う設問から、以下の表の通りに知的能動性を判定した結果をみると、全体では「高い」が61.3%、「やや低い」が23.5%、「低い」が13.0%となっています。また、一般高齢者では「高い」が62.7%、「やや低い」が23.0%、「低い」が12.2%、要支援認定者では「高い」が34.0%、「やや低い」が34.0%、「低い」が27.8%となっています。



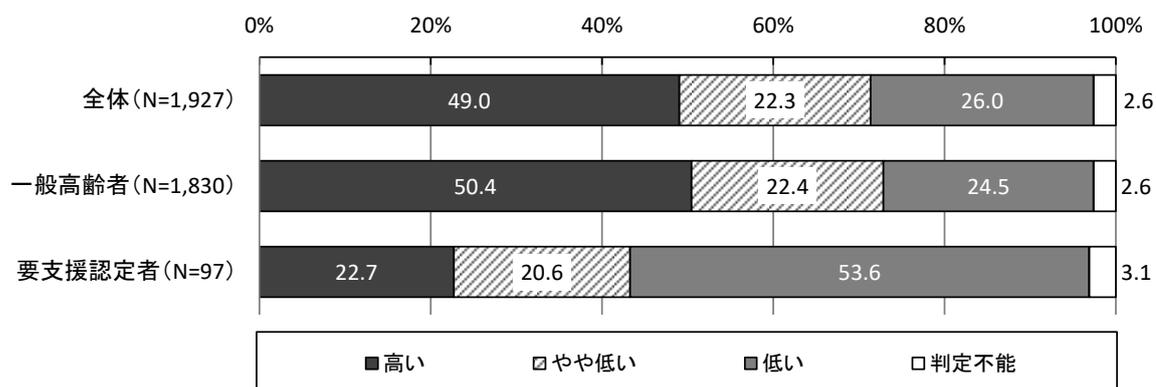
■ 知的能動性

設問内容	選択肢
年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい 2. いいえ
新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ

※上の表で、該当する選択肢（上の表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が4点で知的能動性が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定される。

⑧ 社会的役割

社会的役割（老研指標）について問う設問から、以下の表の通りに社会的役割を判定した結果をみると、全体では「高い」が49.0%、「やや低い」が22.3%、「低い」が26.0%となっています。また、一般高齢者では「高い」が50.4%、「やや低い」が22.4%、「低い」が24.5%、要支援認定者では「高い」が22.7%、「やや低い」が20.6%、「低い」が53.6%となっています。



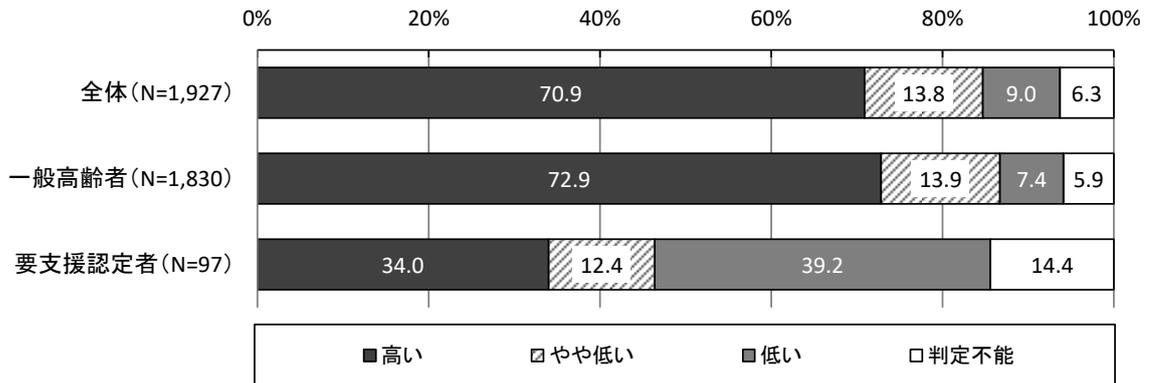
■ 社会的役割

設問内容	選択肢
友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ

※上の表で、該当する選択肢（上の表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が4点で社会的役割が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定される。

⑨ 老研指標総合評価

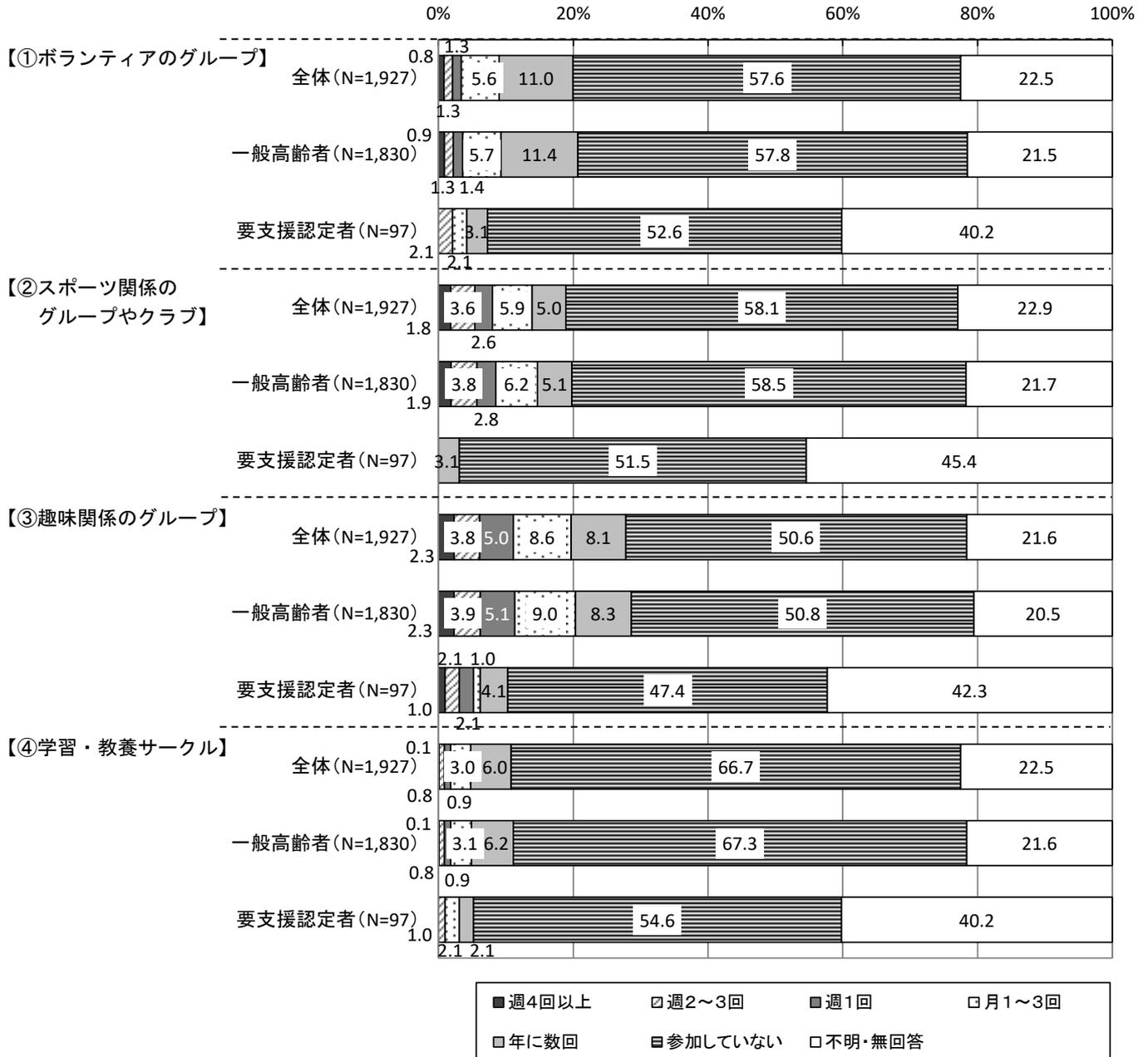
老研指標総合評価（IADL、知的能動性、社会的役割の合計点）をみると、全体では「高い」が70.9%、「やや低い」が13.8%、「低い」が9.0%となっています。また、一般高齢者では「高い」が72.9%、「やや低い」が13.9%、「低い」が7.4%、要支援認定者では「高い」が34.0%、「やや低い」が12.4%、「低い」が39.2%となっています。



⑩-1 会・グループ等への参加頻度（単数回答）

会・グループ等への参加頻度についてみると、全体では①～④すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。【①ボランティアのグループ】では「年に数回」が11.0%となっています。

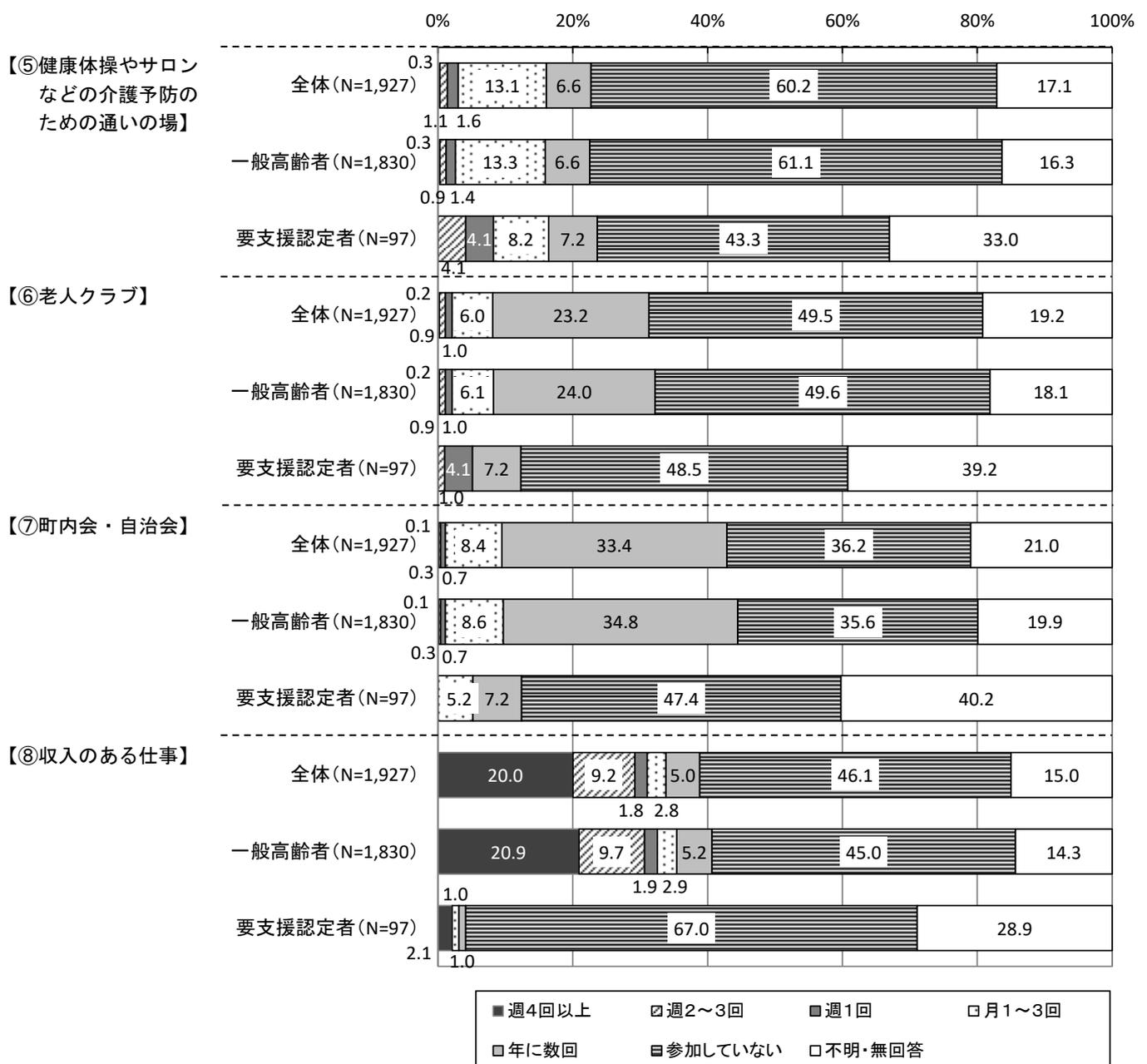
一般高齢者、要支援認定者でも①～④すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。【①ボランティアのグループ】では「年に数回」がそれぞれ11.4%、3.1%となっています。



⑩-2 会・グループ等への参加頻度（単数回答）

会・グループ等への参加頻度についてみると、全体では⑤～⑧すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。【⑦町内会・自治会】では「年に数回」が33.4%、【⑧収入のある仕事】では「週4回以上」が20.0%となっています。

一般高齢者、要支援認定者でも⑤～⑧すべての項目で「参加していない」が最も高くなっています。【⑦町内会・自治会】では「年に数回」がそれぞれ34.8%、7.2%、【⑧収入のある仕事】では「週4回以上」がそれぞれ20.9%、2.1%となっています。



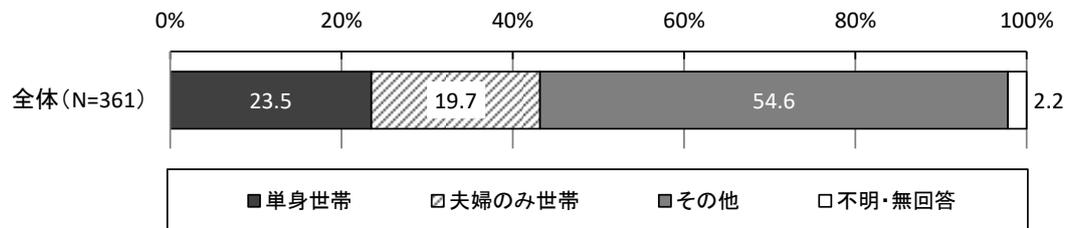
6 在宅介護実態調査の結果

65歳以上の要支援・要介護認定者を対象として、本人と家族介護者の状況等を把握するため、2019年度（令和元年度）に「在宅介護実態調査」を実施しました。

ここでは、調査結果から主だった調査結果を抜き出して示します。

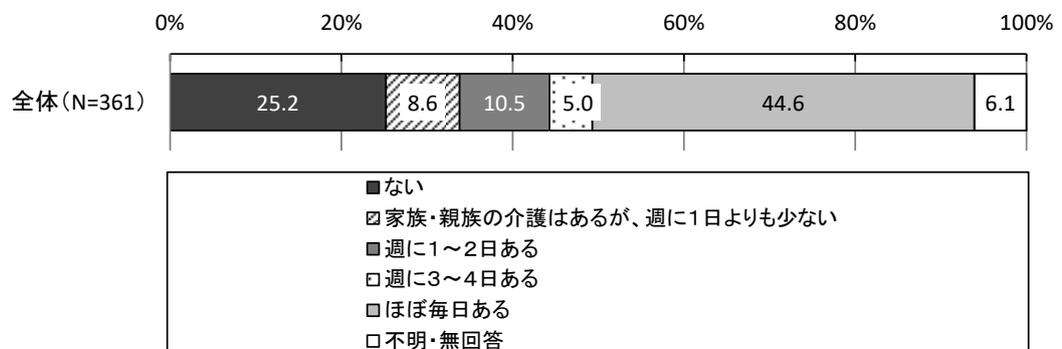
① 世帯類型（単数回答）

世帯類型についてみると、「単身世帯」が23.5%、「夫婦のみの世帯」が19.7%となっています。



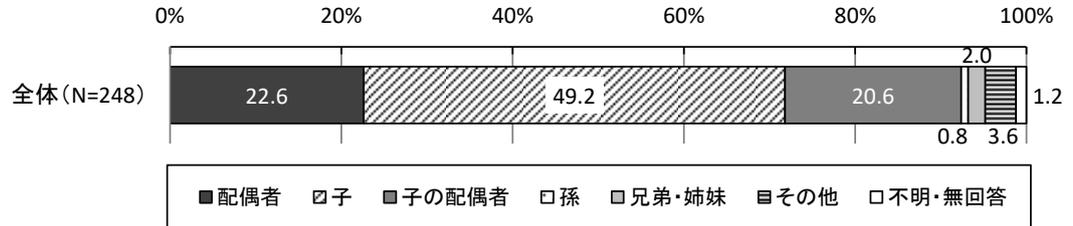
② 介護の頻度（単数回答）

家族や親族による介護の頻度についてみると、「ほぼ毎日ある」が44.6%と最も高く、次いで「ない」が25.2%となっています。



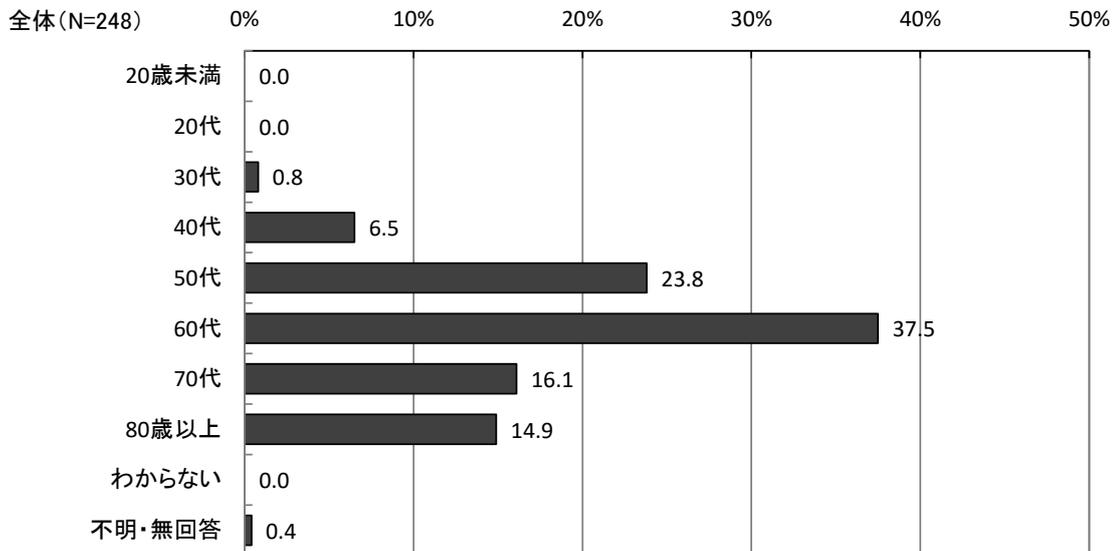
③ 主な介護者（単数回答）

主な介護者についてみると、「子」が49.2%と最も高く、次いで「配偶者」が22.6%となっています。



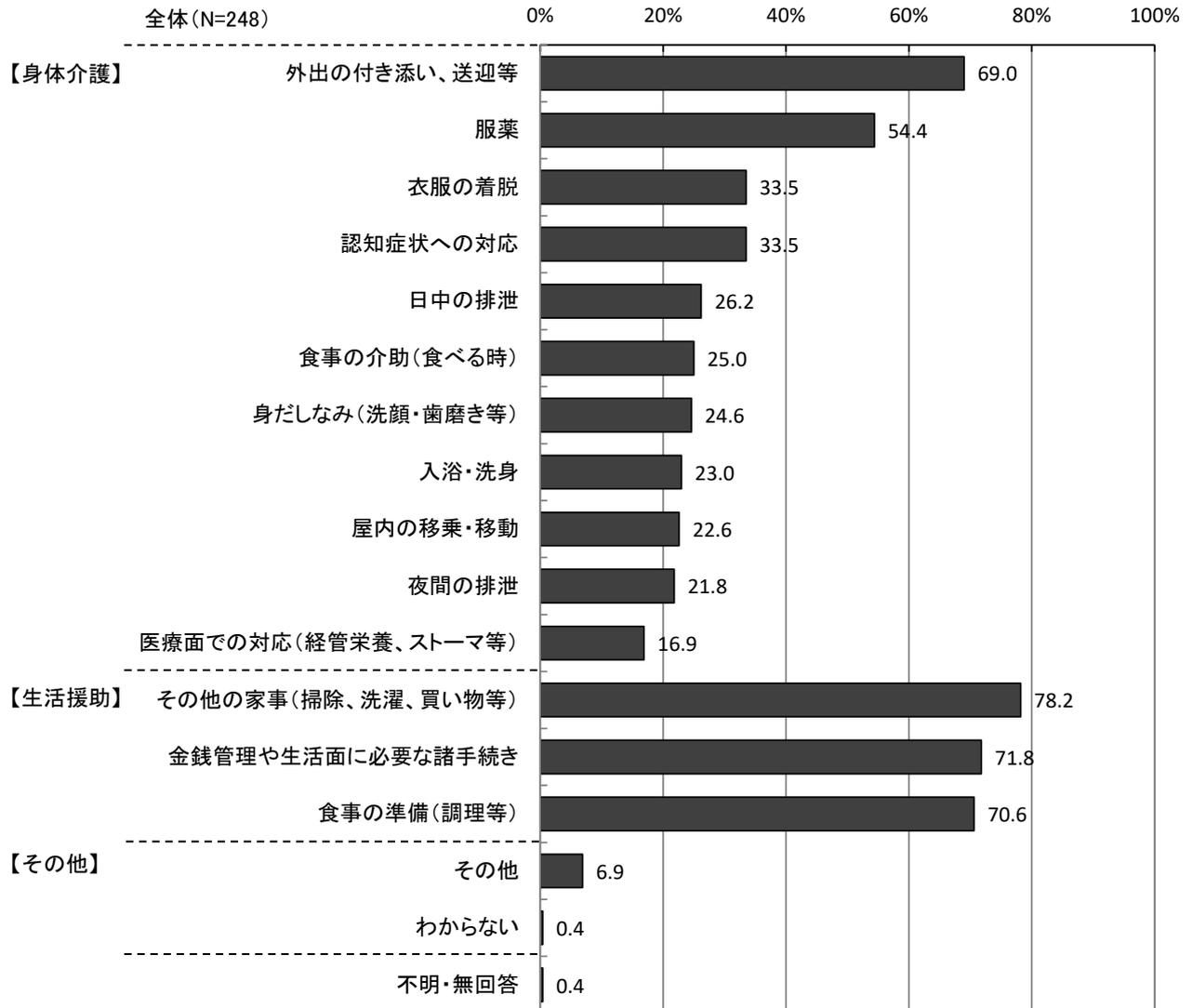
④ 主な介護者の年齢（単数回答）

主な介護者の年齢についてみると、「60代」が37.5%と最も高く、次いで「50代」が23.8%となっています。



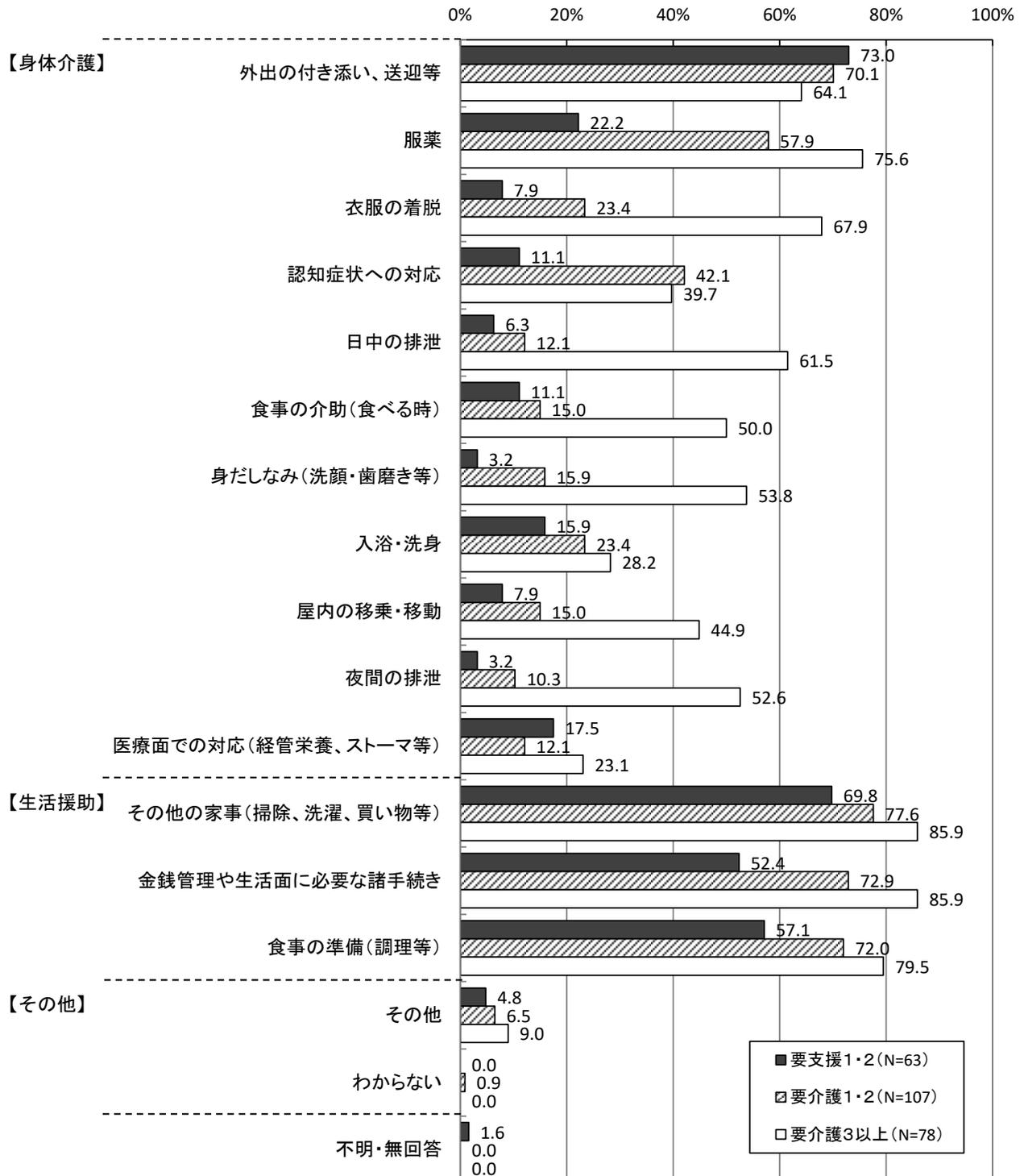
⑤-1 主な介護者が行っている介護等（複数回答）

主な介護者が行っている介護等についてみると、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が78.2%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が71.8%となっています。



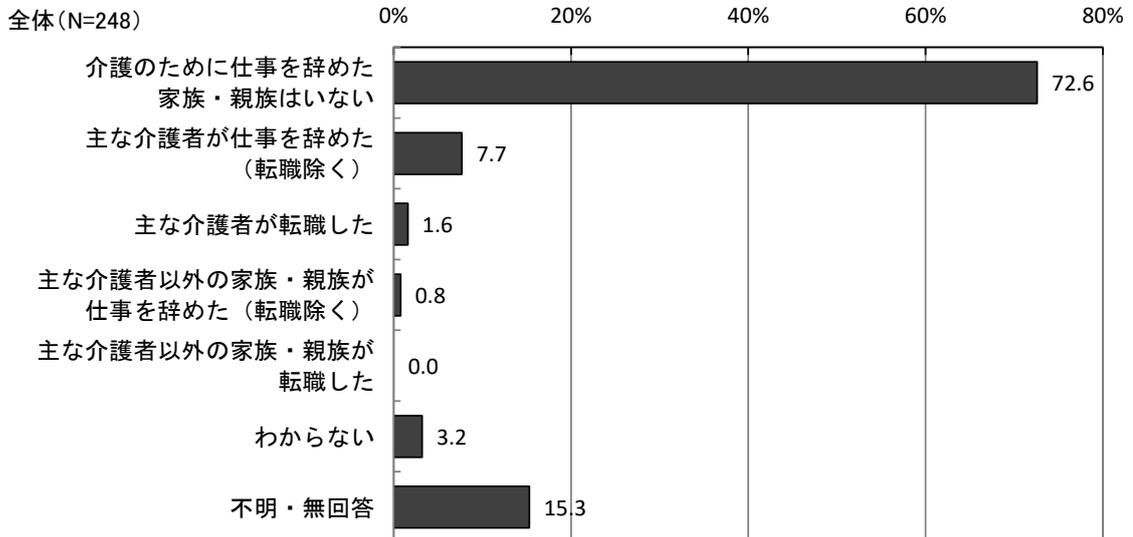
⑤-2 主な介護者が行っている介護等×要介護度別（クロス集計）

要介護度別にみると、『要支援1・2』では「外出の付き添い、送迎等」が最も高く、73.0%となっています。『要介護1・2』では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も高く、77.6%となっています。『要介護3以上』では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」がともに最も高く、85.9%となっています。



⑥ 介護による離職（複数回答）

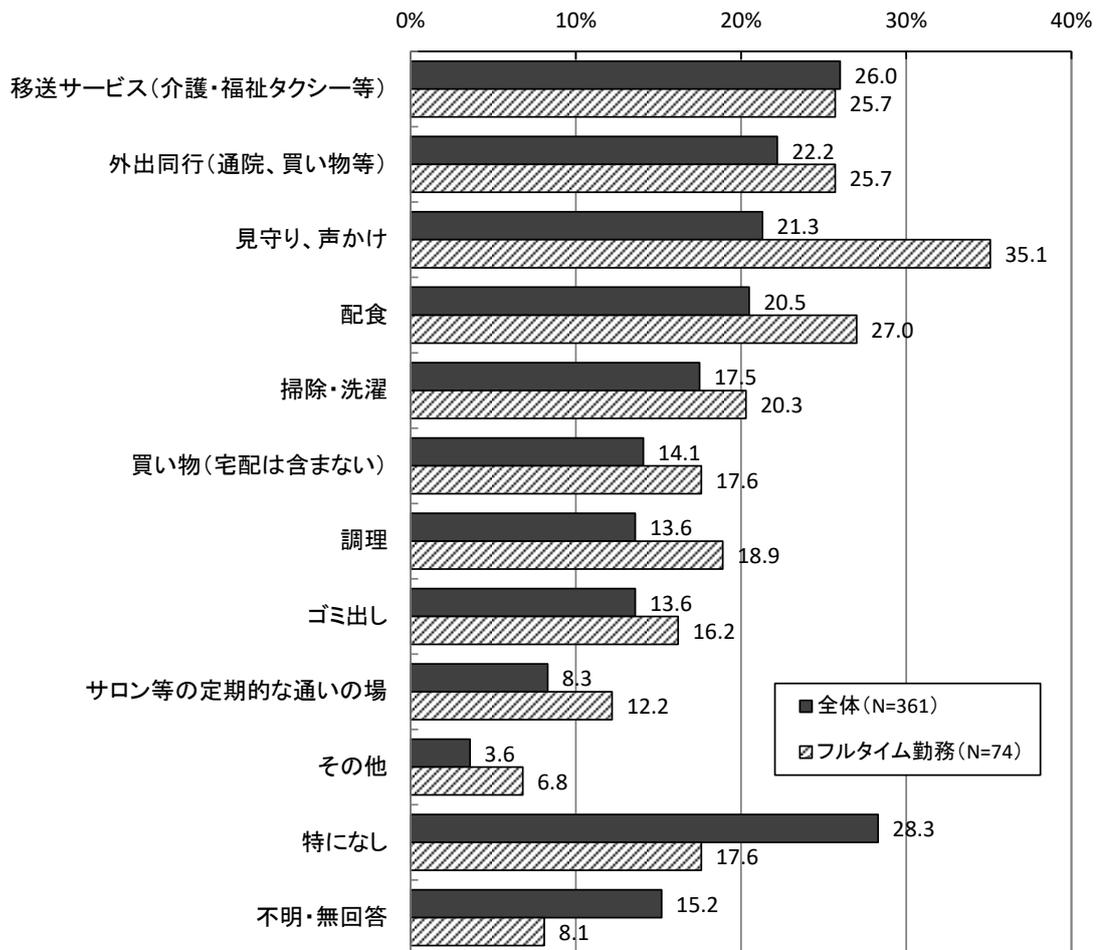
過去1年間の、介護を理由とした離職の状況についてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が72.6%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が7.7%となっています。



⑦ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、全体では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が26.0%と最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物等)」が22.2%となっています。

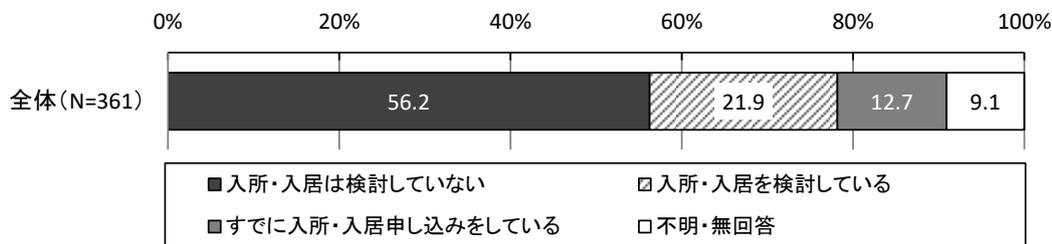
また、『フルタイム勤務』では、「見守り、声かけ」が35.1%と最も高く、次いで「配食」が27.0%となっています。



※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともを含む。

⑧ 施設等への入所・入居の検討状況（単数回答）

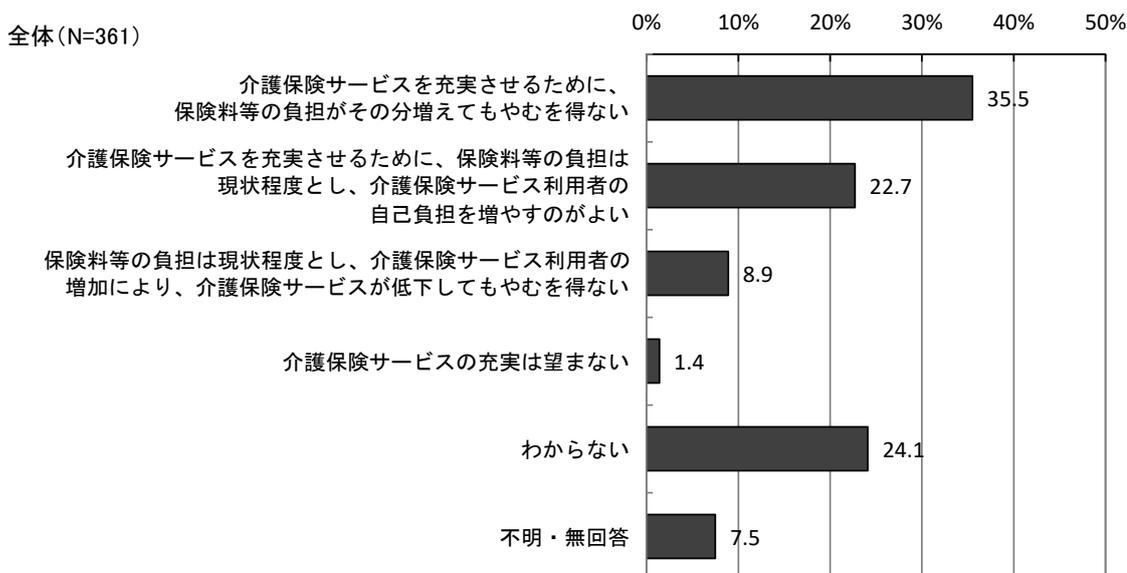
施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が56.2%、「入所・入居を検討している」が21.9%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が12.7%となっています。



※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指す。

⑨ 介護保険サービスを充実させるために保険料が高くなることについて（単数回答）

介護保険サービスを充実させるために保険料が高くなることをどう思うかについてみると、「介護保険サービスを充実させるために、保険料等の負担がその分増えてもやむを得ない」が35.5%と最も高く、次いで「介護保険サービスを充実させるために、保険料等の負担は現状程度とし、介護保険サービス利用者の自己負担を増やすのがよい」が22.7%となっています。



1 基本理念と基本方針

1-1 基本理念

(基本理念)

みんなでつくろう！ 安心して暮らせる“支え合い”のまち

高浜町においては、地域住民や関係機関・団体、事業所、行政が一体となり、だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現に取り組んできました。地域共生社会とは、人と人、人と資源がつながることで互いに支え合う社会ですが、今日では、新型コロナウイルス等の感染症の危険性にも十分に配慮しながら、「新しい形での支え合い」の仕組みを構築していくことが必要となってきます。そのため、様々なリスクに対応できる正しい知識を持つことを重視しつつ、これまで以上に「心の通い合い」を大切にしながら関係を深めていくことが大切だと考えます。

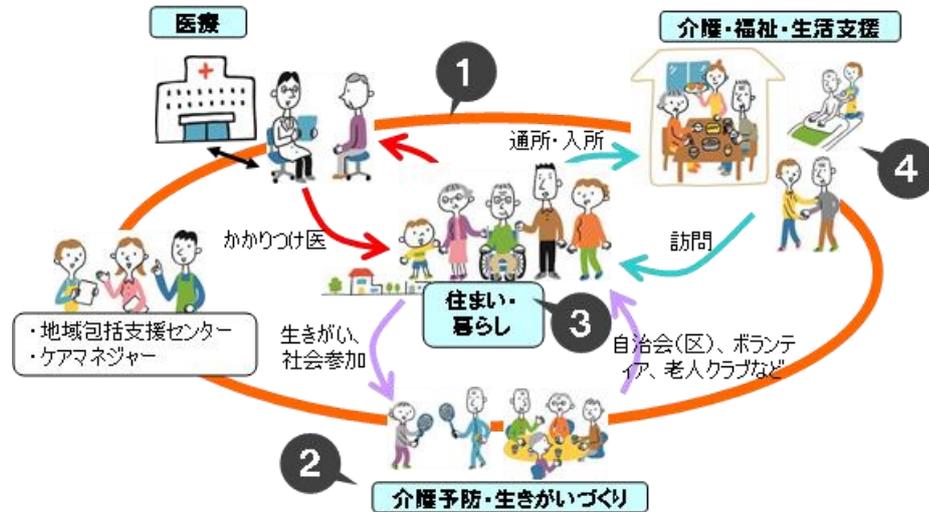
これまで用いてきた、本計画の「～たかはまハートフルプラン～」という愛称には、「心の通う仲間と築く」という考え方を含んできました。これは、「新しい形での支え合い」にも通じるイメージです。感染症などの新たなリスクには十分に配慮しつつ、安心して生活できる地域共生社会をみんなで作っていくという考え方から、本計画の基本理念を「みんなでつくろう！安心して暮らせる“支え合い”のまち」とします。

1-2 基本方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域資源やマンパワーのさらなる充実・活用とともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供することが求められています。

第8期計画においても、引き続き地域医療や高齢者の自主活動等のまちの強みを活かしつつ、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等の拠点からのアウトリーチ型（訪問型）の取り組みなど、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進める中で、高浜町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、高齢者の仲間づくりや新しい生活様式に沿った社会参加の機会・場の充実を図ります。

■2025年（令和7年）を見据えた高浜町の地域包括ケアシステムの姿



基本方針 1 みんなで支え合う基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるため、介護と医療の連携強化を図ります。

基本方針 2 社会参加による健康寿命の延伸

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるよう、高齢者の仲間づくりや社会参加機会の充実を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

基本方針 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや、多様な住まいの確保を進めます。

基本方針 4 介護保険制度の運営体制の強化

支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を適切に利用できる体制づくりに努めます。また、介護保険制度の円滑な運営を実現するため、保険者機能の強化に取り組みます。

2 計画の体系

基本方針	基本施策	取り組み内容
基本方針 1 みんなで支え合う 基盤づくり	1 地域と町がともに 見守る地域ケアの 推進	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)相談体制の強化
	2 地域医療と介護の 連携強化	(1)在宅医療体制の充実 (2)医療職と介護職の連携強化 (3)その他関係機関等との連携強化
	3 住民参加による 地域活動の促進	(1)住民参加による見守りの充実 (2)資源開発及び地域づくりの担い手 の育成 (3)ボランティア活動の推進
基本方針 2 社会参加による 健康寿命の延伸	1 高齢者が自分らしく 活躍できる地域づくり	(1)高齢者の生きがいづくり (2)高齢者の雇用・就労への支援
	2 高齢者の健康づくり、 介護予防の推進と 重度化防止	(1)主体的なフレイル予防の推進 (2)一般介護予防事業の充実 (3)介護予防・生活支援サービス事業 の充実 (4)地域支援事業の充実 (5)介護予防効果を高めるための取り 組みの充実
基本方針 3 誰もが安心して 暮らせる まちづくり	1 認知症支援策の充実	(1)認知症高齢者本人とその家族への 支援の充実 (2)認知症支援に関する啓発の充実 (3)認知症の早期発見・早期対応の 充実
	2 権利擁護の推進	(1)権利擁護への取り組みの充実 (2)高齢者虐待防止対策の推進
	3 安心して暮らせる 支援の強化	(1)介護家族支援と見守り体制の強化 (2)防災・防犯体制の推進 (3)交通安全対策の推進
	4 高齢者の暮らしへの 支援	(1)高齢者福祉サービスの充実
基本方針 4 介護保険制度の 運営体制の強化	1 介護保険サービスの 充実	(1)居宅介護サービスの充実 (2)地域密着型サービスの提供 (3)施設サービスの提供 (4)高齢者向け住まいの設置状況の把握
	2 保険者機能の強化	(1)計画に基づくマネジメント機能の 強化 (2)介護給付の適正化 (3)介護事業所等への支援 (4)福祉・介護人材の確保等の推進

基本方針 1 みんなで支え合う基盤づくり

1 地域と町がともに見守る地域ケアの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センター職員の充足、また適切な研修等への参加による専門能力のスキルアップを図るとともに、その専門性を活かし、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう体制を強化します。

関係機関・団体との連携強化として、高齢者やその家族が抱えるさまざまな問題に対応するため、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス等の専門機関による連携体制を構築します。また、民生委員、ボランティア等の地域の活動団体と協力体制を構築するとともに、それら地域活動団体同士が連携していくためのコーディネートに努めます。

【地域包括支援センターの機能】

名称	事業概要
介護予防ケアマネジメント業務	介護保険制度の要支援1・2に認定された方に対して「介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)」の作成と、それに基づいたサービス利用に関する支援を行います。また、介護認定を受けていないが、生活機能の低下や、口腔機能の低下等、介護予防が必要である方に対して、介護予防事業の利用に関する支援を行います。
総合相談支援業務	地域における高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、相談の窓口を設け、どのような課題を抱えているかを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。
権利擁護業務	高齢者の人権や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を普及啓発し、また、活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎます。また、地域包括支援センターは、高齢者虐待に関する窓口であり、関係機関と連携して虐待の早期発見に努め、高齢者の虐待防止や権利擁護を図ります。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	本人や家族が必要なときに必要な地域資源を切れ目なく活用できるよう支援していくため、医療機関等の関係機関との協力体制づくりを行います。
在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携し、他職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に努めます。
生活支援体制整備	多様な日常生活の支援体制の充実・強化を図り、地域における支え合いの体制づくりを行います。

② 地域包括支援センターの適切な評価

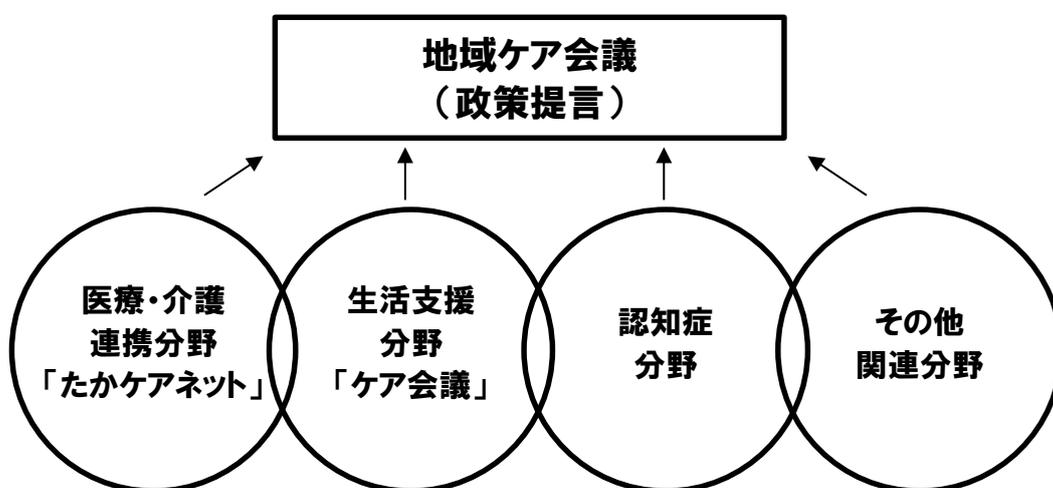
「高浜町介護保険等運営協議会」との連携を図り、PDCA サイクルの充実による定期的な点検を行い、適切な評価に努めます。

(2) 地域ケア会議の充実

本町においては、現在、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会が参加するケア会議の開催や、医療・介護連携のための研修会（たかケアネット）を開催しています。その会議を活かしながら、保険者、ケアマネジャーや民生委員、地域住民等、必要に応じて新たな参画者を含めることで、多様な主体による検討会議組織として発展させていきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、認知症の方への支援等を検討することで、地域ケア会議から見えてくる地域課題を抽出し、地域資源の検討や政策提言等を充実します。

地域ケア会議の構成イメージ（合議体）



ケア会議をはじめ、他の分野別の会議組織と連携を図りながら、本町における多様な福祉課題の把握やその解決に向けた方策の検討を進めます。また、各分野での地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、政策提言に向けた政策的な地域ケア会議を開催します。

(3) 相談体制の強化

① 相談体制

地域包括支援センターにおいて、地域の身近な相談窓口として、介護保険制度、介護予防・重度化防止、権利擁護等の総合的な相談や関係機関との連絡調整を行います。

また、在宅介護支援センターや民生委員、社会福祉協議会、老人家庭相談員と連携しながら、利用者にとって身近で気軽に相談できる環境づくりに努めます。

地域包括支援センターが直営である利点を最大限に活かし、地域包括支援センターで集約された相談情報を、介護保険や高齢者福祉および障がい者福祉等の福祉サービスの円滑な提供や相談につなげるよう、さらなる充実をめざします。

加えて、在宅介護支援センターが地域包括支援センターのブランチ（地域包括

支援センターにつなぐための窓口)としての役割を担えるよう、訪問や見守りなど、高齢者の身近な地域の相談拠点としての機能を強化します。

② 苦情対応

苦情対応窓口を保健福祉課に設置し相談に応じます。苦情が寄せられた場合は、住民の意向をよく聴き、事業者への事実確認も行い解決に努めます。また、苦情や意見を述べやすくなるよう工夫を図ります。

各苦情については発生原因を分析し、事業者への周知も行いながら、苦情発生の未然防止に努め、介護サービスの質の向上、よりよい介護保険制度に結びつけていきます。

今後も苦情内容を県へ報告するとともに、県内で発生した苦情についても国保連合会から情報提供を受け、必要に応じてケアマネジャーやサービス提供事業者等へ発信していきます。

2 地域医療と介護の連携強化

(1) 在宅医療体制の充実

○ 地域医療の推進

和田診療所をはじめとした地域の医療機関や近隣市町の医療機関との連携強化、小規模多機能型居宅介護や訪問看護等のさらなる普及を図り、在宅において、往診・訪問看護が可能な体制づくりをめざします。

また、医師会との連携を強化し、かかりつけ医等の普及啓発に努めます。

(2) 医療職と介護職の連携強化

○ 医療・介護等、多職種・多領域との連携

地域包括支援センター等の相談窓口が介護保険者と協働で、地域の医療機関の退院見込者に対して在宅支援のための情報提供を行い、介護ニーズを見極めながら適切なサービス利用につなげられるよう、かかりつけ医や医療機関における地域連携室等、地域医療と介護の密な連携を図ります。

また、在宅医療・介護連携推進事業として多職種連携研修会(たかケアネット)を活用し、多職種・多領域の情報交換や学習機会の充実に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
研修会等(回数)	2	2	2	2	3	3

(3) その他関係機関等との連携強化

① 在宅介護支援センターの連携強化

在宅介護支援センターは、「高浜けいあいの里」「高浜町社会福祉協議会」の2か所に併設されており、高齢者やその家族からの介護保険サービスや介護の悩み等の相談を24時間体制で受け付けます。

地域包括支援センターのランチ（地域包括支援センターにつなぐための窓口）機能を活かし、高齢者の実態把握や地域の困難事例の解決等にあたります。在宅介護支援センターでの受け身の相談ではなく、適切な感染症予防対策を実施したうえでアウトリーチ活動（訪問活動）を行い、相談件数の増加に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
相談件数(延べ件数)	1,067	1,516	1,550	1,600	1,620	1,640

② ケアマネジャーの連携強化

必要に応じて「ケアマネジャー連絡会」を開催し、ケアマネジャーへの情報発信や意見交換を行い、事例検討等を行っていきます。また、ケアマネジャーの資質向上に向けた自立支援型検討会議を行っていきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
自立支援型検討会議 (回数)	0	0	0	1	2	3

③ サービス事業者との連携強化

サービス事業者が事業者主体で様々な協議が行える場を持てるように支援していきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込)		
会議(回数)	0	0	0	1	1	1

④ 民生委員との連携強化

地域に根ざした活動を行う民生委員との連携を図り、地域の高齢者の情報を共有し、問題の早期発見につなげるとともに、的確な対処や支援が行えるよう、行政（介護・高齢者担当者）との合同研修会等の実施による資質・専門性の向上を図ります。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込)		
研修会等(回数)	0	0	0	0	1	1

⑤ 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を担う社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者世帯等の日常的な見守りや支援が必要な方の情報を共有しケース検討することで、途切れのない福祉サービスの充実に取り組みます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
ケア会議(回数)	12	12	12	12	12	12

⑥ 福祉団体等との連携強化

老人クラブや障がい者団体等、町内で活動する団体等と連携し、地域の課題解決に向けてとにも取り組みます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
会議(回数)	0	0	0	0	1	1

3 住民参加による地域活動の促進

(1) 住民参加による見守りの充実

○ 福祉意識の醸成

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、地域住民の理解と協力が欠かせません。地域住民が高齢社会への対応を共通の課題ととらえ、高齢者に対する理解を深められるよう啓発活動等を行い、地域の福祉意識の醸成に取り組んでい

きます。

また、社会福祉協議会等の福祉関係機関や民生委員等の協力を得ながら、高齢者自身の地域活動への積極的な参加を勧奨していきます。

(2) 資源開発及び地域づくりの担い手の育成

○ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

地域住民による支え合う体制を広めるためには、行政主導の活動だけではなく地域での自主的な活動を推進する必要があります。

生活支援コーディネーターは、地域資源の把握や多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い、資源開発、地域のネットワークづくり、地域の支援ニーズとサービス提供者等との取り組みのマッチングを一体的な活動の中で推進していきます。生活支援体制整備事業協議体を定期的に行うことで、地域の実情に応じた多様なサービスおよび社会資源を活用できる仕組みや地域住民が支え合う地域づくりを構築し、地域包括支援センター等と連携しながら生活支援コーディネーター活動計画に沿って活動していきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
生活支援体制整備協議体会議(回数)	3	2	1	2	3	2

(3) ボランティア活動の推進

高齢者に役割ある形での社会参加が重要であり、地域福祉を担う社会福祉協議会と連携し、個人でのボランティア（有償も含め）活動の普及促進に向けた支援を推進していきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
新規個人ボランティア登録(実人数)	2	1	5	3	3	3

基本方針2 社会参加による健康寿命の延伸

1 高齢者が自分らしく活躍できる地域づくり

(1) 高齢者の生きがいづくり

① 地域福祉計画の実践

本計画と同時期に策定した「第3期高浜町地域福祉計画」に基づき、住民と行政の連携・協働により、高齢者だけでなく、すべての住民が支え合いながら、いきいきと自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

「交流・活動促進」「理解促進」「困りごと・悩みごと相談」「見守り体制」の仕組みづくりとともに、町内の各関係機関・団体等の役割を十分に発揮できるよう取り組みを推進するなど、高浜流地域福祉の推進に努めます。

② 高齢者の活動の支援

町内最大の高齢者団体である「老人クラブ」の活動に対して、生きがいや社会参加の観点から支援します。新しい生活様式に沿ったうえで、高齢者の多様な学習機会として「シルバースクール」等の各種講座や、学習の成果を発表できる場として「シルバーコンベンション」や「スポーツ大会」等を引き続き開催し、自主的な活動が活発化するよう支援を行います。

また、「地域ふれあいサロン」等の地域活動に対して、老人クラブをはじめ、地域の高齢者の積極的な参加を促し、自主的な地域活動の活性化をめざします。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
自主活動(延べ人数)	1,266	1,260	500	1,000	1,000	1,200

③ 高齢者慶祝訪問事業

長寿をお祝いし高齢者への敬意を表すため、米寿者、100歳到達者、101歳以上長寿者、最高齢者に記念品と祝状の贈呈を行い、慶祝訪問対象者が増えるように高齢者福祉増進につなげます。なお、高齢者のニーズに合わせ、随時、慶祝訪問の方法や記念品等の見直しを行います。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込)		
米寿者(実人数)	76	88	102	96	116	137
慶祝訪問(実人数)	9	13	15	25	35	46

④ 高齢者の交流拠点づくり

老人憩いの家「瑞祥苑」は、機能回復訓練室（マッサージ機・健康器具設置）、茶道室、カラオケ室、マージャン室があり、高齢者の心身の健康の増進を図るため、今後とも新しい生活様式に沿った運用の下、適正な利用に努めます。

現在は、高齢者を基本とした地域住民の集う場、サークル活動における重要な交流拠点のひとつであります。今後は共生社会の理念の下、障がい者や様々な地域福祉の拠点となる複合施設への建て替えを検討していきます。また、施設の維持管理については、引き続き指定管理者制度を活用して行います。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
昼間利用者 (延べ人数)	21,110	17,477	8,500	12,000	15,000	15,000
夜間利用者 (延べ人数)	3,515	2,933	350	600	1,000	1,000

⑤ 敬老会事業

地域の高齢者を敬い、感謝する行事として、各地区（高浜・和田・青郷・内浦）で敬老会を開催し、式典、米寿者表彰、会食、アトラクションを実施します。

75 歳以上を対象者とし、高齢者が生きがいを持ち続けて健康づくりにつながるよう、継続して事業の充実を図ります。

【事業の実績と見込】

敬老会参加者数	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込、コロナ禍により変更有)		
高浜地区(実人数)	169	175	0	160	160	160
和田地区(実人数)	84	84	0	80	80	80
青郷地区(実人数)	92	92	0	90	90	90
内浦地区(実人数)	54	54	0	50	50	50

(2) 高齢者の雇用・就労への支援

○ シルバー人材センターとの連携

高浜町シルバー人材センターと連携し、高齢者の生きがいにつながる就職支援を行うとともに、雇用情報の提供と相談窓口の整備に努めます。

また、高齢者の継続雇用や再就職への重要性について、事業者への普及、啓発を実施し、民間企業における高齢者の就労機会の確保に努めます。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたっては、高齢者の多様な生活支援を支える担い手として、高浜町シルバー人材センターと連携しながら

生活支援サービスを行う人材を育成していきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込)		
生活支援サービス 人材(実人数)	0	0	0	0	5	10

2 高齢者の健康づくり、介護予防の推進と重度化防止

(1) 主体的なフレイル予防の推進

① 個人の健康づくりの推進

町の健康増進計画「高浜健康チャレンジプラン」においても、高齢者の心身の健康の保持と増進の取り組み、生活習慣病の発症予防・重症化予防の取り組みを行っていることから、本計画においても福祉の観点（社会参加等）における「フレイル（虚弱）予防」とフレイル状態にある人を適切に医療サービスに繋げることなど、保健事業と一体的に高齢者の健康づくりを推進する仕組みをつくり、実践に繋げることで健康寿命の延伸を目指します。

② 地域における健康づくり活動の推進

地域ふれあいサロンや老人クラブ等において、閉じこもりがちな人も気軽に参加できる健康づくりの場を増やし、新しい生活様式の下、心身の健康の保持・増進を支援します。また、住民主体の取り組みに専門職が支援的に関わることで、活動の継続性が高まり、さらに活動が広がることを目指します。

地域ふれあいサロンにおいて、在宅介護支援センターの職員による心身の健康チェックや、若狭高浜病院の専門職（医師・薬剤師・看護師・理学療法士・管理栄養士・介護福祉士）による出前講座を実施して、身近な場所で健康づくりに取り組めるように活動を推進します。また、交流の機会を拡充できるように段階的に各行政区にサロンを設置します。

【事業の実績と見込】

地域ふれあい サロン	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
行政区数	42	47	47	52	53	58

若狭高浜病院 出前講座【医師他】	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
開催回数	19	26	10	20	22	25
参加者数(延べ人数)	190	244	150	200	220	250

(2) 一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、第1号被保険者のすべての方およびその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防が必要な方の把握や、それらの方々の介護予防活動への参加促進のための普及啓発、地域での介護予防活動の促進等を行います。

① 介護予防把握事業（元気はつらつ度アンケート）

節目の年齢を迎えた高齢者に対し、基本チェックリストを実施し、ADL（日常生活動作）の低下や認知症等の何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、フレイル予防・介護予防講座やもの忘れ検診へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業（フレイルチェック）

年をとって筋力・認知機能・社会とのつながりなど「心身の活力」が低下した虚弱な状態を「フレイル」と言います。多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられているため、フレイルに早めに気づき、フレイル予防の実践に取り組めるように予防活動の普及・啓発活動を行います。東京大学病院が研究開発したフレイルプログラムを県が勧めており、県が養成したフレイルトレーナーによって住民のフレイルサポーター養成者を増やし、住民のフレイルサポーターがフレイルチェックを実施することで予防活動の参加者を増やしていきます。

【事業の実績と見込】

フレイル事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
サポーター(実人数)	—	3	3	3	10	20
フレイルチェック (延べ人数)	—	12	14	14	20	40

③ 地域介護予防活動支援事業（日曜介護予防広場）

町内の通所介護事業所を拠点として、介護の専門職が、日曜日に介護予防のために自宅でできる体操を教えたり、参加者と一緒に簡単な体操を行います。住民が主体的に介護予防活動に取り組めるよう普及啓発し、参加者を増やしていきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
参加者数(延べ人数)	433	426	350	400	420	430

④ 一般介護予防事業評価事業

本計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うなど、一般介護予防事業の事業評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業（元気あっぷ生き生き倶楽部）

介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発をはじめ、住民の主体的な介護予防や健康づくり活動を支援するため、各公民館と共催し、若狭高浜病院のリハビリ専門職が企画した内容で、「ムリなく、楽しく、体を動かせ、参加するたびに心も元気になる」介護予防講座を開催し、フレイル予防・介護予防活動の普及・啓発活動を行いながら参加人数を増やしていきます。

【事業の実績と見込】

介護予防講座	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
開催回数	94	86	80	96	96	96
参加者数(延べ人数)	1,418	1,257	1,104	1,500	1,600	1,700

若狭高浜病院のリハビリテーション専門職が地域ふれあいサロン等に出向き、出前講座を行うことで、地域における介護予防の取り組みを進めます。

【事業の実績と見込】

出前講座	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
開催回数	7	9	5	10	10	10
参加者数(延べ人数)	77	89	50	80	90	100

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等（基本チェックリストの該当者〈事業該当者〉を含む。）を対象に、それらの方々の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問（通所）介護相当サービス等に加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度に位置づける事業です。

「その他の生活支援サービス」においては、ニーズの洗い出しや参入意向のある事業者等との調整を図りながら、新たなサービスの必要性を検討していきます。

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
訪問型サービス (延べ人数)	243	206	220			

② 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
通所型サービス (延べ人数)	505	483	460			

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを行います。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
介護予防ケアマネジメント(延べ人数)	379	342	262	280	300	320

(4) 地域支援事業の充実

① 介護予防事業

要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者を対象に、フレイル予防・介護予防・重度化防止の観点から、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の事業を行います。今後は、より広く事業参加者を募り、介護予防の充実と拡大を図るとともに、重度化防止に努めます。

② 包括的支援事業

ア. 介護予防事業のマネジメント

一人ひとりに的確な介護予防サービスを提供するため、改善後も念頭に置き、介護予防事業、介護保険以外のインフォーマルサービス[※]との継続性・整合性を図りながら、一貫した体系のもとで介護予防マネジメントを行います。

※家族や地域住民、ボランティアなど、公的な福祉サービス以外による高齢者支援のこと。

イ. 総合相談・支援事業

介護保険の申請や施設利用をはじめとした介護保険サービスの相談、介護保険以外の保健・福祉・医療サービス、さらに地域団体等によるインフォーマルサービス等、幅広く相談に対応し、必要なサービスが利用できるように支援します。また、地域の高齢者の実態を把握するとともに、地域でのサービス提供状況の把握に努めます。

ウ. 高齢者のための権利擁護事業

地域の住民や民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見センターの設置を行い、成年後見制度の活用促進のための普及・利用支援を図るとともに、高齢者虐待への対応等の専門的・継続的な視点からの支援に努めます。

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないよう、ケアマネジャーのそれぞれの経験年数等に応じた研修や介護支援専門員連絡会議等を実施することで、資質・専門性の向上を図ります。

③ 任意事業

ア. 介護給付費適正化事業

定期的なケアプランチェックを実施し、個々のケアマネジャーの気づきを促す機会を創出するとともに、より自立に向けたサービス提供意識の向上につながるよう継続して実施し、介護給付の適正化に努めます。

(5) 介護予防効果を高めるための取り組みの充実

高齢者の通いの場において、介護予防効果を高めるために、専門職が支援し助言できる体制を推進していきます。また、健康寿命の延伸を図り、生きがいをもって生き生きと暮らしていく地域づくりを推進していく仕組みが必要になります。個人が介護予防に取り組むだけでなく、ボランティア（有償を含む）活動にも取り組みやすい地域にするために、楽しみながら社会参加でき還元できるようにポイント制度を、関係機関と調整しながら取り入れていきます。多様な通いの場をつくるため、男女問わず気軽に参加できる健康マージャンなどの講座を開催していきます。

基本方針3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

1 認知症支援策の充実

(1) 認知症高齢者本人とその家族への支援の充実

① 認知症サポーター養成講座

広く住民や医療・保健・福祉関係者等に対し、認知症の理解を深めるための認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症キャラバンメイトは、講義だけではなく、寸劇を取り入れるなど、参加者に認知症について考えてもらうことを意識した形式で実施します。

また、認知症サポーターのさらなる拡充に向けて、今後は多世代に対し、段階的かつ計画的に支援者の拡大を図ります。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
開催回数	12	4	0	5	8	10
参加者数(実人数)	260	60	0	50	80	100
累計(延べ人数)	1,407	1,467	1,467	1,517	1,597	1,697

② 広報による情報提供

認知症の早期発見による治療の促進や認知症を予防する生活習慣が定着されるよう、広報紙等を通じた正しい知識の普及啓発を図ります。

認知症の仕組みや予防活動、認知症高齢者への支援方法をより幅広く、多くの方々に理解を求められるよう、情報提供に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
広報回数	12	12	9	12	12	12

(2) 認知症支援に関する啓発の充実

認知症イベントとして「RUN 伴」を実施し、認知症になっても安心して暮らせる町「たかはま」を目指し、地域住民に対する認知症支援への理解を深めるためのPRを行うとともに、近隣市町と協働して規模の拡大を図ります。また、認知症のない住民や民生委員等を対象にバーチャルリアリティー体験（VR）技術を活用し、認知症の主症状を体験する講座を行うことで認知症への理解を深める取り組みを行います。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)			(計画期間中見込)		
開催回数	1	1	0	1	1	1
参加者数(実人数)	38	46	0	50	50	60

(3) 認知症の早期発見・早期対応の充実

① もの忘れ検診

認知症を早期に発見し、早期治療につなげることを目的とし、65歳以上の高齢者（要介護認定者を除く）を対象に、「もの忘れ検診」を実施します。

地域包括支援センターにて、今後さまざまな機会を活用しながら認知機能低下の疑いのある高齢者を把握し、「もの忘れ検診」の案内や医療機関への受診勧奨を行い、検診参加者を増やします。医療機関とも連携しながら、継続的な認知症支援に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
実施回数	9	5	9	12	12	12
参加者数(延べ人数)	16	12	15	18	20	22

② 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の予防や早期発見、利用できるサービス等、状態に応じた対応方法についてわかりやすく情報をまとめた「認知症ケアパス」を、各関係機関の窓口で活用しながら、適切な運用の検討を行います。

③ 認知症初期集中支援チームの取り組み

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の疑いのある方およびその家族に対して訪問等により初期支援を包括的かつ集中的に行えるよう、認知症初期集中支援チームを設置しています。

また、地域でのコーディネーターを担う認知症地域支援推進員を配置しており、対象の方には、相談等の個別支援を行うとともに医療や介護、地域資源との連携に向けて取り組みます。現状では、地域包括支援センターが町の直営のため、相談窓口となって適切な医療や介護が受けられるように支援しますが、チーム活用の実績はありません。

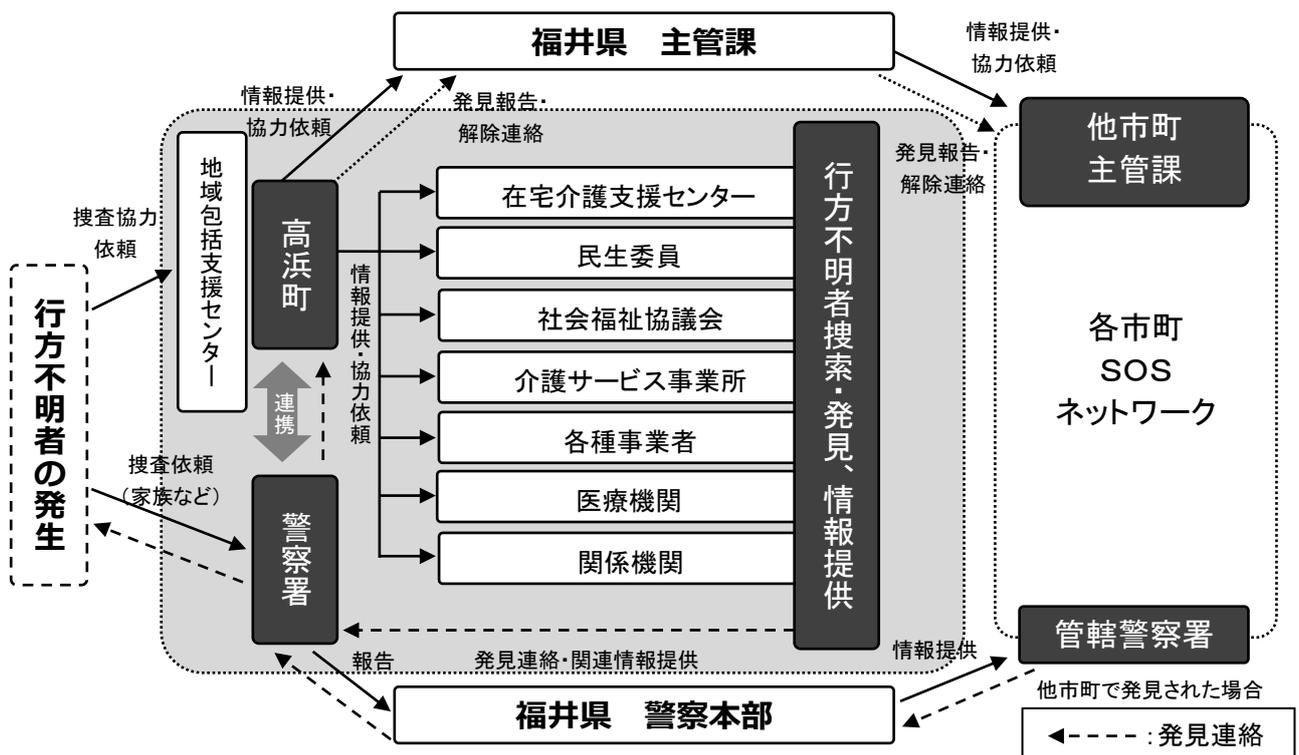
④ 徘徊 SOS ネットワークの推進

高齢化の進展に伴い急増している認知症高齢者の徘徊、不慮の事故等に対処するため、徘徊高齢者の探索、徘徊の予防等の支援を行う地域における見守り体制として、徘徊 SOS ネットワークを推進します。高浜町地域見守り活動協定を締結した協力事業所（町内金融機関、郵便局、交通機関、コンビニエンスストア、訪問販売店等）を増やしていきます。なお、情報提供・協力依頼の際には、各機関・団体の立場に応じた情報発信を行うなど、的確な対応に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
ネットワーク登録 関係機関数	21	24	24	25	26	26

：高浜町徘徊SOSネットワーク



2 権利擁護の推進

(1) 権利擁護への取り組みの充実

① ネットワークの活用

高齢者虐待や障がい者虐待、DV 等に対応するためのネットワークである「高浜町高齢者・障がい者等の権利を護るネットワーク」を中心に活動を充実させ、虐待防止のほか、権利擁護の推進に努めます。

また、地域の住民や民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者への専門的・継続的な視点からの支援に努めます。

② 成年後見制度の利用支援

認知症や知的障がいにより、判断能力が十分ではない人の権利を守るための成年後見制度の利用を促進するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

また、成年後見報酬の助成を行い、市民後見人の養成等の実施について検討を行います。地域包括支援センター内に中核機関（成年後見センター）を設置し、成年後見制度の利用が必要な方を支援していきます。また、住民に向けた広報紙掲載による周知を行います。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
成年後見制度 説明会(回数)	0	21	0	10	15	18
参加者数(実人数)	0	177	0	80	120	144

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待防止のネットワークづくり

地域包括支援センターを中核とし、他の関係機関・団体をはじめ、民生委員等の地域で活動している活動団体等と情報交換や情報の共有を行っていますが、さらに高齢者の虐待防止に向けた研修を行い、ネットワークづくりを推進していきます。

また、それら他機関・団体との協力関係の中で、高齢者の尊厳への配慮のために周知を行っていきます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
護るネットワーク会議 (回数)	1	1	1	1	1	1

② 高齢者虐待防止の普及・啓発

住民を対象（特に介護保険申請時）に高齢者虐待予防の普及啓発を行い、地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識を高めます。

また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報する必要があることについても、周知徹底を図ります。

さらに、高齢者虐待防止の普及啓発および虐待発生時の対応強化に努めます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
虐待防止研修会【サロン】(回数)	0	0	0	1	3	5
参加者数(実人数)	0	0	0	10	30	40

③ 高齢者の保護・介護者の支援

緊急に保護が必要な高齢者を速やかに保護し安全を確保するため、関係機関と連携を図りながら、一時保護の手配や、安定した生活が送れるよう相談支援を図ります。特に、虐待を受けた高齢者を緊急一時保護する場の確保について検討していきます。

また、介護のストレスから虐待が起きないように、日常的な介護者の支援体制の充実に努めます。

④ 相談機能・対応機能の充実

高齢者虐待に対応する町職員や地域包括支援センターの職員、在宅介護支援センターの職員、居宅介護事業所の職員等の実務者に対して、県が実施している研修等への参加を促し、相談機能・対応機能の向上を図ります。

3 安心して暮らせる支援の強化

(1) 介護家族支援と見守り体制の強化

① 介護家族の会の開催（認知症カフェ）

介護者が社会とつながり、介護者相互の交流促進や介護者のリフレッシュが図れるよう、今後も町内全域での開催を行います。特に、認知症高齢者の増加に伴い、認知症高齢者やその家族に対する支援を充実させます。

開催にあたっては、介護中でも介護者が参加しやすいよう開催場所や回数、内容を認知症キャラバンメイト等と検討して、参加者を増やします。

しかし、介護保険サービスの充実に伴い、介護負担が軽減され、相談する機会もあり、ニーズが低い状況です。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
介護家族の会(回数)	4	3	3	4	4	4
参加者数(延べ人数)	22	16	16	28	28	30

② 介護者の状態把握体制の充実

介護負担については、日頃からケアマネジャーや民生委員等から気になるケースについては相談する体制になっています。また、介護者の負担状況を幅広く把握するため、ケアマネジャー用の「介護負担アセスメントシート」、一般向けの「見守りポイント」を活用して、介護負担の重い方については、地域包括支援センターに「介護負担アセスメントシート」を提出してもらい、同行訪問などを通して支援していきます。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
介護負担アセスメントシート(枚)	-	-	1	1	1	1
ケース検討対応人数(実人数)	-	-	1	1	1	1

③ 介護用品の支給

在宅の要介護高齢者に対し、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図るため、概ね要介護3以上の方を対象に介護用品（パンツ型紙オムツ、尿取りパッド、防水シート等）を支給します。支給方法は、毎月、町内の指定薬局で利用できるおむつ購入チケットを郵送配付するほか、業者による配達があります。業者配達では種類は限られていますが、買い物が困難な方でも自宅まで配達してもらえる利

点があります。チケット方式は薬局で利用者の希望に応じた紙おむつ等を必要な時に交換できる自由度の高さがあります。

今後も、必要な方に支給ができるように支給方法や支給枚数を検討していきます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
利用者数(実人数)	323	228	240	250	260	270

※2019年度（令和元年度）より対象者見直しあり

④ 介護支援金の支給

介護保険の要介護認定において要介護4・5の高齢者と同居し、在宅で介護している家族に対し、介護支援金を支給しています。

しかしながら、在宅介護の普及も進んでおり、支援金についても今後必要性を含め検討していきます。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
支給者数(実人数)	54	57	60	60	60	60

(2) 防災・防犯体制の推進

① 災害時等の高齢者や要支援者支援体制の推進

町、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、区長、自主防災組織等の協力により、避難行動要支援者(要支援者)の把握や社会福祉施設との連携に努めます。

災害発生時に迅速に高齢者の避難・救助活動、安全確認等が行われるよう、警察、消防、医療等関係機関並びに地域住民と協力して行うなど、連携体制を強化します。

また、要支援者台帳システムを活用し、平常時の情報共有体制づくりを含めた要支援者の支援体制の構築に努めます。

② 高齢者への防災知識の普及

洪水・土砂災害・津波・地震等、各種災害について、老人クラブや地域ふれあいサロン、生涯学習の場や防災訓練等を活用して、ハザードマップや災害に関する知識の普及、啓発を行います。

③ 自主防犯活動の推進

地域ぐるみの広範な自主防犯活動を推進するとともに、防犯隊による防犯活動の実施、近年増加している高齢者を狙った特殊詐欺等に対して、告知放送やホー

ムページを活用し、犯罪被害防止に努めます。

④ 悪質商法からの被害防止対策

県や警察署と連携を図りながら、悪質商法の情報を収集し、町の有線放送やメール配信、パンフレット、地域ふれあいサロン等を通じて啓発活動を行います。

一般的な相談は、住民生活課の相談窓口のほか、地域包括支援センターでも応じます。専門的な相談は県消費生活センターと連携し、高齢者の被害の救済と未然防止に努めます。

(3) 交通安全対策の推進

① 交通安全対策の推進

公民館講座や地域ふれあいサロン等において交通安全教室を行い、福祉関係機関・団体や警察等と連携して、高齢者に対する交通安全教育を推進します。

交通関係団体とともに街頭指導を行うなど、高齢者に対する思いやりのある運転と交通ルールの遵守を促進します。

② 高齢者・認知症ドライバー対策

高齢者や認知症ドライバーによる自動車運転事故を防ぐため、運転免許を自主返納した高齢者に対し、運転免許返納による代替交通手段の支援として公共交通利用チケットを交付したり、運転免許センターと地域包括支援センターが連携して希望者には公的交通手段としてグリーンスローモビリティ（中心市街地周遊電動カート）などの代替手段の情報提供をしたり、相談できる体制を整備します。

【事業の実績と見込】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
相談者数(延べ人数)	0	2	1	1	1	2

4 高齢者の暮らしへの支援

(1) 高齢者福祉サービスの充実

① 寝具洗濯乾燥サービス

在宅要介護高齢者を対象に年1回、専門業者による布団等の寝具類の洗濯・乾燥サービスを実施し、高齢者の健康と快適な生活空間を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
利用者数(実人数)	39	44	51	50	50	50

② 日常生活用具の給付事業

火災警報装置と人感センサー機能を付加した緊急通報装置の設置を行い、ひとり暮らし高齢者の安全・安心な日常生活を確保します。今後も継続的に給付を行います。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯で経済的に苦しい方が健康を害さないように冷暖房の支給事業を広報し、経済的に困難な方に給付を行います。

【事業の実績と見込】

緊急通報装置	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
利用者数(実人数)	59	53	53	55	55	55

冷暖房支給事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
利用者数(実人数)	0	0	0	1	1	1

③ 住宅改造費の助成（住まい環境整備費助成事業）

要介護高齢者にできるだけ自立できる生活空間を確保し、安定した日常生活を送ることを目的とし、住宅改造にかかる費用の助成を行います。ただし助成対象となるものは、介護保険の給付の対象外となる住宅改修工事に限られ、住宅改修工事費の一部を助成しています。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
利用者数(実人数)	1	1	1	1	1	1

④ 外国人高齢者福祉手当支給事業

公的年金の非受給者となった外国人高齢者の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給します。年金受給ができない外国人高齢者に対する福祉・経済支援事業として、今後も継続的な事業の推進を図ります。

【事業の実績と見込】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		(見込)	(計画期間中見込)		
給付者数(実人数)	2	2	2	1	1	1

⑤ 地域福祉活動事業

従来の行政主体型ではなく、社会福祉協議会（食支援サービス事業、安否確認訪問、有償運送移送サービスの拡充）との協働により、地域住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対して積極的に補助を行うことで、地域の力を育て、住民の福祉サービスの充実を求める声に応えていきます。

基本方針4 介護保険制度の運営体制の強化

1 介護保険サービスの充実

(1) 居宅介護サービスの充実

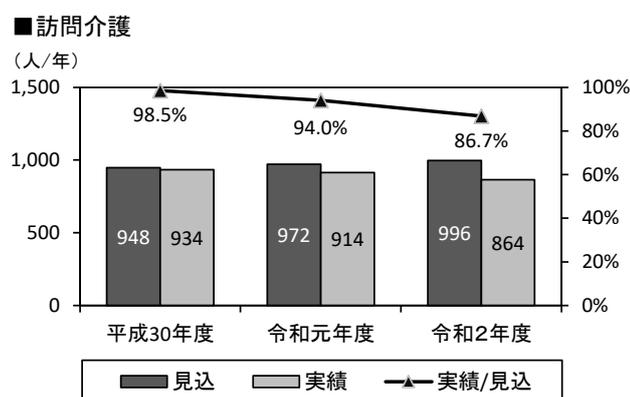
① 訪問介護

【サービスの概要】

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。

【現状】

実績は見込を下回って推移しています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

サービス内容については、公平なサービス提供ができるように検討・研究していきます。ヘルパーについては、専門性をより高められるよう研修機会を提供します。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護(延べ人数)	816	840	864	792	852

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【サービスの概要】

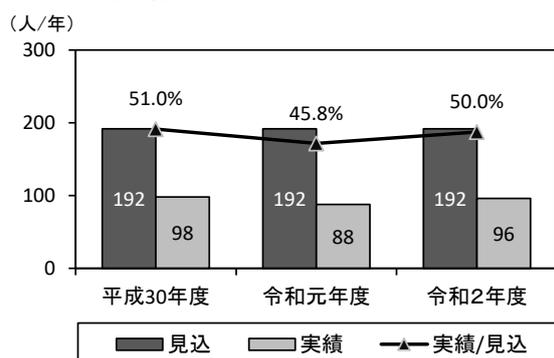
訪問入浴介護とは、浴槽を自宅等に運び、入浴の介護を行うサービスです。

【現状】

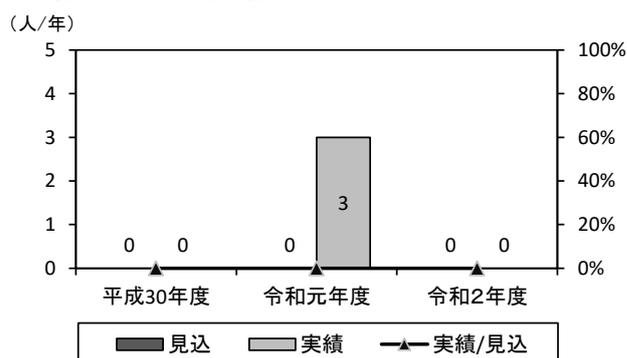
訪問入浴介護については、実績は見込を大きく下回って推移しています。

介護予防訪問入浴介護については、令和元年度に利用実績がありました。

■訪問入浴介護



■介護予防訪問入浴介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

重度の要介護者が在宅での生活を続けるためのサービスとして、安定的な供給体制の確立に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問入浴介護(延べ人数)	96	96	96	84	96
介護予防訪問入浴介護(延べ人数)	0	0	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【サービスの概要】

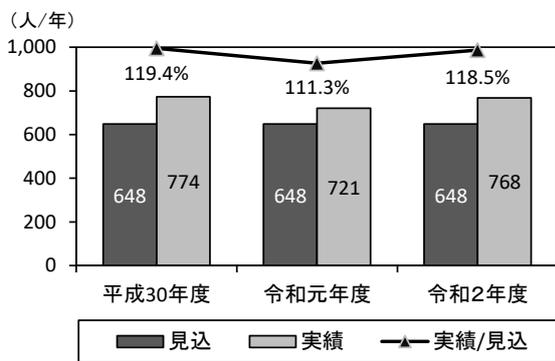
訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。高齢者の在宅療養を支援するために重要なサービスです。

【現状】

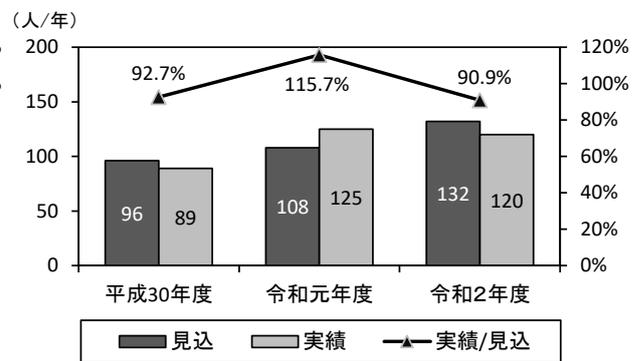
訪問看護については、実績は見込を上回って推移しています。

介護予防訪問看護については、実績は令和元年度以外は見込を下回っています。

■ 訪問看護



■ 介護予防訪問看護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

訪問看護については、看護や医療的管理を必要とする高齢者の在宅療養希望の増加に伴い、支援するサービスとその供給体制を確保していきます。また、ケアマネジメントを行う上で調整が円滑に行えるよう、医療機関との連携を深めていきます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問看護(延べ人数)	708	744	768	696	756
介護予防訪問看護(延べ人数)	120	120	120	120	120

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【サービスの概要】

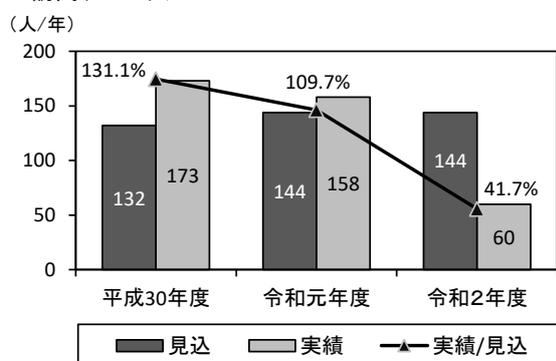
訪問リハビリテーションとは、病院・診療所等の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状】

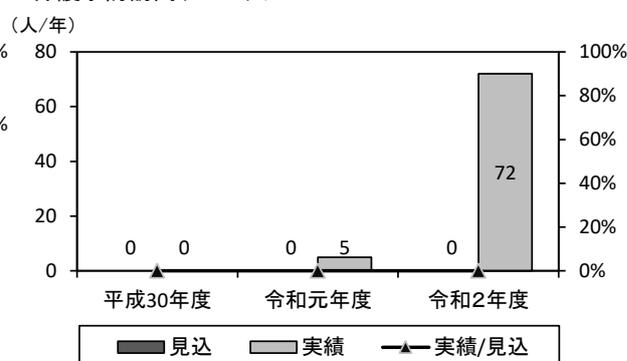
訪問リハビリテーションについては、実績は減少傾向にあり、令和2年度は見込を大きく下回っています。

介護予防訪問リハビリテーションについては、令和元年度以降、利用実績が生じています。

■ 訪問リハビリテーション



■ 介護予防訪問リハビリテーション



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

訪問リハビリテーションについては、今後も一定の利用ニーズが見込まれるため、サービスの質を向上させ、居宅でできる生活行為を効果的に向上させるように努めていきます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問リハビリテーション(延べ人数)	60	60	60	60	60
介護予防訪問リハビリテーション(延べ人数)	72	72	72	72	72

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

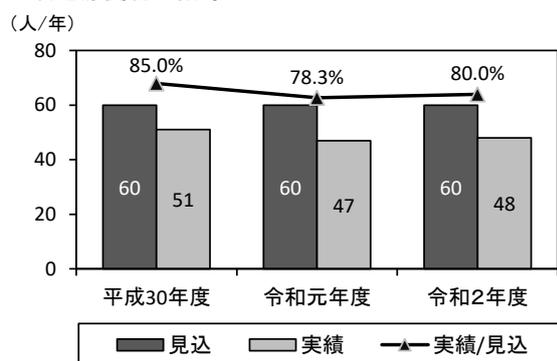
【サービスの概要】

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院・診療所等の医師・薬剤師等が自宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理および指導を行うサービスです。

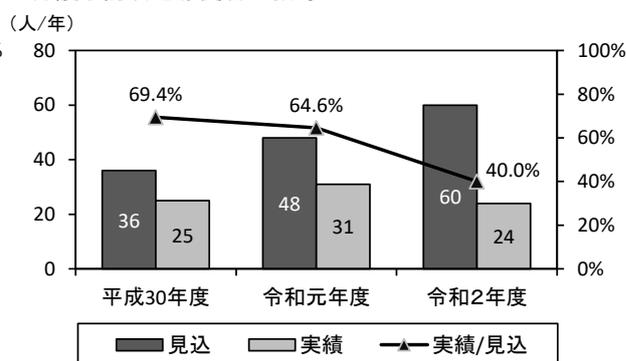
【現状】

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに、実績は見込を下回って推移しています。

■居宅療養管理指導



■介護予防居宅療養管理指導



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

居宅療養管理指導については、在宅で安心して療養できる環境を提供していくとともに、円滑なサービスの実施をめざして、医療と介護が連携できるように働きかけていきます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅療養管理指導(延べ人数)	48	48	48	48	48
介護予防居宅療養管理指導(延べ人数)	24	24	24	24	24

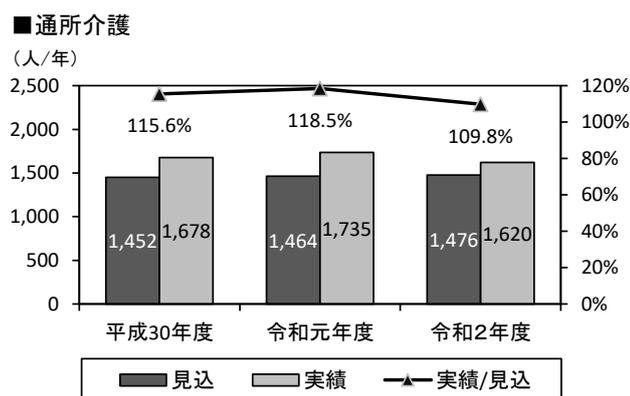
⑥ 通所介護

【サービスの概要】

通所介護（デイサービス）とは、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリ等を行うサービスです。

【現状】

実績は見込を上回って推移しています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

通所介護については、提供サービスの質の低下が起こらないよう、引き続き安定的な供給体制の確保・整備に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所介護(延べ人数)	1,536	1,596	1,596	1,524	1,620

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【サービスの概要】

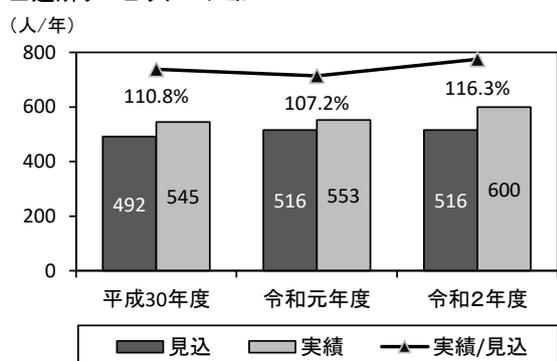
通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状】

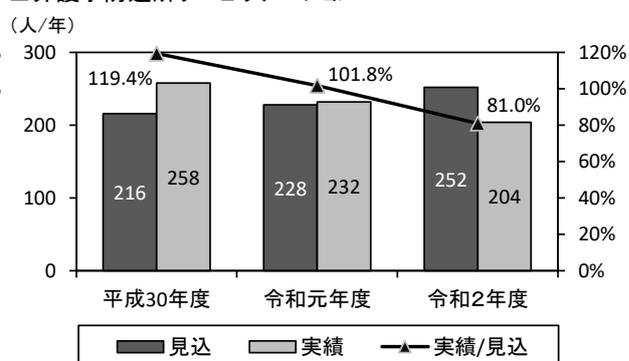
通所リハビリテーションについては、実績は見込を上回って推移しています。

介護予防通所リハビリテーションについては、実績は減少傾向にあり、令和2年度は見込を下回っています。

■通所リハビリテーション



■介護予防通所リハビリテーション



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

通所リハビリテーションについては、日常生活の支援や在宅生活における生活行為を向上させるためのリハビリを中心とした医療系サービスとして、適切にサービス提供が行えるよう努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所リハビリテーション(延べ人数)	576	612	600	576	612
介護予防通所リハビリテーション(延べ人数)	204	192	192	192	204

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

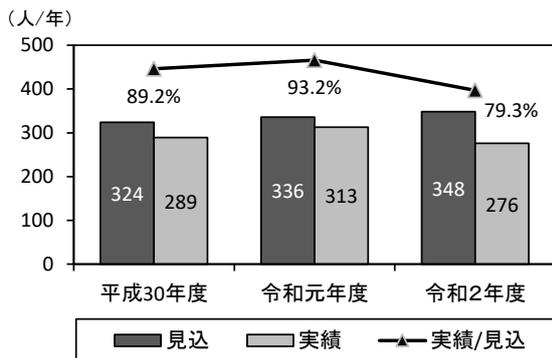
【サービスの概要】

短期入所生活介護（ショートステイ）とは、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。

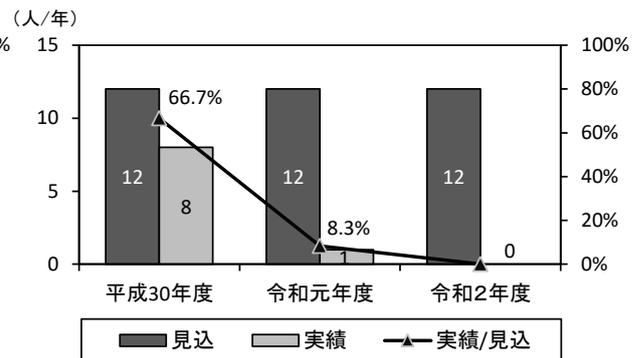
【現状】

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ともに、実績は見込を下回って推移しています。

■短期入所生活介護



■介護予防短期入所生活介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

短期入所生活介護については、今後も一定の利用ニーズが見込まれるサービスであり、需要に応じたサービス供給体制の確保に努めます。また、短期入所生活介護以外の在宅サービスと組み合わせて利用できるよう、サービスの充実を図ります。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所生活介護(延べ人数)	264	264	264	264	276
介護予防短期入所生活介護(延べ人数)	0	0	0	0	0

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【サービスの概要】

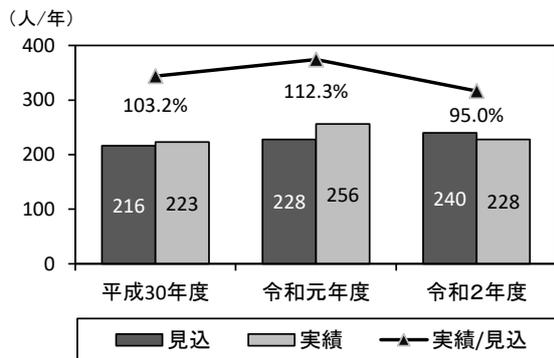
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）とは、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護医療院等に一時的に入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等を受けるサービスです。

【現状】

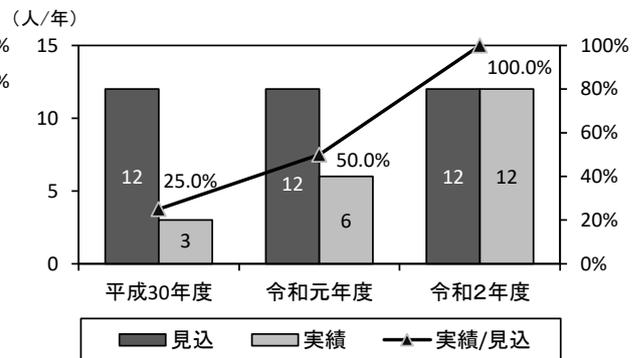
短期入所療養介護については、実績は概ね見込どおりに推移しています。

介護予防短期入所療養介護については、実績は見込を下回って推移しています。

■短期入所療養介護



■介護予防短期入所療養介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

短期入所療養介護については、医療機関等との連携を綿密にし、より利用しやすい体制を構築し、利用者の受け入れ体制の整備を支援します。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
短期入所療養介護(延べ人数)	228	240	240	228	240
介護予防短期入所療養介護(延べ人数)	12	12	12	12	12

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

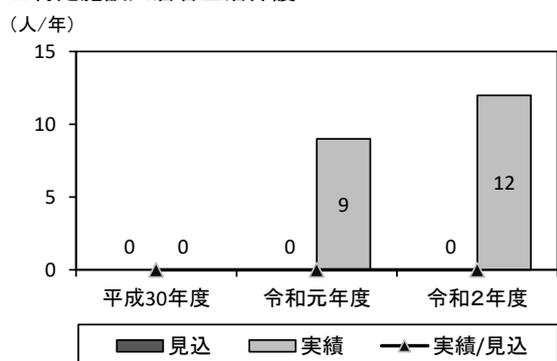
【サービスの概要】

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

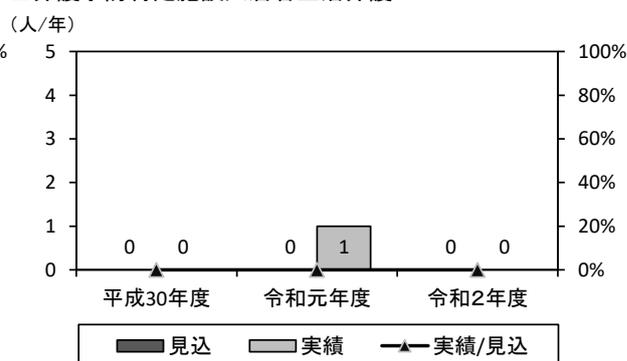
【現状】

特定施設入居者生活介護については、令和元年度以降、利用実績が生じています。

■特定施設入居者生活介護



■介護予防特定施設入居者生活介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

令和3年度より1施設（定員27名）の増加（サービス付き高齢者向け住宅からの移行）を予定しており、今後も利用ニーズに応じた供給体制の整備に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護(延べ人数)	300	300	300	300	300
介護予防特定施設入居者生活介護(延べ人数)	24	24	24	24	24

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【サービスの概要】

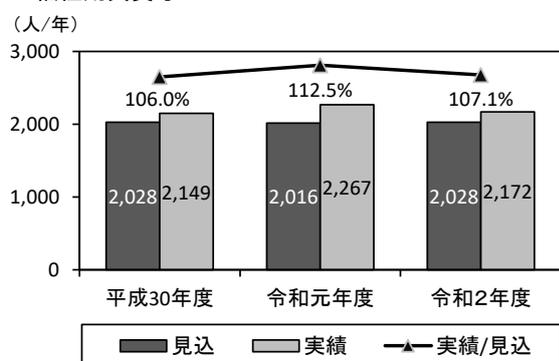
福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いす等の福祉用具をレンタルできるサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。

【現状】

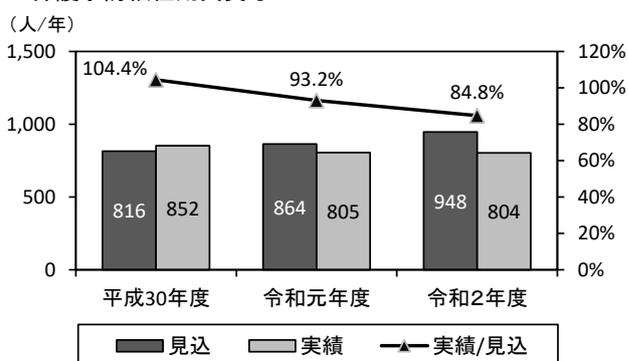
福祉用具貸与については、実績は見込を上回って推移しています。

介護予防福祉用具貸与については、令和元年度以降は、実績は見込を下回って推移しています。

■福祉用具貸与



■介護予防福祉用具貸与



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与ともに、身体状況に応じた適切な福祉用具の利用に向け、情報提供や相談支援・指導に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
福祉用具貸与(延べ人数)	2,064	2,160	2,184	2,028	2,184
介護予防福祉用具貸与(延べ人数)	804	780	780	792	816

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【サービスの概要】

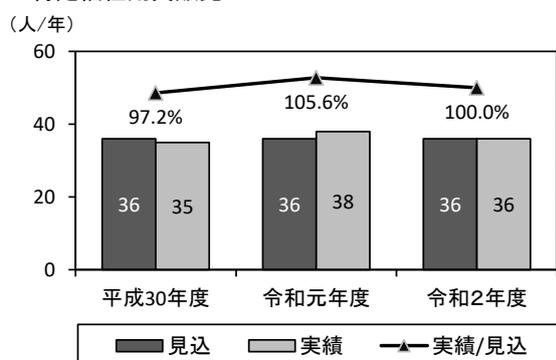
特定福祉用具販売とは、衛生管理等の問題でレンタルが難しい福祉用具（特殊尿器、腰かけ便座、入浴補助用具、浴槽用手すり等）を購入した場合に、その費用の一部を支給するサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。

【現状】

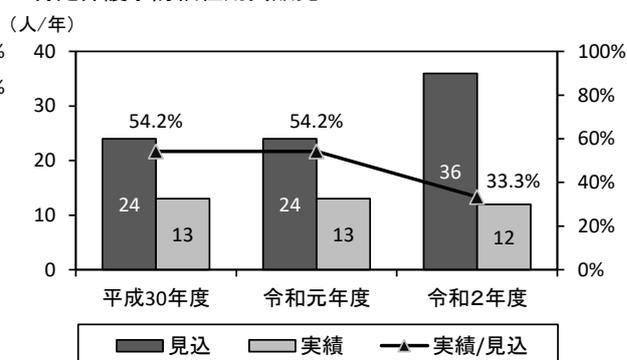
特定福祉用具販売については、実績は概ね見込どおりに推移しています。

特定介護予防福祉用具販売については、実績は見込を下回って推移しています。

■ 特定福祉用具販売



■ 特定介護予防福祉用具販売



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売ともに、今後も在宅における日常生活の自立を支援するため、利用者の適切かつ必要な福祉用具の購入促進に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
特定福祉用具販売(延べ人数)	36	36	36	36	36
特定介護予防福祉用具販売(延べ人数)	12	12	12	12	12

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

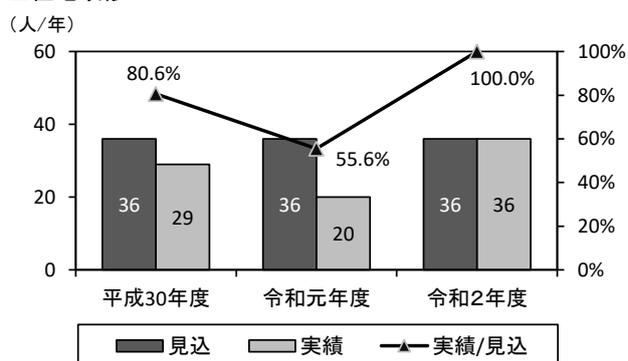
【サービスの概要】

住宅改修とは、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差の解消等を行うサービスです。在宅生活での高齢者本人の自立支援および介護者負担の軽減を図るために重要なサービスです。

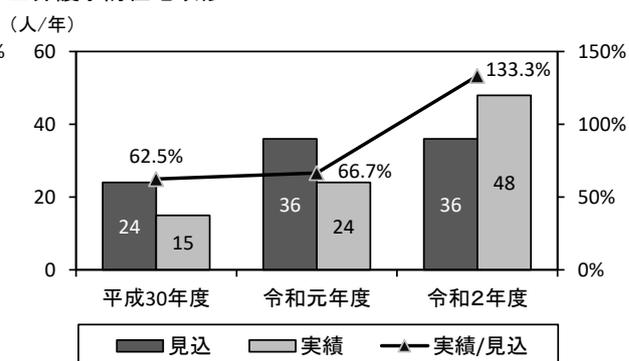
【現状】

住宅改修・介護予防住宅改修ともに、実績は見込を下回って推移していましたが、令和2年度は見込以上となっています。

■住宅改修



■介護予防住宅改修



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

住宅改修については、高齢者の在宅生活への意向が高まる中、安全で安心して暮らせる住まいの確保に向けて、改修が必要な住宅に対して、適切にサービス提供が行えるよう努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
住宅改修(延べ人数)	36	36	36	36	36
介護予防住宅改修(延べ人数)	48	48	48	48	48

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

【サービスの概要】

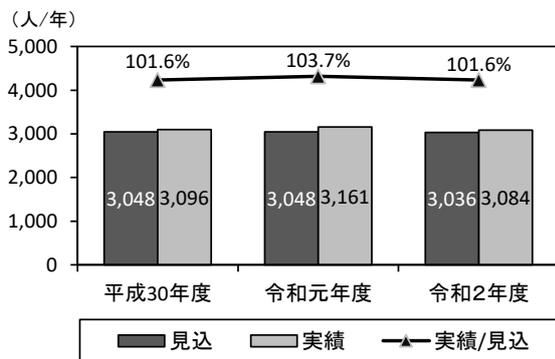
在宅サービス等が適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け、介護（予防）サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

【現状】

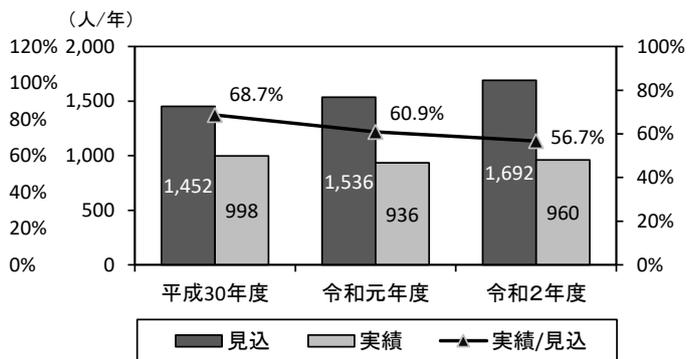
居宅介護支援については、実績は概ね見込どおりに推移しています。

介護予防支援については、実績は見込を大きく下回って推移しています。

■ 居宅介護支援



■ 介護予防支援



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

利用者の自立支援のため、在宅と施設、医療と介護のさらなる連携強化を図る必要があります。生活の改善及び維持のための目標を設定した介護（予防）サービス計画が作成されるよう、困難事例等を抱えるケアマネジャーに対しては、地域包括支援センターより適宜助言等を行います。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援(延べ人数)	2,928	3,048	3,072	2,904	3,084
介護予防支援(延べ人数)	948	924	936	948	960

(2) 地域密着型サービスの提供

① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

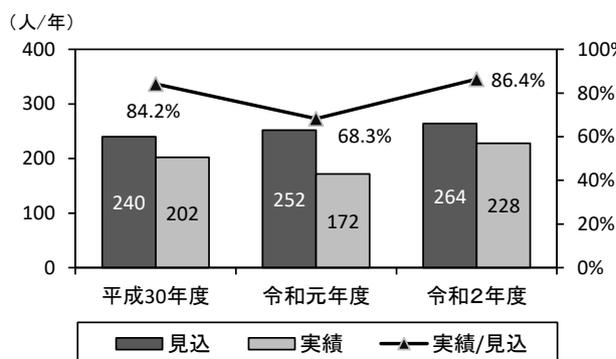
【サービスの概要】

居宅要介護者について、「通い」を中心として、その方の容態や希望に応じて、随時「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせて提供する介護サービスです。

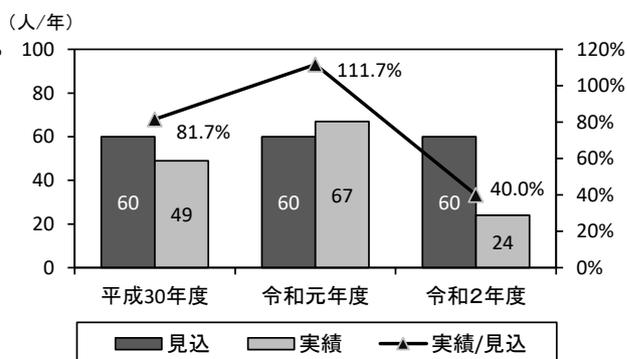
【現状】

小規模多機能型居宅介護については、実績は見込を下回って推移しています。
介護予防小規模多機能型居宅介護については、実績は令和元年度以外は見込を下回っています。

■小規模多機能居宅介護



■介護予防小規模多機能居宅介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

機能性や地域での必要性が高いサービスであり、需要に応じた供給体制の確保に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護(延べ人数)	216	228	228	216	240
介護予防小規模多機能型居宅介護(延べ人数)	24	24	24	24	24

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

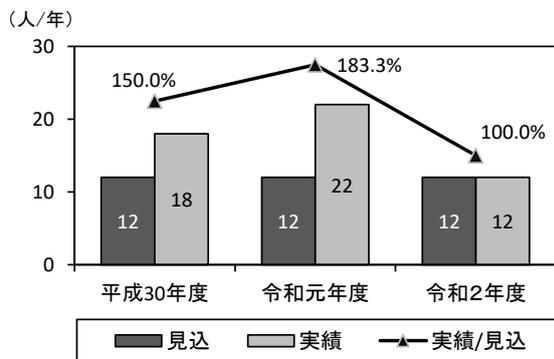
【サービスの概要】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とは、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

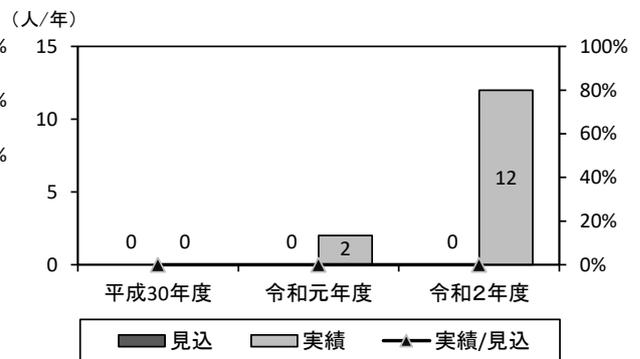
【現状】

認知症対応型共同生活介護については、実績は見込を上回って推移しています。介護予防認知症対応型共同生活介護については、令和元年度以降、利用実績が生じています。

■ 認知症対応型共同生活介護



■ 介護予防認知症対応型共同生活介護



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

認知症高齢者の増加が今後も予想されることから、高齢者や家族の利用ニーズの的確な把握に努め、近隣市町との供給体制の調整を行いながら、引き続き、安定的な供給体制の確保に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護(延べ人数)	12	12	12	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護(延べ人数)	12	12	12	12	12

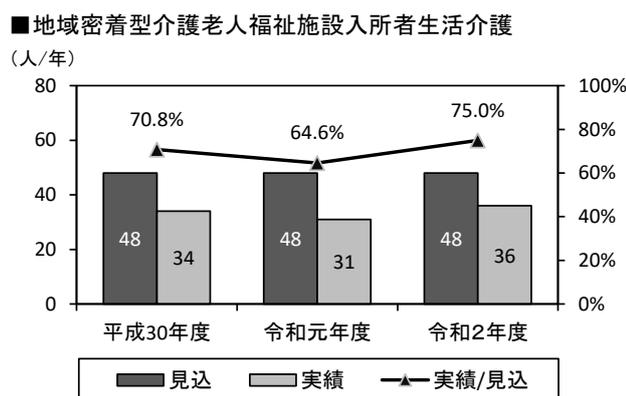
③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【サービスの概要】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、定員 29 名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービスです。

【現状】

実績は見込を下回って推移しています。



※2020 年度（令和 2 年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型サービスの充実が求められ、施設入所を希望する方々の利用ニーズに応じたサービス提供に努めます。

【第 8 期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(延べ人数)	36	36	36	36	36

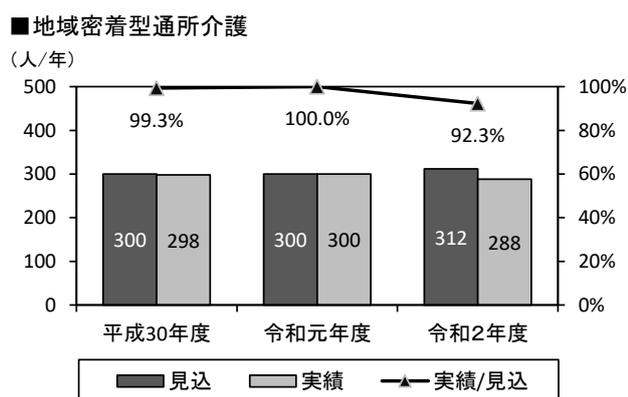
④ 地域密着型通所介護

【サービスの概要】

地域密着型通所介護とは、小規模のデイサービスセンター（定員 18 名以下）に通い、入浴や食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を提供するサービスです。

【現状】

実績は概ね見込どおりに推移しています。



※2020 年度（令和 2 年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

2016 年（平成 28 年）4 月の創設以降、安定した利用ニーズのあるサービスであり、今後も利用ニーズを把握しながら、必要量の確保に努めます。

【第 8 期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
地域密着型通所介護(延べ人数)	276	288	288	276	300

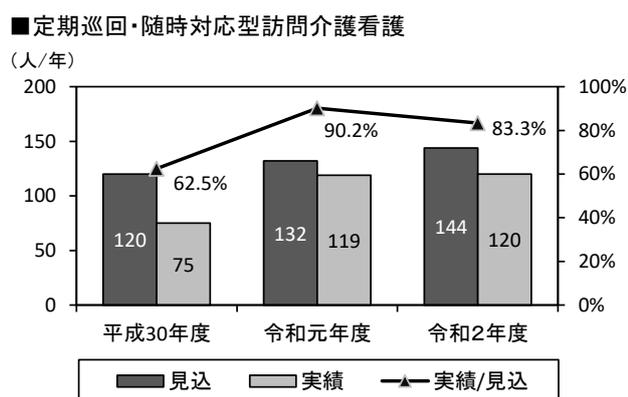
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【サービスの概要】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、または、それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

【現状】

実績は見込を下回って推移しています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

令和3年度から特定施設入居者生活介護に移行する施設があるため、一旦減少を見込みますが、利用は段階的に伸びていくと見込まれます。今後も利用ニーズを把握しながら、必要量の確保に努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(延べ人数)	60	96	120	120	120

⑥ その他の地域密着型サービス

サービス名	サービスの概要
認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	認知症ではあるものの、ADL(日常生活動作能力)の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員 29 名以下の有料老人ホーム等の入所者に対し、サービス計画に基づいて行われる入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	在宅にいる場合でも 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問、または通報時において訪問介護サービスを提供するものです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせてサービスを提供するものです。

【今後の方向性】

長期的な計画の中で、各サービスの必要性について、継続して検討を行います。

(3) 施設サービスの提供

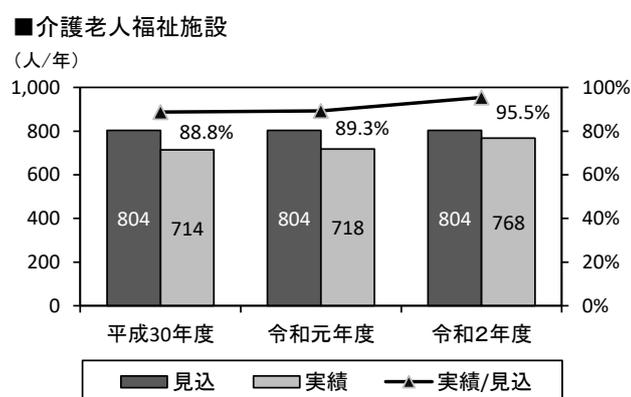
① 介護老人福祉施設

【サービスの概要】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは、自宅での介護が困難な方の介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行う施設です。

【現状】

介護職員の人材不足により受入人数を制限している施設があるため、実績は見込を下回って推移しています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

近隣市町における整備状況や利用実態をふまえ、必要に応じて利用希望者への情報提供や利用支援を行い、円滑な入所につながるよう努めます。また、施設の受入体制の整備を促進します。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設(延べ人数)	768	768	768	852	912

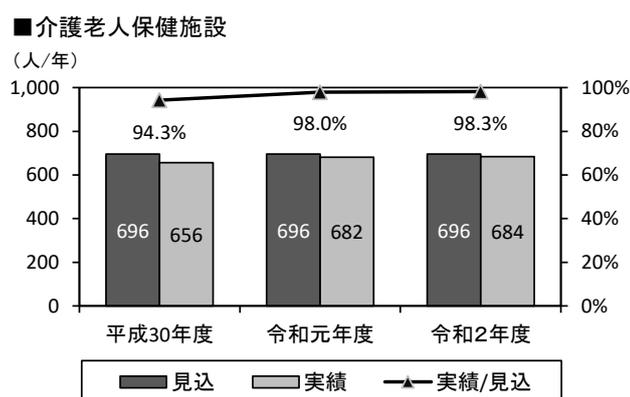
② 介護老人保健施設

【サービスの概要】

介護老人保健施設とは、在宅に戻ることを前提として、3～6か月間、看護、医学的管理下での介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行う施設です。

【現状】

実績は概ね見込どおりに推移しています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

近隣市町における整備状況や利用実態をふまえ、必要に応じて利用希望者への情報提供や利用支援を行い、円滑な入所につながるよう努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人保健施設(延べ人数)	684	684	684	768	816

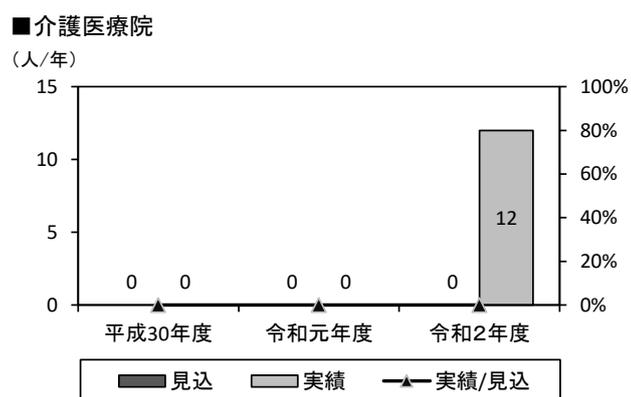
③ 介護医療院

【サービスの概要】

介護医療院とは、介護療養病床からの転換先として創設された施設で、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

【現状】

令和2年度以降、利用実績が生じています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

近隣市町における整備状況や利用実態を踏まえ、必要に応じて利用希望者への情報提供や利用支援を行い、円滑な入所につながるよう努めます。

【第8期の見込】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護医療院(延べ人数)	24	24	24	24	24

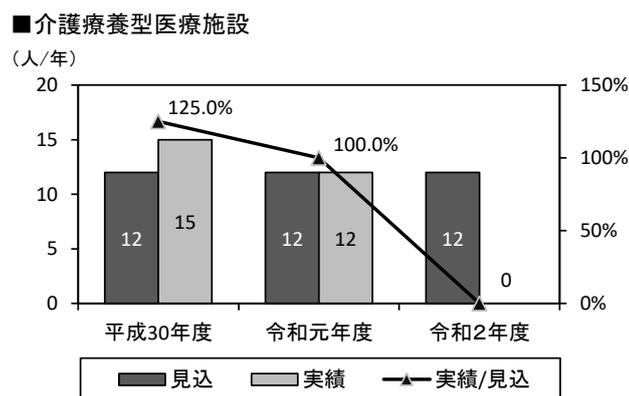
④ 介護療養型医療施設

【サービスの概要】

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの長期療養を必要とする方に、看護、医学的管理下での介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

【現状】

介護医療院への移行により、令和2年度の利用実績は0となっています。



※2020年度（令和2年度）は上半期実績からの推計値

【今後の方向性】

介護医療院への移行により、第8期以降の利用は見込んでおりません。必要に応じて従来の利用希望者への情報提供や利用支援を行い、介護医療院への円滑な入所につながるよう努めます。

(4) 高齢者向け住まいの設置状況の把握

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まい（特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの）は、多様な介護ニーズの受け皿となるため、将来必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要です。

① 有料老人ホーム

有料老人ホームとは、高齢者を対象とした有料の入居施設で、介護サービスが付いた「介護付き有料老人ホーム」、介護が必要となった場合に地域の介護サービスを利用しながら居住できる「住宅型有料老人ホーム」等があります。

② サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、医療・介護と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。

■ 高齢者向け住まいの入居定員総数（2020年（令和2年）7月1日時点）

	施設数(か所)	定員数(人)	入居者数(人)
住宅型有料老人ホーム	1	18	18
サービス付き高齢者向け住宅	1※	27	27

※2021年度（令和3年度）以降、特定施設入居者生活介護へ移行予定

2 保険者機能の強化

(1) 計画に基づくマネジメント機能の強化

① PDCA サイクルの活用

PDCA サイクルによる取り組みの実施、評価、改善を推進し、また、指標による達成度評価を各年度行うことにより、事業の一層の改善とサービスの向上を図ります。

② 保険者機能強化推進交付金等の有効活用

保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金といった、国から自治体への交付金を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取り組みを推進します。

(2) 介護給付の適正化【第5期介護給付適正化計画】

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、介護保険財政の健全な運営につながります。

介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、介護給付等に要する費用の適正化に関して本町が取り組むべき施策は以下のとおりです。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について訪問または書面等の審査を通じて点検を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

また、調査員や点検者の質の向上を図るため、継続的に学習の機会の提供や点検結果の情報共有等を行います。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査結果の点検実施率(%)	100.0	100.0	100.0

② ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、事業者から資料提出を求め、または訪問調査を行い、点検及び支援を行うことにより、利用者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検数(件)	100	100	100

③ 住宅改修・福祉用具の点検

改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工後の施工状況の点検等により、不適切または不要な住宅改修を防止します。

また、福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検し、利用者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修・福祉用具購入の点検実施率(%)	100.0	100.0	100.0

④ 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会と連携し、介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性等を点検します。また、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求を防止します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合実施率(%)	100.0	100.0	100.0

⑤ 介護給付費通知

保険者から利用者（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発し、適正なサービス請求に向けた抑制効果をあげることを目指します。

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知の回数(回)	1	1	1

(3) 介護事業所等への支援

① 居宅介護支援事業所の指定および指導管理

事業者による過剰なサービス提供や不正請求などを抑制し、長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、居宅介護支援事業所への実地指導及び監査を適切に実施します。

② 地域密着型サービスの指定および指導管理

地域密着型サービスは、地域での生活の継続を支える大切なサービスです。地域住民のニーズや地域のサービス資源の特性等をふまえて、地域密着型サービスの適切な実施体制を整備します。

地域密着型サービス提供事業者に対しては、必要に応じて指導等を実施し、事業者の指定を更新制とし、良質なサービス提供の確保に努めます。

③ 災害に対する備えに関する介護事業所等への助言・指導

サービス現場における防災対策を充実するため、介護事業所が策定している災害に対する計画を定期的を確認するとともに、避難に要する時間や経路等の確認や訓練等を促し、必要に応じて助言・指導を行います。

④ 感染症に対する備えに関する介護事業所等への助言・指導

日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

このため、事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修への参加を推進し、必要に応じて助言・指導を行います。

(4) 福祉・介護人材の確保等の推進

① 在宅サービスの重視

高齢者等ができる限り在宅で生活することができるよう、在宅サービスの利用を促進します。

また、住民ニーズとの整合性や今後の要介護認定者状況を勘案しながら、不足が見込まれるサービスを整備していきます。

② 福祉・介護人材の確保・育成

介護人材の資質向上のため、各種研修機会の充実、資質向上のための情報提供等を行います。人材の育成・確保については、事業所が単独で行うことには限界があるので、連携して進めることができるよう支援します。

また、将来的な介護人材の確保につながるよう、福祉教育や体験学習の充実等に取り組みます。

③ サービス従事者の質的向上の促進

介護サービス従事者は、介護技術の向上等のため、新しい知識や技術の習得に努める必要があります。そのため、関係機関が開催する研修への参加を推進し、質的向上を図ります。

1 介護保険料算定の手順

第8期介護保険事業の数値目標は、次のような流れで見込みます。

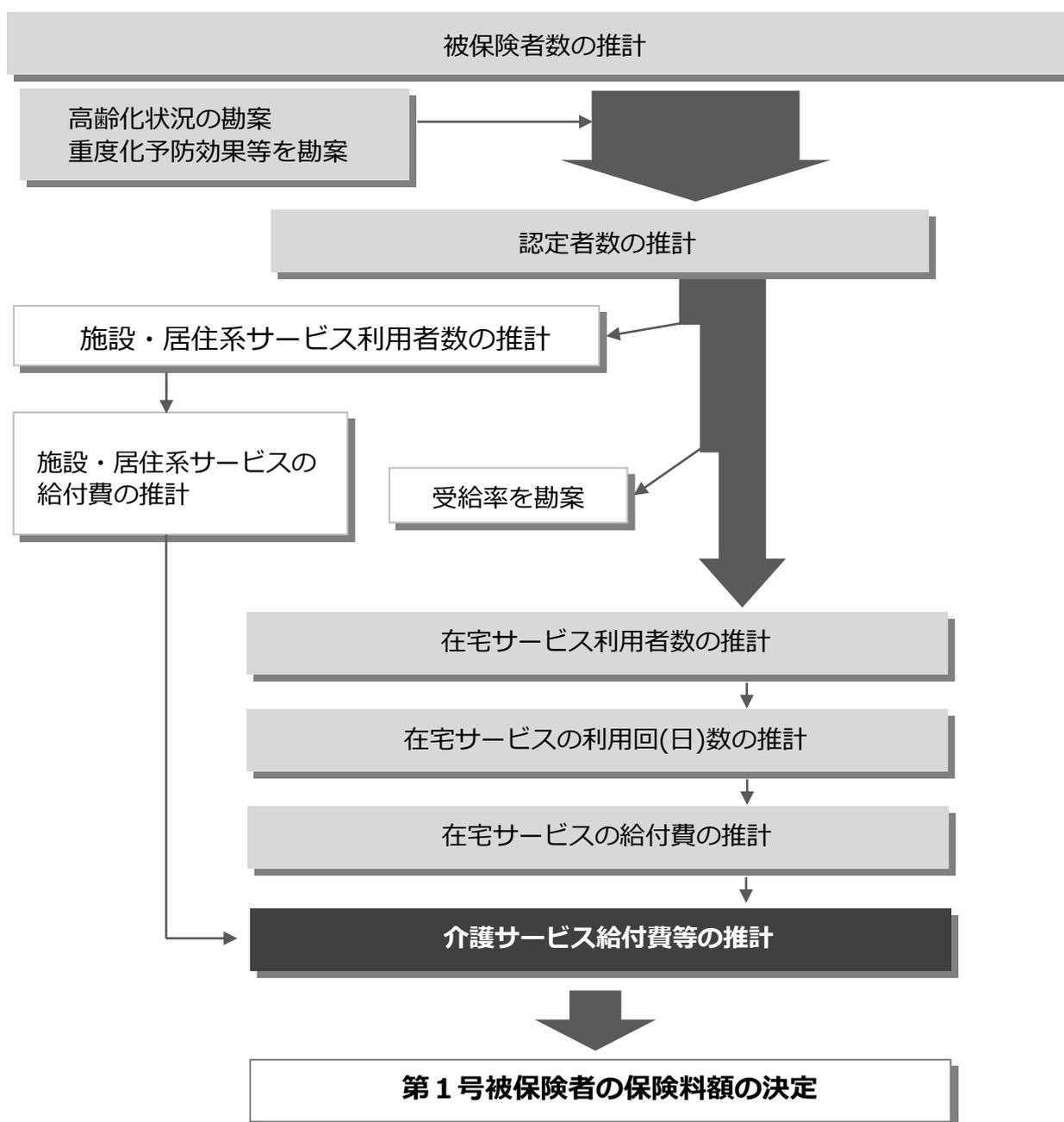
まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

このように推計した給付費をもとに、第1号被保険者の保険料額を算出します。

【介護保険料算定の流れ】



2 被保険者数と認定者数の設定

2-1 将来人口と被保険者数の推計

2040年（令和22年）までの将来人口を推計し、第8期における被保険者数を下表のとおり見込みました^{※1}。

図表28 人口推計及び被保険者数 (単位:人)

	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2025年度 令和7年度	2030年度 令和12年度	2035年度 令和17年度	2040年度 令和22年度
総人口	10,133	10,024	9,914	9,682	9,069	8,423	7,748
第1号被保険者数	3,306	3,301	3,293	3,285	3,186	3,067	3,075
65～74歳	1,605	1,531	1,451	1,310	1,173	1,155	1,306
75歳以上	1,701	1,770	1,842	1,975	2,013	1,912	1,769
75～84歳	1,026	1,092	1,176	1,319	1,321	1,083	974
85歳以上	675	678	666	656	692	829	795
第2号被保険者数	3,222	3,204	3,185	3,128	3,043	2,855	2,497

※1 本章における推計はすべて地域包括ケア「見える化」システムを使用しており、推計のための基準人口として、実績値（住民基本台帳）を基にコーホート要因法を用いた町独自の推計値を使用しています。

2-2 要介護等認定者数と認定率の推計

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率（第1号認定者数/第1号被保険者数）を下表のとおり見込みました^{※2}。

図表29 要介護認定者数及び認定率 (単位:人)

	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2025年度 令和7年度	2030年度 令和12年度	2035年度 令和17年度	2040年度 令和22年度
認定者数	596	605	609	607	631	653	639
要支援1	43	42	42	44	47	48	45
要支援2	97	95	96	96	101	103	97
要介護1	78	80	80	79	83	88	82
要介護2	133	139	139	138	140	149	147
要介護3	103	105	104	103	108	111	111
要介護4	85	87	89	89	91	90	94
要介護5	57	57	59	58	61	66	63
うち、第1号被保険者	590	599	603	601	625	647	633
要支援1	43	42	42	44	47	48	45
要支援2	96	94	95	95	100	102	96
要介護1	78	80	80	79	83	86	82
要介護2	132	138	138	137	139	148	146
要介護3	102	104	103	102	107	110	110
要介護4	84	86	88	88	90	89	93
要介護5	55	55	57	56	59	64	61
認定率(%)	17.8	18.1	18.3	18.3	19.6	21.1	20.6

※2 認定者数は、2020年度（令和2年度）の性別・年齢5歳階級別・要介護度別の見込み認定者数に、それぞれの階層の認定率の伸び（2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）にかけての実績値の変化の2分の1）を乗じて算出しています。

3 サービス別利用者数と給付費等の推計

3-1 サービス見込額、利用者数、回数（日数）

サービスの見込額、利用者数、回数（日数）は、以下のとおり見込んでいます。介護予防サービス見込額と、介護サービス見込額を合算した額が、第8期における総給付費となります。

図表 30 介護予防サービス見込額・利用者数・回数（日数）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	3,636	3,638	3,638	3,638	3,638	3,638	3,638
	回数(回)	39.4	39.4	39.4	39.4	39.4	39.4	39.4
	人数(人)	10	10	10	10	10	10	10
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,096	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098	2,098
	回数(回)	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
	人数(人)	6	6	6	6	6	6	6
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	234	234	234	234	234	234	234
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	7,906	7,404	7,404	7,404	7,911	7,911	7,911
	人数(人)	17	16	16	16	17	17	17
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	623	623	623	623	623	623	623
	日数(日)	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	7,848	7,620	7,620	7,725	8,181	8,304	7,953
	人数(人)	67	65	65	66	70	71	68
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	320	320	320	320	320	320	320
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
	人数(人)	4	4	4	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,815	1,816	1,816	1,816	1,816	1,816	1,816
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,988	1,990	1,990	1,990	1,990	1,990	1,990
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,943	2,945	2,945	2,945	2,945	2,945	2,945
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援								
	給付費(千円)	4,235	4,130	4,184	4,237	4,505	4,559	4,290
	人数(人)	79	77	78	79	84	85	80
合計	給付費(千円)	35,099	34,273	34,327	34,485	35,716	35,893	35,273

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

図表 31 介護サービス見込額・利用者数・回数（日数）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	52,960	53,963	56,301	51,441	52,692	55,758	55,281
	回数(回)	1,411.4	1,436.8	1,497.8	1,368.0	1,402.8	1,484.0	1,470.9
	人数(人)	68	70	72	66	68	72	71
訪問入浴介護	給付費(千円)	6,130	6,134	6,134	5,367	5,367	6,134	6,134
	回数(回)	42.2	42.2	42.2	36.9	36.9	42.2	42.2
	人数(人)	8	8	8	7	7	8	8
訪問看護	給付費(千円)	26,373	27,643	28,725	26,034	26,848	28,696	28,264
	回数(回)	241.0	252.6	262.4	238.0	245.4	262.0	258.0
	人数(人)	59	62	64	58	60	64	63
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,414	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
	回数(回)	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
	人数(人)	5	5	5	5	5	5	5
居宅療養管理指導	給付費(千円)	538	538	538	538	538	538	538
	人数(人)	4	4	4	4	4	4	4
通所介護	給付費(千円)	114,900	119,403	119,291	113,554	117,893	122,856	120,624
	回数(回)	1,147.1	1,191.1	1,188.7	1,135.0	1,179.3	1,232.7	1,206.6
	人数(人)	128	133	133	127	132	138	135
通所リハビリテーション	給付費(千円)	38,805	41,107	40,227	38,826	40,227	41,798	41,012
	回数(回)	338.2	360.2	352.8	338.2	352.8	367.4	360.1
	人数(人)	48	51	50	48	50	52	51
短期入所生活介護	給付費(千円)	20,565	20,576	20,576	20,576	20,576	21,183	21,183
	日数(日)	204.4	204.4	204.4	204.4	204.4	210.7	210.7
	人数(人)	22	22	22	22	22	23	23
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	15,925	16,623	16,623	15,934	15,934	16,623	16,623
	日数(日)	115.6	120.8	120.8	115.6	115.6	120.8	120.8
	人数(人)	19	20	20	19	19	20	20
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	30,879	32,302	32,799	30,216	31,188	32,725	32,627
	人数(人)	172	180	182	169	175	184	182
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	963	963	963	963	963	963	963
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	3
住宅改修費	給付費(千円)	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485	2,485
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	3
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	59,309	59,342	59,342	59,342	59,342	59,342	59,342
	人数(人)	25	25	25	25	25	25	25
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	10,719	15,041	17,744	17,744	17,744	17,744	17,744
	人数(人)	5	8	10	10	10	10	10
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	22,781	24,037	24,037	22,794	22,794	23,690	24,933
	回数(回)	192.2	201.0	201.0	192.2	192.2	200.5	209.3
	人数(人)	23	24	24	23	23	24	25
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	39,701	42,129	42,129	39,723	41,241	43,647	43,647
	人数(人)	18	19	19	18	19	20	20
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,243	3,245	3,245	3,245	3,245	3,245	3,245
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	9,064	9,069	9,069	9,069	9,069	9,069	9,069
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	3
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	195,441	195,550	195,550	216,793	228,993	232,229	232,072
	人数(人)	64	64	64	71	75	76	76
介護老人保健施設	給付費(千円)	195,670	195,778	195,778	218,145	225,339	232,452	232,195
	人数(人)	57	57	57	64	66	68	68
介護医療院	給付費(千円)	9,543	9,548	9,548	9,548	9,548	9,548	9,548
	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	42,907	44,639	45,033	42,407	43,656	45,669	45,069
	人数(人)	244	254	256	242	249	261	257
合計	給付費(千円)	900,315	921,530	927,552	946,159	977,097	1,007,809	1,004,013

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

3-2 施設サービス利用者数

施設サービス利用者数は、以下のように見込んでいます。施設サービス利用者のうち、要介護4及び5の占める割合は、2025年度（令和7年度）に61.3%、2040年度（令和22年度）に61.6%となることを見込んでいます。

図表 32 施設サービス利用者数

(単位:人)

	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2025年度 令和7年度	2030年度 令和12年度	2035年度 令和17年度	2040年度 令和22年度
施設サービス利用者数（総数）	123	123	123	137	143	146	146
介護老人福祉施設	64	64	64	71	75	76	76
介護老人保健施設	57	57	57	64	66	68	68
介護医療院	2	2	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	0	0	0				
うち要介護4・5	78	78	78	84	88	90	90
うち要介護4・5 (%) ※1	63.4	63.4	63.4	61.3	61.5	61.6	61.6

※1 要介護4及び5の人数を施設サービス利用者数（総数）で除して算出しています。

3-3 地域支援事業費

地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費、包括的支援事業（社会保障充実分）のそれぞれの事業実績※2に基づき、次頁の表のとおり見込んでいます。

※2 2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までの実績値（ただし、2020年度（令和2年度）は見込み値）

図表 33 地域支援事業費の見込み

(単位：円)

	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2025年度 令和7年度	2030年度 令和12年度	2035年度 令和17年度	2040年度 令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業							
訪問介護相当サービス	3,485,849	3,569,701	3,651,556	3,327,362	3,231,894	3,072,608	2,891,012
訪問型サービスA	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	14,866,119	15,223,723	15,572,813	14,190,218	13,783,076	13,103,769	12,329,315
通所型サービスA	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	62,371	63,871	65,336	69,210	70,542	67,003	61,991
介護予防把握事業	169,166	173,235	177,208	187,716	191,328	181,728	168,137
介護予防普及啓発事業	0	0	0	0	0	0	0
地域介護予防活動支援事業	246,060	251,979	257,757	273,041	278,295	264,332	244,562
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	2,952,719	3,023,746	3,093,083	3,276,498	3,339,539	3,171,982	2,934,747
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0	0	0	0
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業							
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	3,992,624	3,987,707	3,976,644	3,968,590	3,848,988	3,705,225	3,714,890
任意事業	1,996	1,994	1,988	1,984	1,924	1,853	1,857
包括的支援事業(社会保障充実分)							
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0	0	0	0	0
生活支援体制整備事業	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
認知症初期集中支援推進事業	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
認知症地域支援・ケア向上事業	897,000	897,000	897,000	897,000	897,000	897,000	897,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費計							
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,782,284	22,306,255	22,817,753	21,324,045	20,894,674	19,861,422	18,629,764
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	3,994,620	3,989,701	3,978,632	3,970,574	3,850,912	3,707,078	3,716,747
包括的支援事業(社会保障充実分)	3,329,000	3,329,000	3,329,000	3,329,000	3,329,000	3,329,000	3,329,000
地域支援事業費	29,105,904	29,624,956	30,125,385	28,623,619	28,074,586	26,897,500	25,675,511

3-4 標準給付費

総給付費に、特定施設入所者介護サービス費（見直しに伴う財政影響額調整後）、高額介護サービス費（見直しに伴う財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費見込み額」は、下表のとおり見込んでいます。

図表 34 標準給付費の見込み

(単位：円)

	第8期				令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
標準給付費見込額	2,987,653,320	981,549,727	999,858,116	1,006,245,477	1,024,911,639	1,058,857,679	1,091,403,128	1,086,004,863
総給付費	2,853,096,000	935,414,000	955,803,000	961,879,000	980,644,000	1,012,813,000	1,043,702,000	1,039,286,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	77,993,364	27,443,201	25,191,468	25,358,695	25,276,089	26,273,109	27,188,820	26,605,155
特定入所者介護サービス費等給付額	99,295,400	32,696,165	33,189,899	33,409,336	33,299,617	34,616,243	35,823,147	35,055,116
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△21,302,036	△5,252,964	△7,998,431	△8,050,641	△8,023,528	△8,343,134	△8,634,327	△8,449,961
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	49,629,725	16,405,476	16,557,389	16,666,860	16,612,124	17,268,947	17,871,033	17,487,887
高額介護サービス費等給付額	50,395,342	16,594,267	16,844,852	16,956,223	16,900,537	17,568,763	18,181,303	17,791,505
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	△765,617	△188,791	△287,463	△289,363	△288,413	△299,816	△310,270	△303,618
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,273,607	1,079,690	1,088,779	1,105,138	1,123,314	1,181,479	1,246,915	1,239,645
算定対象審査支払手数料	3,660,624	1,207,360	1,217,480	1,235,784	1,256,112	1,321,144	1,394,360	1,386,176
審査支払手数料一件あたり単価		88	88	88	88	88	88	88
審査支払手数料支払件数（件）	41,598	13,720	13,835	14,043	14,274	15,013	15,845	15,752
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0	0	0	0

4 第1号被保険者の保険料の推計

4-1 第1号被保険者負担分相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担分相当額（負担割合は、第8期は23%、2040年（令和22年）は26.8%の見込み）が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込み、市町村特別給付費等を加え、合計額を算定します。

図表 35 第1号被保険者負担分相当額の見込み

（単位：円）

	第8期				令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
①第1号被保険者負担分相当額	707,597,200	232,450,795	236,781,107	238,365,298	246,527,250	260,863,744	280,693,458	297,930,340
②調整交付金相当額	152,727,981	50,166,601	51,108,219	51,453,162	52,311,784	53,987,618	55,563,228	55,231,731
③調整交付金見込額	△185,661,000	△63,009,000	△62,761,000	△59,891,000	△57,334,000	△54,851,000	△67,787,000	△62,743,000
調整交付金見込交付割合 (%)		6.28	6.14	5.82	5.48	5.08	6.10	5.68
後期高齢者加入割合補正係数		0.9337	0.9401	0.9543	0.9689	0.9855	0.9457	0.9640
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)		0.9432	0.9479	0.9595				
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)		0.9242	0.9322	0.9490	0.9689	0.9855	0.9457	0.9640
所得段階別加入割合補正係数		1.0112	1.0109	1.0107	1.0109	1.0112	1.0112	1.0110
④市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0	0	0
合計 (①+②+③+④+⑤)	674,664,181				241,505,035	260,000,361	268,469,685	290,419,072

4-2 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本町における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は、以下のとおりに設定しました。

図表 36 所得段階別の状況

	合計	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
第1号被保険者数	9,900	3,306	3,301	3,293	3,285	3,186	3,067	3,075
前期(65~74歳)	4,587	1,605	1,531	1,451	1,310	1,173	1,155	1,306
後期(75歳~)	5,313	1,701	1,770	1,842	1,975	2,013	1,912	1,769
後期(75歳~84歳)	3,294	1,026	1,092	1,176	1,319	1,321	1,083	974
後期(85歳~)	2,019	675	678	666	656	692	829	795
所得段階別加入割合								
第1段階		12.3%			12.3%			
第2段階		9.7%			9.7%			
第3段階		8.9%			8.9%			
第4段階		11.0%			11.0%			
第5段階		18.6%			18.6%			
第6段階		18.4%			18.4%			
第7段階		10.9%			10.9%			
第8段階		5.1%			5.1%			
第9段階		5.1%			5.1%			
合計		100.0%			100.0%			
所得段階別被保険者数								
第1段階	1,218	407	406	405	404	392	377	378
第2段階	962	321	321	320	319	310	298	299
第3段階	884	295	295	294	293	285	274	275
第4段階	1,089	364	363	362	361	350	337	338
第5段階	1,844	615	614	615	613	592	572	573
第6段階	1,817	607	606	604	603	585	563	564
第7段階	1,074	359	358	357	356	346	333	334
第8段階	503	168	168	167	167	162	156	156
第9段階	509	170	170	169	169	164	157	158
合計	9,900	3,306	3,301	3,293	3,285	3,186	3,067	3,075
所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化後)※	9,390	3,136	3,131	3,123	3,116	3,022	2,909	2,916

※「弾力化」とは、被保険者の負担能力に応じてきめ細かな保険料段階や保険料率を設定することを指します。「所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化後)」は、所得段階別の見込み被保険者数に、弾力化した保険料率を乗じて算出した値です。

4-3 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第8期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。また、2040年（令和22年）時点での保険料基準額について、以下のように見込みます。

図表 37 第1号被保険者保険料基準額

（単位：円）

	第8期	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	2035年度 (令和17年度)	2040年度 (令和22年度)
保険料基準額（月額）	5,500	6,591	7,317	7,848	8,468
準備基金取崩額の影響	609	0	0	0	0
準備基金の残高 （前年度末の見込み額）	134,000,000	66,700,000	66,700,000	66,700,000	66,700,000
準備基金取崩額	67,300,000	0	0	0	0
準備基金取崩割合	50.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の 影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（%） ※対7期保険料	△5.2%	13.6%	26.2%	35.3%	46.0%
保険料収納必要額	607,364,181	241,505,035	260,000,361	268,469,685	290,419,072
予定保険料収納率（%）	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

参考 第8期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）算出

① 「第1号被保険者負担分相当額」の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{標準給付費見込額} & & \text{地域支援事業費} & \text{第1号被保険者負担割合} & & \text{第1号被保険者負担分相当額} & \\ (2,987,653,320 \text{ 円} & + & 88,856,245 \text{ 円}) & \times 23.0\% & = & 707,597,200 \text{ 円} & \end{array}$$

② 保険料収納必要額の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{第1号被保険者負担分相当額} & \text{調整交付金相当額} & \text{調整交付金見込額} & \text{準備基金取崩額} & \text{保険料収納必要額} & & \\ 707,597,200 \text{ 円} & + 152,727,981 \text{ 円} & - 185,661,000 \text{ 円} & - 67,300,000 \text{ 円} & = & 607,364,181 \text{ 円} & \end{array}$$

③ 保険料基準額の算出

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料収納必要額} & \text{予定保険料収納率} & \text{所得段階別加入割合補正後} & & \text{保険料基準月額} & & \\ & & \text{被保険者数（弾力化後）} & & & & \\ 607,364,181 \text{ 円} & \div 98.0\% & \div 9,390 \text{ 人} & \div 12 \text{ か月} & \div & \underline{5,500 \text{ 円}} & \end{array}$$

4-4 所得段階別の第1号被保険者保険料

第8期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の9段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

図表 38 所得段階別の保険料率の設定（第8期）

			基準額に対する割合	保険料額
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30	19,800円 (月額1,650円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.40	26,400円 (月額2,200円)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70	46,200円 (月額3,850円)
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが本人は住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	59,400円 (月額4,950円)
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00	66,000円 (月額5,500円)
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	79,200円 (月額6,600円)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	1.30	85,800円 (月額7,150円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	1.50	99,000円 (月額8,250円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上	1.70	112,200円 (月額9,350円)

1 計画の推進体制の整備

本計画は、高齢者が健康で生きがいのある生活を営み続けることができるよう、保健・福祉分野の施策に加えて、生涯学習、住宅、都市基盤等、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

本計画を円滑に推進するため、保健福祉課を中心に、施策および事業の進捗管理等を行います。

さらに、全庁的な体制で本計画を推進するため、関係各課や関係機関・団体等とのきめ細かな連携を行います。

2 介護保険事業の進捗状況の評価

PDCA サイクルを活用して本計画を推進していくため、計画に記載した各種数値（認定者数、受給者数、サービス別の給付状況等）の実績を定期的にモニタリングし、その結果をふまえた取り組みを検討します。

また、サービス供給量等の基礎的なデータの収集、住民ニーズ等の質的情報の把握等を定期的実施し、新たな課題の検討、評価、分析等を行います。

計画の進行および進捗に関する情報や検討および評価の結果等については、必要に応じて報告し、公表します。

1 高浜町福祉3計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭22年法律第164号）第33条の20に基づく障害児福祉計画並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するため、高浜町福祉3計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 高浜町議会議員
- (4) 住民代表者
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了までとする。

4 任期満了前に退任した委員の補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により選出された委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、次に掲げる部会（以下「各部会」という。）を設置し、部会の区分に応じて審議及び、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画部会 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者福祉計画部会 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画部会 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。

2 各部会に、部会長及び副部会長を1名置く。

3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 障害者福祉計画部会の部会長及び高齢者福祉計画部会の部会長は、地域福祉計画部会の委員を兼ねる。

6 地域福祉部会の部会長は、委員会の委員長を兼ねる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は令和2年5月1日から施行する。

2 この要綱は令和3年3月31日に限り、その効力を失う。

3 第5条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。

2 高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

高浜町福祉3計画策定委員会委員名簿

No.	所属機関等	役職等名	委員名	備考
1	高浜町民生委員児童委員協議会	会長	下部 啓子	副委員長 地域福祉計画部会 副部会長
2	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会	事務局次長	田淵 誉	障害者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
3	高浜町老人クラブ連合会	会長	山下 孝之	地域福祉計画部会
4	高浜町身体障害者福祉協会	副会長	神原 道雄	障害者福祉計画部会
5	特定非営利活動法人 おひさま	理事長	小島 真弓	障害者福祉計画部会
6	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 実施事業所：相談支援センター 若狭ねっと	管理者	村上 美恵子	障害者福祉計画部会
7	ハートフルサポート cocomado	嶺南エリア マネジャー	西村 俊介	障害者福祉計画部会
8	高浜ケアサポート	代表取締役	山本 勝則	高齢者福祉計画部会 副部会長
9	居宅介護支援事業所 和	介護支援 専門員	小幡 真宏	高齢者福祉計画部会
10	和田地区 在宅介護支援センター	介護支援 専門員	栗駒 典子	高齢者福祉計画部会
11	居宅介護支援グッとサポート	主任介護 支援専門員	細川 智洋	高齢者福祉計画部会
12	高浜町地域包括支援センター	主査 (保健師)	中川 逸子	高齢者福祉計画部会
13	独立行政法人 地域医療機能 推進機構 若狭高浜病院	理学療法士長	野瀬 啓一郎	高齢者福祉計画部会
14	福井県高浜町国民健康保険 和田診療所	所長	細川 知江子	地域福祉計画部会
15	高浜町子育て世代包括支援 センター「kurumu」	主査 (保健師)	畑中 美優寿	地域福祉計画部会
16	住民代表		山中 義和	高齢者福祉計画部会 部会長 地域福祉計画部会
17	住民代表		田中 温子	障害者福祉計画部会
18	高浜町議会	議員	松岡 茂和	委員長 地域福祉計画部会 部会長
19	高浜町議会	議員	廣瀬 とし子	障害者福祉計画部会 副部会長
20	高浜町議会	議員	渡邊 孝	高齢者福祉計画部会

高浜町福祉3計画策定委員会（高齢者福祉計画部会）委員名簿

No.	種別	所属機関等	委員名	備考
1	住民代表者	地域住民	山中 義和	部会長
2	福祉関係者	高浜ケアサポート	山本 勝則	副部会長
3	保健医療関係者	若狭高浜病院	野瀬 啓一郎	
4	福祉関係者	居宅介護支援事業所 和	小幡 真宏	
5	福祉関係者	和田地区在宅介護支援センター	栗駒 典子	
6	福祉関係者	居宅介護支援グッとサポート	細川 智洋	
7	高浜町議会議員	高浜町議会	渡邊 孝	
8	福祉関係者	高浜町地域包括支援センター	中川 逸子	

3 計画の策定経過

開催（実施）事項 期日	内容
在宅介護実態調査の実施 令和2年1月13日（月）～令和2年1月31日（金）	
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査の実施 令和2年1月21日（火）～令和2年2月10日（月）	
第1回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年6月29日（月）	1 福祉3計画についての説明 （福祉3計画策定の目的、概要等） 2 今後のスケジュールについて
第1回 高齢者福祉計画部会 令和2年6月29日（月）	1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の趣旨について 2 今後のスケジュールについて
第2回 高齢者福祉計画部会 令和2年8月27日（木）	1 第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の骨子案について（現状分析等）
第3回 高齢者福祉計画部会 令和2年10月14日（水）	1 介護サービス見込み量及び保険料額の仮推計について
第4回 高齢者福祉計画部会 令和2年11月16日（月）	1 第8期介護保険事業計画の素案について
第2回 高浜町福祉3計画策定委員会 令和2年11月16日（月）	1 各計画素案について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 2 パブリックコメントについて
パブリックコメントの実施 令和3年1月6日（水）～令和3年1月20日（水）	
第5回 高齢者福祉計画部会 令和3年2月3日（水）	1 介護保険事業等の計画原案について （パブリックコメントの結果、内容の決定等）
第3回 高齢者福祉3計画策定委員会 令和3年2月3日（水）	1 パブリックコメントの実施結果について 2 計画案（最終案）の内容確認について ①第3期高浜町地域福祉計画 ②高浜町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 ③第9次高浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
～たかほまハートフルプラン～ 第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 町長への報告 令和3年2月18日（木）	

～たかはまハートフルプラン～
第9次高浜町高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画

発行：高浜町

発行年月：2021年（令和3年）3月

編集：高浜町 保健福祉課 福祉グループ 介護保険係
〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68
高浜町保健福祉センター内

TEL：(0770) 72-5887

FAX：(0770) 72-6109